

平成 2 6 年度 包括外部監査の結果に関する報告書

産業振興に係わる事業の事務の執行について
(監査対象)
旭川市一般会計中の農林水産業費および商工費

平成 2 7 年 3 月
旭川市包括外部監査人
公認会計士 坪沼一成

包括外部監査の結果に関する報告書

目 次

	頁
第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	
3. 当該事件を選定した理由	
4. 外部監査の方法	
5. 対象とする所属等	2
6. 監査対象期間	3
7. 監査実施期間	
8. 包括外部監査の補助者	
9. 利害関係	
第2章 商業	4
第1 経済観光部の概要	
1. 施策および事業	
2. 組織および人員	5
3. 事務分掌	6
4. 関係施設	8
5. 附属機関	
6. 歳入と歳出	
第2 監査対象事業等	1 2
1. 振興行政費	1 4
2. 中小企業振興資金融資事業費	1 6
3. 動物園事業特別会計繰出金	2 5
4. 商業行政費	2 7
5. 道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金	2 8
6. 地場産品販路開拓推進費	3 0
7. 海外経済交流推進事業費	3 3
8. 北の恵み食べマルシェ開催負担金	3 5
9. 中心市街地活性化対策費	3 7
10. まちなかマネジメント賑わい創出事業費	3 9
11. ユジノサハリンスク経済交流推進費	4 2
12. 道北地域旭川地場産業振興センター整備費補助金	4 3
13. 中心市街地出店促進事業費	4 4
14. 地域企業育成事業費	4 5
15. 企業誘致費	4 9

	頁
16. 首都圏企業誘致強化事業費	54
17. 産業振興行政費	55
18. ものづくり人材育成事業費	56
19. 新製品開発・販路拡大支援事業費	59
20. 連携促進・創業支援推進事業費	64
21. デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金	67
22. (一財)旭川産業創造プラザ補助金	69
23. 施設管理費(旭川市工業技術センター)	76
24. 技術指導行政費(旭川市工業技術センター)	78
25. 観光振興行政費	79
26. 観光客誘致宣伝事業費	82
27. 国際観光プロモーション事業費	84
28. イベント推進事業費	86
29. 旭川観光巡り推進事業費	91
30. 冬季イベント推進事業費	93
31. 観光情報センター運営費	96
32. 旭川観光コンベンション協会補助事業費	98
33. 日泰ほほえみのかけ橋構築事業費	102
34. 国際家具デザインフェア旭川 2014 開催準備事業費	103
35. 木工芸指導行政費(旭川市工芸センター)	105
36. 施設管理費(工芸センター)	107
37. 家具等首都圏販路拡大支援事業費	109
38. 補助金・負担金に係る点検について	111
第3 現場視察等	114
1. 旭川市工芸センター	115
2. 旭川市工業技術センター	122
3. 経済総務課、経済交流課、産業振興課、企業立地課、観光課および観光案内所	127
4. 経済観光部所管の不動産	129
第3章 農業	131
第1 農政部の概要	
1. 施策および事業	
2. 組織および人員	132
3. 事務分掌	
4. 農政部に係わる歳出	135
5. 監査対象事業等	136
第2 担い手の育成	139

1. 概況	
2. 監査対象事業	
(1) 農地集積協力金交付事業費	
(2) 青年就農給付金事業費	1 4 0
(3) (新) 経営体育成支援事業費	1 4 2
(4) 今こそ就農・新規参入者応援事業費	1 4 3
① 農業研修受入事業指導謝金	
② 新規就農者農場等リース事業補助金	
③ 新規就農者営農開始支援補助金	1 4 4
④ 就農開始応援資金（新規貸付は平成 24 年度で終了）	
(5) 農業経営強化資金融資事業費	1 4 5
① 農業あとなつぎ夢支援事業	
② 農業経営改善資金	1 4 6
③ 農業経営自立支援資金	1 4 7
④ 台風被害農業者経営支援資金	1 4 8
⑤ 平成 21 年冷害対策資金	
⑥ 農業経営基盤強化資金等利子補給金	1 4 9
第 3 産地づくり・クリーン農業の推進	1 5 3
1. 概況	
2. 水稻・一般畑作・野菜・果樹・花き	
(1) 概況	
(2) 監査対象事業	
① (新) 経営所得安定対策直接支払推進事業費	
② 環境保全型農業直接支援対策事業費	1 5 6
③ 田畑をまもる鳥獣被害総合対策事業費	1 5 7
④ 中山間地域等直接支払事業費	1 5 8
⑤ 農産物等流通拡大支援事業費	1 6 0
⑥ 地力増強基盤整備事業費	1 6 2
⑦ 畑作物受託作業整備事業費	
⑧ 精米設備整備事業費	1 6 3
3. 畜産	1 6 4
(1) 概況	
(2) 監査対象事業	
① 旭川市営牧場管理費	
4. 林業	1 6 9
(1) 概況	
(2) 監査対象事業	

① 森林整備対策事業費	
② 森林整備地域活動支援事業費	
5. 農業農村整備	170
(1) 概況	
(2) 監査対象事業	171
① 国営土地改良事業費	
② 北海道が実施した事業の負担金	
ア. 道営ほ場整備事業費	
イ. 道営かんがい排水整備事業費	
ウ. 道営農道保全対策事業費	
エ. 道営集落基盤整備事業費	
オ. 監査結果	
③ 基幹水利施設管理事業費	173
④ かんがい排水整備事業費	174
ア. 国営造成施設管理体制整備促進事業費	
イ. 農業用水利施設維持管理事業補助金	
⑤ 農地・水保全管理支払事業費	175
⑥ 国営緊急農地再編整備事業費	176
⑦ 農用地等集団化支援事業費	177
⑧ 管理事務費（飲雑用水施設ほか）	
第4 都市と農村の交流	180
1. 若者の郷施設管理費	
2. 農村地域センター施設管理費	184
(1) 各農村地域センターの概要	
① 旭川市旭正農業構造改善センター	
② 旭川市永山ふれあいセンター	186
③ 旭川市東鷹栖農村活性化センター	187
④ 旭川市西神楽農業構造改善センター	188
⑤ 旭川市東旭川農村環境改善センター	189
(2) 監査結果	190
3. 農村地域センター等施設整備費	196
4. 農業センター費	
5. 21世紀の森施設管理費	
6. 嵐山レクリエーション施設管理費	203
第5 農業センター（花菜里ランド）	207
1. 施設の概要	
2. 沿革	208

3. 収支の状況（平成 20 年度包括外部監査の結果報告時との比較）	
4. 利用状況（平成 20 年度包括外部監査の結果報告時との比較）	2 0 9
5. 公共施設評価の結果	
6. 監査結果	2 1 0
7. 監査対象事業	2 1 4
(1) 管理運営費	
(2) (新) 農業センター設備・機械等整備事業費	2 1 6
(3) 土壌診断推進事業費	
第 6 農業委員会	2 1 8
1. 概要	
2. 農業委員会系統組織について	
3. 農業委員会の設置について	
4. 農業委員会の構成について	
5. 農業委員会の業務について	
6. 農業委員会の運営について	2 1 9
7. 旭川市の農業委員会	2 2 0

本報告書における第 6 農業委員会の制度概要の記載については、次の文献を参考にして
いる。

- ・農業委員会制度 改訂版（全国農業会議所）

報告書では、端数処理を切り捨ての方法で行ったため、表の合計と内訳の合計とが一致
しない場合があります。

また、旭川市の端数処理の方法と相違しています。

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

産業振興に係わる事業の事務の執行について

(監査対象)

旭川市一般会計中の農林水産業費および商工費

3. 当該事件を選定した理由

旭川市民（平成25年3月末現在、34万9,322人）の生活の糧を生み出す産業の振興に対して、旭川市は平成25年度において農林水産業費が1,341百万円および商工費が8,878百万円（動物園関係を除く）の予算規模で各種の事業を実施している。

産業振興に係わる事業の多くは国の施策により実施され、財源も国および北海道の支出金で賄われている事業が多い。平成25年度予算において使途の制限が設けられていない一般財源は、農林水産業費が774百万円および商工費が648百万円（動物園関係を除く）であり、市の一般財源の87,727百万円に占める割合は低いながら、そのほとんどが公債費・職員費・市民の生活インフラ関係の支出に費やされ、いわゆる政策経費としては重要な支出である。

このような状況の下、合規性の観点を中心に、経済性・有効性・効率性の観点も取り入れ、産業振興に係わる事業が適正に執行されているかを検討することは、意義が大きいと判断して当該事件を選定した。

4. 外部監査の方法

外部監査の方法は次のとおりであり、第2章以降においては特に説明を要すと判断した項目のみに記載している。

(1) 監査要点

<事業の実施について>

- ① 事業は関係法規に準拠して適切に行われているか。
- ② 事業は効率的、経済性および有効性の観点から適切に行われているか。
- ③ 事業の効果は適切に把握されているか。
- ④ 事業の実績数値が適切に把握され、予算と対比されているか。

<施設の運営について>

- ① 施設の運営および財産管理は定めた手続きに基づき適正に行われているか。
- ② 施設の管理経費の支出事務は適正に行われているか。
- ③ 施設の利用等に係わる収入事務は適正に行われているか。

(2) 監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

① 事業費等に係る関係書類の閲覧

起案書、補助金交付決定通知書、補助金交付申請書(算出調書など添付書類あり)、補助金交付要綱、負担金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金概算払承認通知書、補助金概算払申請書、支出命令書、請求書、補助金・負担金交付事業に係る事務処理点検表、事業実績報告書、決算関係書類、事業報告書、精算書などを閲覧した。

② 根拠法令等の確認

事業費等の支出の根拠になる法令等を確認した。

③ 事業目的、事業内容及び事業成果の検証

その事業の目的を調べ、事業内容と目的が合致しているか検討するとともに、具体的事業成果を検証した。

④ 担当者への質問やヒアリング

監査の開始にあたり、経済観光部のそれぞれの課の担当者から事業内容の説明を受け、事業に関する書類を閲覧した結果生じた質問事項について回答を得た。

⑤ 契約書・請求書等との照合

事業に係る契約書・請求書等の証憑と支出金額を照合した。

⑥ 現場視察

所管している関連施設及び不動産について、実際にその場所に赴き、利用状況等を確認した。

⑦ 備品等棚卸

現場視察の際に、当該部署で使用している備品等について、その管理台帳等を基に棚卸を行った。

⑧ 現金預金等実査

現場視察の際に、当該部署にある手提げ金庫及び耐火金庫の中にある現金・預金通帳・領収証等を実査した。

5. 対象とする所属等

旭川市農政部、経済観光部および市民生活部

6. 監査対象期間

原則として平成 25 年度。ただし必要に応じて監査時点の状況及び平成 25 年度以前の年度も監査対象とした。

7. 監査実施期間

平成 26 年 7 月 7 日から平成 27 年 3 月 27 日まで

8. 包括外部監査の補助者

税 理 士	藤原清見	公認会計士	十川典子
公認会計士	坂野健弥	公認会計士	菅原枝利

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私と旭川市との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 商業

旭川市の産業振興に係わる旭川市一般会計の（款）商工費は、経済観光部で執行されている。そこでまず第1にて経済観光部の概要を、次に第2にて監査対象事業等について監査内容および結果を、最後に第3にて経済観光部各課および管轄施設等への視察結果を記載する。

第1 経済観光部の概要

1. 施策および事業

（1）施策

経済観光部は、社会・経済環境の変化に即した地域産業の振興を図ることを目的として、平成25年度は「地域産業の基盤強化と雇用の創出」および「地場製品の販路拡大と観光客誘致」を重点テーマとし、次の8つの施策を柱に旭川市の経済活性化のための事業展開を行っている。

「地域産業の基盤強化と雇用の創出」として、

- ① 地域の「ものづくり産業」の振興
- ② 雇用の創出と安定化
- ③ 金融の円滑化
- ④ 企業誘致の推進
- ⑤ 中心市街地の活性化、の5つの施策。

「地場製品の販路拡大と観光客誘致」として、

- ⑥ 地場製品の国内外への販路拡大支援
- ⑦ 創業支援、新製品開発、技術・デザイン力の向上、地域ブランドの形成
- ⑧ 地域のイメージアップ、国内外観光客の誘致・受入体制強化、の3つの施策。

（2）事業

主な事業を分野で区分して示すと次のとおり。

（単位：千円）

区分	主な事業	
	事業名	決算額
商業	まちなかマネジメント賑わい創出事業費	46,282
	まちなかカルチャーコミュニティ拠点創出事業費	10,620
	北の恵み食べマルシェ開催負担金	55,000
工業	地域企業育成事業費	70,397
	新製品開発・販路拡大支援事業費	16,736
	デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金	14,219
	企業誘致費	10,145
	カスタマーサービス力強化事業費	13,132

中小企業	中小企業振興資金融資事業費	7,144,375
地場産品 販路拡大	道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金	15,232
	道北地域旭川地場産業振興センター整備費補助金	80,000
	ユジノサハリンスク経済交流推進費	11,461
観光	観光情報センター運営費	23,461
	イベント推進事業費	16,587
	冬季イベント推進事業費	51,720
	旭川観光コンベンション協会補助事業費	31,423
雇用・ 労働福祉	学卒未就職者等人材育成事業費	22,905
	企業提案型緊急雇用創出事業費	83,475
	勤労者資金貸付事業費	27,127

2. 組織および人員

平成25年4月1日現在の機構と人員は次のとおりであり、経済観光部は104名で構成されている。

経済観光部長	経済総務課	課長	経済企画係	4名
			雇用労政係	5名
			金融支援係	3名
	経済交流課	課長	スタッフ	8名
	観光課	課長	スタッフ ※1	10名
	旭山動物園	園長	管理広報係	11名
		主幹	飼育展示係	19名
当部長 ものづくり推進担	産業振興課	課長	スタッフ ※2	11名
	企業立地課	課長	スタッフ ※3	6名
	工芸センター	所長	事業係	4名
			技術開発係	8名
	工業技術センター	所長	技術支援係	4名

※1 (一社)旭川観光コンベンション協会への派遣1名を含む。

※2 (一財)旭川産業創造プラザへの派遣7名を含む。

※3 北海道東京事務所への派遣1名を含む。

3. 事務分掌

各課（センターまたは園）および各係の事務分掌は、次のとおり。

経済総務課	【経済企画係】 ・産業振興に係る企画及び総合調整に関すること ・産業振興に係る情報収集及び調査分析に関すること ・中小企業審議会に関すること ・商工業指導団体に関すること 【雇用労政係】 ・雇用の推進に関すること ・雇用及び労働の情報収集及び調査に関すること ・労働者の福祉に関すること ・労働相談に関すること ・労働関係機関との連絡調整に関すること 【金融支援係】 ・中小企業者等の金融相談に関すること ・中小企業融資制度に関すること ・金融関係機関との連絡調整に関すること
経済交流課	・経済交流に関すること ・地場産品の販路拡大に関すること ・貿易の振興に関すること ・商業及びサービス業の振興に関すること ・流通に関すること
産業振興課	・ものづくり、情報産業等の振興に関すること ・産業関連情報の収集及び提供に関すること ・デザインの振興に関すること ・技能者の育成に関すること
企業立地課	・企業誘致及び既存企業の適地誘導等に関すること ・産業用地及び周辺環境の整備に関すること
工芸センター	【事業係】 ・木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集及び提供並びに相談に関すること ・展示会、講習会等の開催に関すること ・施設設備の使用許可及び依頼に係る受付に関すること ・各種事業の企画及び実施に関すること 【技術開発係】 ・木製品、木工芸品、窯業製品及び金属部品の設計、意匠、試作、特殊加工技術及び生産加工技術に係る調査、研究及び指導に関すること

	・関連業界の技術者の養成指導に関する事 ・展示会、講習会等の開催に係る技術指導に関する事 ・依頼試験等の実施及び成績書の発行に関する事 ・新技術の普及指導に関する事 ・製品開発及び共同研究に関する事
工業技術センター	【技術支援係】 ・機械金属工業に係る生産加工技術の指導及び相談並びに製品開発支援に関する事 ・機械金属工業に係る技術者の育成指導並びに技術研修の企画及び実施に関する事 ・機械金属工業に係る先端技術の調査研究及び普及並びに技術情報の収集及び提供に関する事 ・依頼試験等の実施及び成績書の発行に関する事 ・機械金属工業関係団体の指導育成に関する事
観光課	・観光事業の振興、企画及び調査統計に関する事 ・観光資源及び施設に関する事 ・観光関係業者の育成に関する事 ・観光情報センターに関する事 ・観光客の誘致、宣伝及び相談に関する事 ・観光団体に関する事 ・観光イベントに関する事 ・コンベンション及び映画等の撮影に係る誘致等に関する事
旭山動物園	【管理広報係】 ・総合的運営計画に関する事 ・入園料、使用料その他収入に関する事 ・施設の維持管理及び整備に関する事 ・施設の一時的な使用に関する事 ・広報に関する事 ・文書、物品等の管理に関する事 ・関係団体に関する事 ・その他他係に属しないこと 【飼育展示係】 ・動物の飼育及び展示に関する事 ・動物の健康管理に関する事 ・動物舎の管理に関する事 ・野生動物の保護、調査、研究及び教育活動に関する事

4. 関係施設

経済観光部が運営している施設は、次のとおり。

名称		所在
旭川市工芸センター		旭川市緑が丘 旭川リサーチセンター内
旭川市工業技術センター		旭川市工業団地
旭川市旭山動物園		旭川市東旭川町
観光案内所	旭川観光物産情報センター	JR 旭川駅東コンコース
	旭山動物園観光情報センター	旭山動物園内
	旭川総合観光情報センター	旭川フードテラス 2 階

5. 附属機関

経済観光部に関連して次の附属機関が設置されている。

機関名	設置根拠	目的
旭川市中小企業審議会	旭川市中小企業振興基本条例第 18 条	中小企業の振興に関し必要な事項を審議するため
旭川市工芸センター運営委員会	旭川市工芸センター条例第 7 条	センターの運営を円滑に行うため
旭川市工業技術センター運営委員会	旭川市工業技術センター条例第 7 条	センターの運営等に関して市長の諮問に応ずるため

6. 歳入と歳出

平成 25 年度における経済観光部に係る一般会計の款項目で示した歳入と歳出の予算決算および収入率と執行率の状況は、次のとおり。

(ア) 歳入

(単位：千円)

款	項	目	予算	決算	増減	収入率	備考
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	0	1,200	1,200	∞	※1
		商工使用料	6,870	7,654	784	111.4%	
	手数料	商工手数料	5,365	3,091	△2,273	57.6%	※2
国庫支出金	国庫補助金	商工費国庫補助金	16,238	14,719	△1,519	90.6%	
道支出金	道補助金	労働費道補助金	158,449	148,330	△10,118	93.6%	
		商工費道補助金	7,500	2,500	△5,000	33.3%	※3
	道交付金	総務費交付金	160	168	8	105.0%	
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	4,903	4,882	△20	99.6%	
		利子及び配当金	8	79	71	987.5%	

寄附金	寄附金	商工費寄附金	2,200	2,080	△120	94.5%	
繰入金	基金繰入金	デザイン振興基金繰入金	4,800	4,800	0	100.0%	
繰越金	繰越金	繰越金	133,618	133,618	0	100.0%	
諸収入	貸付金 元利収入	労働費貸付金元 利収入	27,138	27,138	0	100.0%	
		商工費貸付金元 利収入	8,193,092	7,100,386	△1,092,705	86.7%	※4
	雑入	雑入	11,966	15,655	3,689	130.8%	※5,6
歳入合計			8,572,307	7,466,303	△ 1,106,003	87.1%	

収入率に 10%以上の乖離があり、かつ、増減額が 1 百万円以上のものの理由は、次のとおり。

※1 旭川観光物産情報センター使用料である。

行政財産の目的外使用に当たっては使用料を徴することとなっており、行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例第 3 条第 1 号では、公共的団体に公用・公共用・公益事業用として使用させるときは減免できることとしている。平成 23 年度および平成 24 年度の地場産品展示販売および飲食の提供コーナーの収支見込では収支均衡となっているため使用料を免除しており、平成 25 年度も免除の方向で予算要求していた。しかし、平成 24 年度末の見通しで収支黒字になることが判明したことから、使用料を徴収することとしたものである。

※2 工業技術センターにおける試験検査件数が予想より少なかったことによる。

※3 平成 25 年度の食ベマルシェの予算の執行にあたっては、地域づくり総合交付金の活用を見込んで事業計画を立てていた。しかし、道補助金の審査の結果、交付決定に至らなかったものである。なお、財政課と協議し、市の一般財源から 5,000 千円充当して当初予定どおりの事業を実施した。

※4 大型設備等導入資金や企業立地促進資金（設備資金）のように、貸付限度額が 2 億円と、1 件あたりの融資額が高額な資金もあることから、中小企業者の資金需要にしっかり対応できるよう余裕を持った予算設定をしているため、約 11 億円の不用額が生じたものである。

※5 増減の主な内容は、次のとおり。

（単位：千円）

内容	予算	決算	増減	備考
いきいきふるさと推進事業助成金（観光課）	4,500	2,500	△2,000	注 1
信用保証料補助金返還金（金融支援係）	499	4,943	4,444	注 2
旭川観光物産情報センター（観光課）	0	1,412	1,412	注 3

注 1 大雪山国立公園観光連盟の事業として、北海道のいきいきふるさと推進事業助成金の交付（2,000 千円）を予定し、平成 24 年度から継続して実施している「フットパスによる広域観光推進事業」を計画していた。しかし、平成 24 年度の事業成果により、自然や景観など地域資源を活用したトレッキングツアーが開催されるなど、フットパス促進の動きが活発になり、広報宣伝活動など財政面以外の支援により民

間主導の取組が図られる見通しとなり、事業の目的をほぼ達成できたと考えられたことから、大雪山国立公園観光連盟は、この事業を実施しなかったためである。

注 2 保証料補助を受けた借入者が対象融資を繰上償還した場合、支払い済み信用保証料の一部が保証協会から借入者に返戻となり、その返戻保証料のうち市の補助割合分が市への返還対象となる。繰上償還が想定より多かったことによる。

注 3 行政財産目的外使用に係る光熱水費使用料等であり、(一社)旭川物産協会分 1,342 千円などがある。

※6 雑入では、平成 24 年度の収入調定 14,942 千円で収入未済となっているものがある。これは、補助金を支出した指定事業者(㈱北海道村)が業務停止したことにより、指定を取り消し支出済補助金の返還を求めることになったためである。具体的には、惣菜等の生産拡大に伴う雇用増に対する助成金及び事業所税の増加分に係る平成 23 年度交付済補助金 7,332 千円と平成 24 年度交付済補助金 7,610 千円である。

なお、㈱北海道村の破産手続は平成 26 年 9 月 10 日に廃止された。破産の配当がなく回収不能となったため、今後不納欠損処理を行うこととなる。

上記ケースでは、過年度分の補助金返還を求めており、これは旭川市工業等振興促進条例第 10 条の規定を適用したものである。すなわち同条例第 10 条第 1 項第 3 号により助成対象としての指定を取り消し、同条第 3 項第 3 号により返還を命ずることとした(操業から 3 年 2 ヶ月で事業停止)。

旭川市工業等振興促進条例第 10 条第 1 項第 3 号

市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消すことができる。

(3) 操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

同条第 3 項第 3 号

3 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(3) 操業日から 5 年以内(特定産業支援業を行う工場等にあつては、規則で定める期間内)に操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)

(イ) 歳出

(単位：千円)

款	項	目	予算	決算	増減	執行率	備考
労働費	労働費	労政費	58,113	52,492	△5,620	90.3%	
		緊急地域雇用対策費	151,845	142,285	△9,559	93.7%	
商工費	商工費	商業振興費	8,533,793	7,417,376	△1,116,416	86.9%	※1
		工業振興費	151,701	134,887	△16,813	88.9%	※2
		企業誘致費	20,544	17,823	△2,720	86.8%	※3
		観光費	169,593	163,321	△6,271	96.3%	
		工芸センター費	75,209	74,416	△792	98.9%	
		工業技術センター費	27,276	26,026	△1,249	95.4%	
		動物園費	362,544	358,888	△3,655	99.0%	
歳出合計			9,550,618	8,387,518	△1,163,099	87.8%	

執行率に10%以上の乖離があり、かつ、増減額が1百万円以上のものの理由は、次のとおり。

- ※1 中小企業振興資金融資事業に係る貸付金が見込みを下回ったため。
- ※2 地域企業育成事業に係る指定事業者（㈱北海道村）が業務停止となったことに伴って指定解除としたため不用額13,573千円が発生した。
- ※3 執行率の低い費目は、次のとおり。

費目	予算	決算	不用額	執行率
報償費	1,629千円	525千円	1,104千円	32.2%
使用料及び賃借料	630千円	113千円	516千円	18.0%

これは誘致・立地企業を対象としたオーダーメイド型人材育成研修を利用する企業が当初見込みより少なかったため。

第2 監査対象事業等

経済観光部が平成25年度において執行した事業費等は、次のとおり。

(単位：千円)

款	項	目	經常費		臨時費	
			事業数	決算額	事業数	決算額
労働費	労働費	労政費	1	2,708	9	49,783
		緊急地域雇用対策費	0	0	9	142,285
商工費	商工費	商業振興費	3	34,943	15	7,382,433
		工業振興費	1	3,699	12	131,187
		企業誘致費	0	0	2	17,823
		観光費	1	12,576	13	150,745
		工芸センター費	2	68,312	2	6,103
		工業技術センター費	2	24,267	1	1,759
		動物園費	0	0	1	358,888
合計			10	146,507	64	8,241,011

このように経済観光部では、経常費10事業、臨時費64事業の合計74事業を実施した。今回の監査対象である(款)商工費に係る事業は経常費9事業、臨時費46事業である。このうち予算額が300万円以上の37事業を選定して監査を行った。

監査対象として選定した事業費等、予算執行の担当部署、予算額および決算額は次のとおり。

(単位：千円)

事業費等	担当部署	予算額	決算額	執行率
1. 振興行政費	経済総務課	28,843	28,677	99.4%
2. 中小企業振興資金融資事業費	同上	8,253,868	7,144,375	86.6%
3. 動物園事業特別会計繰出金	同上	362,544	358,888	99.0%
4. 商業行政費	経済交流課	6,790	6,123	90.2%
5. 道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金	同上	15,232	15,232	100.0%
6. 地場産品販路開拓推進費	同上	5,043	5,038	99.9%
7. 海外経済交流推進事業費	同上	5,300	3,007	56.7%
8. 北の恵み食べマルシェ開催負担金	同上	55,000	55,000	100.0%
9. 中心市街地活性化対策費	同上	4,640	4,295	92.6%
10. まちなかマネジメント賑わい創出事業費	同上	46,325	46,282	99.9%
11. ユジノサハリンスク経済交流推進費	同上	11,461	11,461	100.0%
12. 道北地域旭川地場産業振興センター整備費補助金	同上	80,000	80,000	100.0%
13. 中心市街地出店促進事業費	同上	12,097	8,894	73.5%

14. 地域企業育成事業費	企業立地課	83,970	70,397	83.8%
15. 企業誘致費	同上	12,562	10,145	80.8%
16. 首都圏企業誘致強化事業費	同上	7,982	7,678	96.2%
17. 産業振興行政費	産業振興課	4,419	3,699	83.7%
18. ものづくり人材育成事業費	同上	4,501	3,438	76.4%
19. 新製品開発・販路拡大支援事業費	同上	17,099	16,736	97.9%
20. 連携促進・創業支援推進事業費	同上	3,537	3,213	90.9%
21. デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金	同上	14,219	14,219	100.0%
22. (一財)旭川産業創造プラザ補助金	同上	9,780	9,757	99.8%
23. 施設管理費(旭川市工業技術センター)	同上	13,128	12,280	93.6%
24. 技術指導行政費(旭川市工業技術センター)	同上	12,338	11,986	97.2%
25. 観光振興行政費	観光課	15,405	12,576	81.6%
26. 観光客誘致宣伝事業費	同上	8,117	7,726	95.2%
27. 国際観光プロモーション事業費	同上	6,550	6,391	97.6%
28. イベント推進事業費	同上	16,808	16,587	98.7%
29. 旭川観光巡り推進事業費	同上	3,000	3,000	100.0%
30. 冬季イベント推進事業費	同上	51,720	51,720	100.0%
31. 観光情報センター運営費	同上	24,781	23,461	94.7%
32. 旭川観光コンベンション協会補助事業費	同上	32,193	31,423	97.6%
33. 日泰ほほえみのかけ橋構築事業費	同上	3,000	3,000	100.0%
34. 国際家具デザインフェア旭川2014開催準備事業費	工芸センター	6,000	6,000	100.0%
35. 木工芸指導行政費(旭川市工芸センター)	同上	4,325	3,775	87.3%
36. 施設管理費(旭川市工芸センター)	同上	64,778	64,536	99.6%
37. 家具等首都圏販路拡大支援事業費	同上	5,000	5,000	100.0%

以下、上記番号順に、各事業費等の目的、始期、根拠法令等、事業内容および事業成果を検討し、3,000千円以上の補助金等については該当があれば平成24年度および平成20年度の行政評価の内容、実施した監査手続の結果、該当がある場合には指摘あるいは意見を記載する。なお、事業等の開始時期が相当以前で不明なもの、直接的な根拠法令等がないものについては記載を省略した。

また、第1章に記載している共通した監査手続の他に実施した、個別の追加手続については、特に説明を要する場合は当該事業等にて記載した。

なお、最後に「38. 補助金・負担金に係る点検について」として、経済観光部が独自に各課などに活用を指示した「補助金・負担金交付事業に係る事務処理点検表」の取扱いについて記載した。

1. 振興行政費

平成 25 年度予算 28,843 千円

平成 25 年度決算 28,677 千円

(目的)

旭川市の商工業の振興及び育成を図る。

小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川市商工会補助金交付要綱

旭川市商工会議所補助金交付要綱など

(事業内容)

中小企業審議会の開催、商工指導団体への支援（負担金・補助金）等を実施する。

中小企業審議会は、旭川市中小企業振興基本条例に基づいて設置されている、中小企業の振興に関して必要な事項を審議する機関である。

支援する商工指導団体は、(公財)北海道中小企業総合支援センター、旭川商工会議所、あさひかわ商工会および北海道中小企業団体中央会上川支部である。

(事業成果)

最近 3 年度の一般事務費、負担金および補助金の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一般事務費	1,293	1,668	1,509
負担金			
北海道中小企業総合支援センター	465	465	465
その他	4	4	4
補助金			
旭川商工会議所	7,900	7,900	7,900
あさひかわ商工会	18,099	18,099	18,099
北海道中小企業団体中央会上川支部	700	700	700
合計	28,461	28,836	28,677

上記推移のとおり、著しい増減はない。

旭川商工会議所における小規模指導事業の収支推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市補助金	7,900	7,900	7,900
道補助金	58,020	60,111	57,723
一般会計繰入金	24,804	23,324	20,111
手数料等	1,513	1,749	3,425
繰越金	0	0	0
収入合計	92,238	93,085	89,159
人件費	80,987	78,743	74,051
事業費	11,250	14,341	15,107
支出合計	92,238	93,085	89,159
次年度繰越金	0	0	0

補助金で不足する収入は一般会計から 20 百万円以上繰入して賄っている。上記のとおり著しい増減はない。

あさひかわ商工会における経営改善普及事業の収支推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市補助金	18,099	18,099	18,099
道補助金	59,430	56,725	50,712
自己負担金	25,156	23,420	18,276
繰越金	0	0	0
収入合計	102,685	98,245	87,087
経済改善普及事業職員設置費	69,724	63,158	57,752
経済改善普及事業費	32,960	35,086	29,335
支出合計	102,685	98,245	87,087
次年度繰越金	0	0	0

上記のとおり著しい増減はない。補助金で賄いきれない分は自己負担しており、この事業に関して繰越金はない。

(行政評価結果)

旭川市商工会議所補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	継続	地域経済の活性化を図るため、小規模事業者の経営基盤強化に資するためにも、継続的支援が必要と考える。
平成 20 年度	見直し	小規模事業者の経営基盤強化の観点から継続的支援が必要と考えるが、補助対象事業の経費に対する補助の割合も低く、補助の効果、在り方を検討すべきである。

旭川市商工会補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	継続	地域経済の活性化を図るため、小規模事業者の経営基盤強化に資するためにも、継続的支援が必要と考える。
平成 20 年度	減額	小規模事業者の経営基盤強化の観点から継続的支援が必要と考えるが、繰越金の状況や、4 商工会合併の経過を踏まえ、減額を検討すべきである。

なお、旭川市商工会補助金については、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 21 年度	平成 20 年度において、4 商工会合併に伴う人員削減や事務の効率化による再出現を見込み、補助金を 1,000 千円減額したが、平成 21 年度において、さらなる見直しを実施した結果、2,000 千円を減額。
平成 22 年度	団体自己財源との調整の結果、466 千円の減額。

(監査結果)

振興行政費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

2. 中小企業振興資金融資事業費

平成 25 年度予算 8,253,868 千円

平成 25 年度決算 7,144,375 千円

(目的)

旭川市内の中小企業者等の経営の安定、経営基盤の強化の促進等を図るために、円滑な資金の供給を行う。

事業の維持発展に必要な融資制度の整備を図ることにより、旭川市の産業経済の振興発展に寄与する。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

中小企業振興資金融資制度要領

(事業内容)

① 制度概要

旭川市内で事業を営む中小企業者等を対象とした、経営改善や設備の近代化を図るなど事業の維持・発展のための低利な融資制度である。

この融資は、原則として、あっせん機関（旭川市・旭川商工会議所・あさひかわ商工会）が資格要件を審査の上、金融機関（旭川市内の銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫）へ融資のあっせんを行い、金融機関（必要により北海道信用保証協会）の審査を経た後、市の定めた条件により当該金融機関が実行するものである。

旭川市は融資原資として一定の資金を金融機関へ預託しており、各金融機関はこれに自己資金を加えて融資を実行している。また、一部の資金メニューには、利子や信用保証料の補助制度を設け、中小企業者等に対する借入負担軽減の支援を行っている。

② 融資対象者

この融資制度の対象は、次のアからエまでの要件を満たす者である。ただし、資金の種類ごとに要件が異なる場合がある。

ア. 中小企業者等であること。

中小企業者	製造、建設、運輸、 その他の業種	資本の額（出資の総額）が 3 億円以下または常用の従業員数が 300 人以下の会社（個人）
	卸売業	資本の額（出資の総額）が 1 億円以下または常用の従業員数が 100 人以下の会社（個人）
	小売業、サービス業	資本の額（出資の総額）が 5 千万円以下または常用の従業員数が 100 人以下の会社（個人）
中小企業等協 同組合等	事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合などの組合（連合会を含む。）のほか、小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成する任意の団体で市が認める者	

イ. 市内に事業所を有し、1 年以上事業を継続している者で、今後も引き続き市内でその事業を経営しようとする者。

ウ. 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を受けている者。

エ. 北海道信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営んでいる者。

③ 資金メニュー

資金メニューは、次のとおり。

対策区分	資金の種類
経営安定化対策	一般事業資金
景気変動等緊急対策	緊急対策資金

産業活性化対策	大型設備等導入資金
	企業立地促進資金
	経営革新・販路拡大等支援資金
	新規創業支援資金
	労働環境整備資金
	おもてなし環境整備資金
	中心市街地新規出店支援資金
金融環境調整対策	ニューパワーアップ資金
	借換資金
小規模企業特別対策	小規模企業特別対策資金

(事業成果)

事業費の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
報酬	2,759	2,773	2,779	※1
需用費	523	389	389	
旅費/役務費	263	111	101	
使用料・賃借料	2,762	2,314	2,317	※2
負担金・補助金	39,257	32,935	41,188	※3
貸付金	6,609,970	6,341,850	7,097,600	※4
損失補償	916	—	—	※5
合計	6,656,450	6,380,374	7,144,375	

※1 金融相談員等に対するものである。

※2 融資事務システム等の賃借料である。

※3 利子や保証料の補助である。

※4 金融機関への預託である。

※5 融資した資金が回収不能になった場合の金融機関への補償である。平成 23 年度に 1 件発生している。

この事業の性質上、融資実行の予測が困難であることから、多めに予算設定しているため
 不用額も多額になる傾向がある。

(金額単位：千円)

		予算	決算	不用額	不用率
平成 23 年度	補助金	49,453	39,257	10,195	20.6%
	貸付金	7,660,000	6,609,970	1,050,030	13.7%
平成 24 年度	補助金	51,841	32,913	18,927	36.5%
	貸付金	7,800,000	6,341,850	1,458,150	18.7%
平成 25 年度	補助金	53,155	41,188	11,967	22.5%
	貸付金	8,190,000	7,097,600	1,092,400	13.3%

融資実績の推移を新規融資と融資残高でみると、次のとおり。

<新規融資>

(金額単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般事業資金	449	3,976,230	424	3,907,830	385	3,502,230
緊急対策資金	35	572,100	13	109,540	7	50,700
大型設備等導入資金	6	240,000	8	218,600	4	73,700
企業立地促進資金			2	60,000	3	180,000
経営革新・販路拡大等支援資金	3	47,000	4	38,000	37	473,000
新規創業支援資金	41	380,500	33	355,400	27	266,800
労働環境整備資金	2	12,980	0	0	0	0
おもてなし環境整備資金	2	3,500	1	2,000	0	0
中心市街地新規出店支援資金	12	73,800	11	55,500	8	31,000
ニューパワーアップ資金	59	638,500	87	752,500	105	1,042,440
借換資金	1	9,000	0	0	2	65,000
小規模企業特別対策資金	0	0	0	0	0	0
合計	610	5,953,610	583	5,499,370	578	5,684,870

毎年度 600 件前後、60 億円弱の新規融資がある。件数は減少傾向である。

<融資残高>

(金額単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般事業資金	532	4,418,363	573	4,535,623	582	4,269,121
緊急対策資金	47	575,228	56	502,832	56	389,333
大型設備等導入資金	159	3,037,614	139	2,530,615	118	2,034,435
企業立地促進資金			2	57,172	5	228,017
経営革新・販路拡大等支援資金	16	137,542	17	136,758	53	525,251
新規創業支援資金	100	1,029,959	127	1,170,731	138	1,122,795
労働環境整備資金	18	74,504	10	45,457	7	23,094
おもてなし環境整備資金	4	7,113	5	6,323	5	2,990
中心市街地新規出店支援資金	19	108,336	27	131,369	31	115,464
ニューパワーアップ資金	207	1,585,097	246	1,636,540	286	1,848,269
借換資金	10	145,528	9	118,509	8	125,414
小規模企業特別対策資金	22	19,552	20	13,811	12	7,513
合計	1,134	11,138,836	1,231	10,885,740	1,301	10,691,696

特記すべき増減はない。新規融資の件数は減少傾向であるものの完済の件数がそれより少ないため全体の残高件数は増加傾向である。

旭川市がこの融資制度の取扱金融機関に預託している元金と利息の状況は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	元金	利息	元金	利息	元金	利息
みずほ銀行	34,150	19	28,910	15	19,680	10
北海道銀行	1,138,300	640	951,550	467	1,086,510	443
秋田銀行	32,790	12	29,130	9	29,690	7
北陸銀行	415,910	247	361,260	189	386,300	153
北洋銀行	1,376,940	757	1,493,320	763	1,745,550	839
北空知信用金庫	111,500	63	104,230	55	115,360	46
旭川信用金庫	2,001,770	1,020	1,902,790	849	2,037,580	791
稚内信用金庫	189,390	0	212,350	0	215,160	0
留萌信用金庫	326,790	217	328,190	198	522,910	198
北星信用金庫	255,600	149	237,980	113	260,110	116

北見信用金庫	114,140	48	180,370	0	247,350	0
遠軽信用金庫	224,190	187	176,850	138	148,190	96
北央信用組合	232,900	113	215,910	86	237,900	81
商工組合中央金庫	155,600	0	119,010	0	45,310	0
合計	6,609,970	3,477	6,341,850	2,887	7,097,600	2,786

預託している金融機関のうち、稚内信用金庫・北見信用金庫・商工組合中央金庫の3つの金融機関だけ決済用預金にしているため利息がない。これは平成17年4月からペイオフ解禁が本格実施されたことにより、預金保護制度により保護される預金等は、一般預金等（定期預金等）は元本1,000万円とその利息、決済用預金（利息のつかない普通預金等）となったため、「旭川市公金預金保全基本方針」（平成17年3月31日付け旭財第296号助役通知）にて、金融機関の経営破綻に際しては、公金預金と当該金融機関からの借入金債務との相殺により当該預金の保全を図り、相殺可能額を超える預金については、決済用預金を利用することとしているからである。

「旭川市公金預金保全基本方針」の「2 公金預金保全の基本的考え方」「(4) 制度融資に係る預託金」の中で“預託金と借入金債務との相殺可能額を超えるものについては、全額保護対象である決済用預金を利用するものとする”と定めている。

そこで預託金については、年度当初の預託契約の際、年度末の市債残高（見込額）と預託（見込額）を比較し、市債残高（見込額）が預託金（見込額）を下回り、相殺不可能となることが見込まれる場合には、その全額を決済用預金としている。

平成25年度当初における当該年度末時点の市債残高（見込額）と預託金（見込額）の比較表から上記3金庫の数値を抜粋すると、次のとおり。

（単位：千円）

金庫名	平成25年度末 市債残高（見込額）	平成25年度末 預託金（見込額）	差額
稚内信用金庫	38,520	263,000	△224,480
北見信用金庫	122,164	296,000	△173,836
商工組合中央金庫	0	47,000	△47,000

(行政評価結果)

新規創業支援資金利子補給金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	見直し	市中金利状況にあわせて、貸付利率を見直すこととしていることから、これに応じて補助する利率を見直す。 融資制度自体は今後も継続すべきであるが、支援内容については社会経済情勢の変化や事業効果の検証等により、適宜見直すこと。
平成 20 年度	見直し	中小企業の振興と資金制度の在り方については、その効果を検証し、市以外の資金制度との関係も踏まえながら、総合的に見直すべきである。

一般事業資金信用保証料補助金、新規創業支援資金信用保証料補助金および緊急対策資金信用保証料補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	見直し	信用保証制度の改正や資金の統廃合・融資枠の設定等にあわせて、必要に応じて見直しを実施する。 融資制度自体は今後も継続すべきであるが、支援内容については社会経済情勢の変化や事業効果の検証等により、適宜見直すこと。
平成 20 年度	見直し	中小企業の振興と資金制度の在り方については、その効果を検証し、市以外の資金制度との関係も踏まえながら、総合的に見直すべきである。

なお、一般事業資金信用保証料補助金については、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 21 年度	信用保証料補助金の補助率を 30% (上限 25 万円) から 20% (上限 25 万円) に引き下げた。

また、緊急対策資金信用保証料補助金については、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 21 年度	緊急対策資金 (災害・景気対策融資 (景気関連を除く)) に信用保証料補助制度 (補助率 50%) を創設。

(追加監査手続)

次の追加手続を実施した。

① 新規融資先の要件の検証

旭川信用金庫における平成 25 年 9 月貸付実行分の一部を抽出して、新規融資先の要件を満たしているか、および適用利率は妥当かについて検証した。

相手先	住所	業種	資本金	従業員数	創業
A 社	旭川市	建設業	10,000 千円	9 人	昭和 51 年 3 月
B 社	同上	卸売業	3,000 千円	1 人	平成 16 年 2 月
C 社	同上	小売業	1,000 千円	2 人	平成 24 年 4 月
D 社	同上	同上	5,000 千円	3 人	平成 3 年 3 月
E 社	同上	運送業	10,000 千円	42 人	昭和 48 年 5 月
F 社	同上	製造業	40,000 千円	40 人	昭和 42 年 4 月
G 氏	東川町	同上	一千円	1 人	昭和 43 年 10 月

会社名	資金名	資金使途	貸付額	利率	期間
A 社	一般事業資金（長期融資）	運転資金	4,000 千円	固定 1.90%	5 年
B 社	一般事業資金（短期融資）	同上	25,000 千円	固定 1.80%	1 年
C 社	一般事業資金（小口零細企業特別融資）	同上	6,000 千円	固定 1.60%	5 年
D 社	ニューパワーアップ資金	設備資金	6,000 千円	固定 1.30%	5 年
E 社	同上	運転資金	27,300 千円	固定 1.60%	7 年
F 社	経営力強化サポート融資	同上	32,000 千円	変動 1.70%	10 年
G 氏	一般事業資金（小口零細企業特別融資）	同上	2,000 千円	固定 1.60%	4 年

(注) 上記のうち G 氏の住所は東川町で事業所は旭川市内にある。

② 利子補給金交付の妥当性

平成 25 年 7 月申請分の利子補給の一部を抽出して、補助率および申請額などを照合した。

資金名	貸付額	利息額	補助率	申請額
東日本大震災関連融資	30,000 千円	92,277 円	1/1.2	76,897 円
おもてなし環境整備資金	5,000 千円	19,542 円	1/1	19,542 円
経営革新等支援資金	20,000 千円	113,671 円	1/1.8	63,150 円
建設業特別対策資金	20,000 千円	11,802 円	1.3/2.1	7,306 円
ものづくり支援融資	29,000 千円	193,652 円	1/1.6	121,032 円
経営革新・販路拡大等支援資金	3,000 千円	29,258 円	1/1.9	15,398 円
中心市街地新規出店支援資金既存	3,500 千円	11,869 円	1/1.4	8,477 円
中心市街地新規出店支援資金新規	3,000 千円	19,368 円	1/1	19,368 円

③ 信用保証料補助金交付の妥当性

平成 25 年 4 月とりまとめ分の信用保証料補助金申請の一部を抽出して、補助率および申請額などを照合した。

資金名	貸付額	保証料	補助率	申請額
一般事業資金（長期融資）	40,000 千円	1,540,000 円	20%	250,000 円
一般事業資金（短期融資）	40,000 千円	540,000 円	20%	108,000 円
一般事業資金（小口零細企業特別）	5,000 千円	220,000 円	20%	44,000 円
新規創業支援資金	40,000 千円	2,404,500 円	100%	2,404,500 円
中心市街地新規出店支援資金既存	10,000 千円	442,750 円	2/3	295,166 円

（注）一般事業資金に係る保証料の補助率は 20%であり、かつ、上限が 25 万円となっている。

（監査結果）

本事業費の執行について次の事項を除き、特に指摘すべき事項はない。

【指摘】 預託金の適切な運用について

預託金を決済用預金とする金額は、預託金（見込額）と市債残高（見込額）を比較して前者の方が大きい場合に、預託金を全額決済用預金にしている、しかし、市債残高（見込額）までは決済用預金ではなく、利息を収受できる預金にすべきである。

従って、適切に運用すれば得られるはずの利息が得られていない。

「旭川市公金預金保全基本方針」の「2 公金預金保全の基本的考え方」「(4) 制度融資に係る預託金」の中で“預託金と借入金債務との相殺可能額を超えるものについては、全額保護対象である決済用預金を利用するものとする”と定めており、これは相殺可能額を超える部分については決済用預金を利用するという趣旨である。

前掲の表より、稚内信用金庫と北見信用金庫については市債残高見込額までは利息を収受できる預金（定期預金や譲渡性預金など）で運用すべきである。

3. 動物園事業特別会計繰出金

平成 25 年度予算 362,544 千円

平成 25 年度決算 358,888 千円

(目的)

動物園の使命であるレクリエーション、環境・生命教育、種の保存及び動物学研究の機能を高め、魅力ある北国の動物園づくりを推進する。

(始期)

—

(根拠法令等)

—

(事業内容)

旭山動物園独自収支では賄いきれない管理運営・施設整備等に係る事業費の一部を、一般会計が負担するものである。

(事業成果)

当初予算 310,194 千円のほか大型草食獣館整備事業の繰越金 52,350 千円があり、予算合計は 362,544 千円のところ、決算は 358,888 千円で不用額 3,655 千円が生じた。これは繰越になっていた大型草食獣館整備事業費の工事費が減額になったためである。

最近 3 年度の繰出金の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
管理運営費	0	202,616	224,806
施設整備事業費	0	5,471	0
大型草食獣館整備事業費	0	7,650	85,387
同（繰越分）	0	0	48,694
合計	0	215,737	358,888

平成 23 年度は動物園会計が黒字だったため不執行である。

旭山動物園では平成 25 年 11 月に“きりん舎”と“かば館”がオープンした。

旭山動物園事業特別会計の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業収入	965,888	915,956	922,825
繰入金	0	333,587	562,901
（うち一般会計繰入金）	(0)	(215,737)	(358,888)
市債（※1）	23,300	220,300	926,700
その他収入（※2）	359,270	143,987	142,734

歳入計	1, 325, 158	1, 613, 831	2, 555, 161
管理運営費	809, 503	785, 065	853, 194
施設整備事業費	127, 947	392, 138	316, 811
大型草食獣館整備事業費	0	101, 700	1, 075, 549
公債費	262, 905	254, 611	253, 454
その他支出	87, 073	80, 315	54, 939
歳出計	1, 287, 429	1, 613, 830	2, 553, 949

※1 平成 25 年度は大型草食獣館整備事業費を賄うために多額の市債を発行している。

※2 平成 23 年度のその他収入が多いのは、繰越金が 206, 766 千円あるためである。

旭山動物園の有料入園者数の推移は、次のとおり。

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市内一般	26, 260	24, 804	29, 284
市外一般	805, 763	773, 648	787, 865
市内団体	3, 710	3, 757	3, 760
市外団体	341, 333	323, 308	307, 004
パスポート	61, 306	51, 343	55, 700
共通パスポート	4, 475	3, 544	3, 490
有料入園者計	1, 242, 847	1, 180, 404	1, 187, 103

平成 25 年度繰出金の算出過程は、次のとおり。

項目	金額	備考
① 歳入	2, 196, 272 千円	一般会計繰入金を除く
② 歳出	2, 553, 949 千円	
③ 歳入不足 ①－②	△357, 677 千円	
④ 事故繰越額	1, 211 千円	翌年度に繰り越すべき財源
⑤ 繰出金 ③－④	△358, 888 千円	

事故繰越額は施設整備事業費の中の委託料であり、内容はアムールトラの輸入に係る諸手続並びに輸送業務で、平成 25 年度内に全て履行できなかったことから平成 26 年度に業務を完了させるため繰越したものである。

(監査結果)

旭山動物園特別会計への繰出金の計算は適切になされており、特に指摘すべき事項はない。

4. 商業行政費

平成 25 年度予算 6,790 千円

平成 25 年度決算 6,123 千円

(目的)

旭川市内の商店街活動の促進および旭川市の商業の振興を図る。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川市商店街振興組合連合会補助金交付要綱

(事業内容)

商店街の中核的組織である旭川市商店街振興組合連合会の機能の充実及び同会が行う事業により商店街並びに旭川市の経済活性化を図るため、補助金を交付する。

また、経済交流課を道北地域旭川地場産業振興センター2 階に移転することで、相互の業務の円滑化を図る。

(事業成果)

事業費の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
使用料・賃借料	27	18	2,717
負担金・補助金	2,340	2,130	2,130
その他の費用	26	33	1,275
合計	2,393	2,182	6,123

平成 25 年度は経済交流課が移転したため、賃借料その他の費用が増加している。

使用料・賃借料、負担金・補助金のうち主な支出の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経済交流課賃借料	0	0	1,932
旭川市商店街振興組合連合会補助金	1,700	1,500	1,500

経済交流課執務室賃借料は、(一財)道北地域旭川地場産業振興センターへの支払いである。

賃借料 1,932 千円は、経営相談室 80.96 m²と物品庫 7.84 m²の合計 88.80 m²、平成 25 年 4 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までのものである。

経済交流課は従来旭川市役所第三庁舎で執務していたところ、業務の効率化向上のため平成 25 年 4 月 20 日から道北地域旭川地場産業振興センター2 階に移転した。

補助金の支出先である旭川市商店街振興組合連合会の損益状況の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
賦課金収入	2,777	3,231	3,078
市補助金	1,700	1,500	1,500
助成金	517	80	485
事業収入/雑収入	34	814	697
収入合計	5,029	5,625	5,761
組織強化事業	276	323	396
近代化推進事業	53	109	45
商店街強化事業	99	139	254
教育情報事業	274	251	261
商店街振興対策事業	2,000	889	691
一般管理費等	2,349	5,609	4,340
費用合計	5,053	7,323	5,990
損益	△24	△1,697	△ 229

平成 24 年度の一般管理費等には貸倒損失 2,047 千円（下部組織である旭川平和通商店街振興組合の賦課金の未収を原因とする。）を含む。これは大型店等の撤退により、旭川平和通商店街振興組合にて予定していた賦課金が納入されなかったことに伴うものである。

(監査結果)

商業行政費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

5. 道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金

平成 25 年度予算 15,232 千円

平成 25 年度決算 15,232 千円

(目的)

旭川市および道北地域の地場産業の振興および育成を図る。

(始期)

昭和 61 年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター補助金交付要綱

(事業内容)

道北地域旭川地場産業振興センターは旭川市および道北地域における地場産業振興のための中核施設であり、道の駅としての役割を果たしているため、その円滑な運営に資するため補助金を交付する。

(事業成果)

補助金の交付実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金	12,568	18,681	15,232

同センターの収支実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
基本財産・特定資産運用収入	418	420	420
事業収入	153,350	150,657	109,056
市補助金収入（運営補助金）	12,568	18,681	15,232
同（整備補助金）	0	0	80,000
負担金収入	9,367	8,508	7,123
国庫助成金収入/雑収入	490	515	926
特定資産・固定資産取崩収入	2,772	3,810	29,500
その他収入	0	0	4,760
繰越金	7,000	1,373	3,802
収入合計	185,968	183,966	250,820
施設提供事業費	0	11,509	13,725
貸館事業費	0	16,596	18,313
施設賃貸事業費	27,754	0	0
売店事業費	67,645	77,163	36,924
取引斡旋事業費	0	23,085	22,476
地場産品 PR 事業費	0	16,452	21,486
地場産品宣伝普及事業費	39,584	0	0
道の駅事業費	14,809	14,592	11,463
道の駅整備事業費	0	0	8,905
研修会事業費	0	1,343	0
管理費	28,830	15,197	14,259
特定資産取得支出	3,196	2,000	20,000
固定資産取得支出	2,772	964	76,044
保証金支出	0	1,260	0
支出合計	184,594	180,164	243,599
次年度繰越金	1,373	3,802	7,221

平成 23 年度は使用している勘定科目が集約されおり、以降の年度と勘定科目の設定が同一ではない。平成 25 年度は地場産業振興センターが直営していた道の駅売店事業が平成 25 年 9 月末日をもって終了したため事業収入が減少しており、また、施設整備の実施により固定資産関係の収支が増加している。平成 25 年度のその他収入は、市委託事業の契約保証金の戻入（1,260 千円）、地場産業振興センターと旭川物産協会との契約に係る契約保証金（2,000 千円）、地場産業振興センターと旭川物産協会の賃貸借契約に係る敷金（1,500 千円）である。繰越金が増加傾向にある。

（行政評価結果）

道北地域旭川地場産業振興センター補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	1 次：増額	道北地域における同センターの本来の役割を果たすため、また、道の駅として期待される機能を備えるために、必要な補助を行っていく必要がある。
	2 次：見直し	運営の自立化・安定化に向けて、早急に収支改善策を検討し、実行すること。
平成 20 年度	見直し	地場産業振興のための取組を強化するとともに、今後自立的な運営に向けた検討を進めるべきである。

なお、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 21 年度	補助金交付要綱の見直しを行い、補助金支出手続の適正化を図った。
平成 23 年度	中期経営・事業計画を策定し、地場産業振興に貢献できるよう事業の見直しを図るとともに、収益事業の内容と目標設定を見直し、支出面の抑制を図るなど、自立運営に向けた検討を進めている。

（監査結果）

道北地域旭川地場産業振興センターの運営に係る補助金に関して、特に指摘すべき事項はない。

6. 地場産品販路開拓推進費

平成 25 年度予算 5,043 千円

平成 25 年度決算 5,038 千円

（目的）

旭川産品の販売促進および販路拡大を進め、地場産業の振興を図る。

（始期）

—

（根拠法令等）

旭川市中小企業振興基本条例

北の恵みマルシェ実行委員会負担金交付要綱

旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会負担金交付要綱

(事業内容)

物産展や交流都市イベントへの参加、SORA マルシェ・ジンギスカンマルシェの開催を通じて販売 PR を実施する。

(事業成果)

事業費の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金	3,260	3,174	4,174
その他の費用	248	254	863
合計	3,508	3,428	5,038

なお、地場産品販路開拓推進費の平成 26 年度予算は 10,844 千円と平成 25 年度実績より 2 倍以上になっている。これは新規事業としてアンテナショップ設置費（3,800 千円）を計上したほか、平成 25 年度に食べマルシェ実行委員会負担金（1,000 千円）として支出した SORA マルシェ開催事業費を、平成 26 年度は市の委託料（3,000 千円）として計上したためである。

平成 25 年度の負担金の内訳は、次のとおり。

(単位：千円)

北海道の物産と観光展主催会場参加負担金（(一社)北海道貿易物産振興会、1 会場 5 万円×31 会場）	1,550
旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会負担金	1,624
北の恵みマルシェ実行委員会負担金	1,000
合計	4,174

旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会の収支実績の最近3年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市負担金	1,710	1,624	1,624
道補助金	1,000	0	0
参加企業等負担金	530	1,500	610
繰越金	62	71	20
収入合計	3,302	3,195	2,255
使用料・賃借料	1,240	1,599	1,085
会場整備費	1,064	1,285	848
その他の費用	927	290	312
支出合計	3,231	3,174	2,245
次年度繰越金	71	20	10

特記すべき増減はない。

北の恵みマルシェ実行委員会（SORA マルシェ・ジンギスカンマルシェ事業の平成 25 年度の収支実績は、次のとおり。

(単位：千円)

項目	金額	備考
負担金	1,000	旭川市
補助金	3,000	地域づくり総合交付金
協賛金	300	サッポロビール㈱
事業収入	611	ジンギスカンマルシェ出店料ほか
繰入金	1,923	北の恵み食べマルシェ開催事業費繰入金
雑収入	0	預金利息 65 円
収入合計	6,835	
SORA マルシェ事業費	2,741	内訳は下記参照
ジンギスカンマルシェ事業費	4,093	同上
支出合計	6,835	
繰越金	0	27 円、北の恵み食べマルシェ開催事業費に繰越

平成 25 年度の SORA マルシェおよびジングスカンマルシェの開催実績は、次のとおり。

(単位：千円)

	SORA マルシェ	ジングスカンマルシェ
会場設営・運営費	2, 213	3, 129
広報宣伝費	510	247
関連事業費	—	298
事務局費	18	417
事業費合計	2, 741	4, 093
会期	平成 25 年 10 月 12-14 日	平成 25 年 6 月 29-30 日
会場	旭川空港	リベライン旭川パークコミュニティランド
出店者（者）	16	17
来場者数（人）	14, 550	10, 450
売上金額（千円）	4, 825	5, 406

(監査結果)

地場産品販路開拓推進に係る事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

7. 海外経済交流推進事業費

平成 25 年度予算 5, 300 千円

平成 25 年度決算 3, 007 千円

(目的)

旭川市をはじめとした圏域の知名度・イメージアップ、認知度向上を図りながら、海外市場における地場産品等の販路開拓・拡大を進める。

(始期)

平成 20 年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

外交流・販路拡大事業負担金交付要綱

あさひかわ海外経済交流推進委員会事業補助金交付要綱

(事業内容)

台湾における物産展などへの出展・出品支援、商談機会の創出等を行う。あさひかわ海外経済交流推進委員会が行う事業に対して、負担金・補助金を交付して支援する。

(事業成果)

事業費の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金	2,750	3,150	1,700
補助金	0	970	1,000
その他の費用	40	524	307
合計	2,790	4,644	3,007

平成 25 年度における負担金の当初予算は 3,700 千円であり、支出は 1,700 千円のため不用額 2,000 千円となった。これは海外バイヤー勉強会および商談会について、ジェトロ北海道との共催で実施したため支出が減額になったこと、海外メディア招聘事業について、あさひかわ観光誘致宣伝協議会との共催で実施したため支出が減額になったこと、および香港フードエキスポ出展事業において、出展ブースを確保できなかったため支出が不用になったことによるものである。出展ブースを確保できなかった理由は、「北海道・札幌ブース」を主催している札幌商工会議所に対して出展の申し込みを行ったものの、札幌商工会議所がジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）から割り当てられたブースが前年度の 10 小間から 5 小間に半減したこと、および札幌市内の企業が優先されたことによる。

なお、海外経済交流推進事業費の平成 26 年度予算は 8,288 千円と平成 25 年度実績より 2 倍以上になっている。これは平成 25 年度と同様の事業の実施に加え、新たに通訳・翻訳事業を実施するためである。

あさひかわ海外経済交流推進委員会の収支実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市負担金	2,700	3,150	1,700
その他負担金	160	310	260
市補助金	0	970	1,000
その他補助金	0	500	600
雑収入	38	140	0
繰越金	206	103	129
収入合計	3,105	5,173	3,689
旅費	805	1,930	1,881
需用費	224	1,002	18
出店負担金 (※)	1,630		
使用料・賃借料	7	451	83
役務費	196	909	543
事務費/報償費	137	750	495
支出合計	3,001	5,044	3,024
次年度繰越金	103	129	665

※ 平成 23 年度の出店負担金は物産展への出店負担金等である。

(監査結果)

海外経済交流推進に係る事業費の支出に関して、特に記載すべき事項はない。ただし、収支決算書の支出経費の処理科目の一部に適切でないと思われるものがある。

【意見】処理科目の適正化について

あさひかわ海外経済交流推進委員会の支出実績の報償費には、地場産品 PR 用ノベルティグッズ代が含まれており適切ではない。需用費など適切な科目で予算および決算をすべきである。

8. 北の恵み食べマルシェ開催負担金

平成 25 年度予算 55,000 千円

平成 25 年度決算 55,000 千円

(目的)

農業や食料品製造業の振興と、北・北海道各地域の農畜産物や海産物、加工食品や料理などの販路拡大を図ることで、多彩で豊かな食の供給基地である北・北海道の魅力を全国に向けてアピールし、新たな地域グルメの創造・発信など、地域における食文化の創出につなげていくとともに、豊かな自然環境・地域資源を改めて見直すことで、安全で安心な食と環境・

健康を柱としたまちづくりについて考える契機として、新たな産業の創造・発展に寄与する。

(始期)

平成 23 年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

北の恵み食ベマルシェ実行委員会負担金交付要綱

(事業内容)

「北の恵み食ベマルシェ」は毎年 9 月中旬に中心市街地で開催され、北・北海道地域における農畜海産物やそれらの加工品、自慢料理などを集結させた巨大な食の市場である。その開催にあたり、北の恵み食ベマルシェ実行委員会に負担金を交付する。

(事業成果)

負担金交付実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金	60, 500	55, 449	55, 000

「北の恵み食ベマルシェ」の開催実績の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
会期	平成 23 年 9 月 13-19 日	平成 24 年 9 月 13-17 日	平成 25 年 9 月 13-16 日
会場	JR 旭川駅前広場・平和通買物公園・七条緑道・常盤公園・西武旭川店	JR 旭川駅前広場・平和通買物公園・七条緑道・常盤公園・JR 旭川駅・西武旭川店	JR 旭川駅前広場・平和通買物公園・七条緑道・常盤公園・JR 旭川駅・西武旭川店
出店者数 (者)	325	303	313
延来場者数 (千人)	772	847	779
売上総額 (千円)	157, 052	152, 945	138, 455
経済波及効果 (千円)	3, 451, 885	3, 693, 378	2, 889, 224

特記すべき増減はない。

「北の恵み食ベマルシェ」の実行委員会の収支実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市負担金	60, 500	53, 400	55, 000
商工会議所負担金	1, 780	1, 000	1, 000
補助金 (※1)	7, 433		
参加・賛同自治体等負担金	403	706	749
協賛金	3, 910	4, 240	4, 120

事業収入	10,630	10,408	9,204
雑収入（※2）	176	4,362	45
繰越金	0	212	261
収入合計	84,834	74,330	70,379
会場設営・運営費	61,755	51,167	41,802
広報宣伝費	8,936	9,450	8,906
関連事業費	10,386	6,792	8,219
事務局費	3,489	2,355	6,086
雑費	54	4,304	24
支出合計	84,621	74,068	65,039
次年度繰越金	212	261	5,340

※1 平成 23 年度の補助金は、経済産業省からの戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金である。

※2 平成 24 年度の雑収入と雑費には、契約保証金の入金額と返金額が含まれている。契約保証金について、市の事務の取扱いに準じ免除の要件を満たさない場合は契約保証金を徴収することとしている。平成 23 年度は市の事務の取扱いに準じた結果、契約保証金を徴収するケースがなかったものである。また平成 25 年度は、契約保証金を歳入歳出外収入・支出として取り扱ったことから、決算額の歳入・歳出には含まれていない。

会場設営・運営費が毎年度 10 百万円ほど減少傾向である。これは会場設営・運営に係る委託業務について、平成 23 年度はプロポーザル方式で受託者を選定していたところ、平成 24 年度からは指名競争入札に変更した結果、契約金額が減少したものである。

なお、平成 25 年度は多額の次年度繰越金（5,340 千円）が発生した。これは「北の恵み食べマルシェ 2013（買物公園等会場）開催業務」・「北の恵み食べマルシェ 2013（常磐公園会場）開催業務」等の委託業務において入札差金が生じたこと、事業実施に当たって経費の縮減に努めたことによるものである。

（監査結果）

北の恵み食べマルシェ開催負担金に係る支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、この実行委員会における繰越金が多額になっていることに留意すべきである。

9. 中心市街地活性化対策費

平成 25 年度予算 4,640 千円

平成 25 年度決算 4,295 千円

（目的）

「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づいた施策を展開することにより、都市機能の充実や魅力的で賑わいのある都市空間を創出し、中心市街地の活性化を推進する。

(始期)

昭和 48 年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川平和通買物公園企画委員会補助金交付要綱

銀座仲見世通り運営委員会補助金交付要綱

(事業内容)

大型店の郊外立地や消費者のライフスタイルの変化等により空洞化が進む買物公園や銀座商店街等で行われる商店街活性化事業を推進し、広く中心街活性化に向けた取組を行う。

(事業成果)

事業費の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金	3,800	3,800	3,800
その他の費用	236	199	495
合計	4,036	3,999	4,295

補助金は旭川平和通買物公園企画委員会に 2,850 千円、銀座仲見世通り運営委員会に 950 千円である。

旭川平和通買物公園企画委員会の事業収支の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市補助金	2,850	2,850	2,850
道補助金	2,600	—	—
商店街負担金	5,330	5,855	5,380
雑収入	0	1,681	0
繰越金	0	0	2
収入合計	10,780	10,386	8,232
事業費	6,854	5,636	3,872
一般管理費（人件費）	2,950	—	3,000
業務費	1,574	1,546	1,345
支出合計	11,378	7,183	8,217
次年度繰越金（損益）	△598	3,203	15

平成 23 年度および平成 24 年度は損益計算書であり、平成 25 年度は収支計算書である。したがって繰越金が不整合である。平成 24 年度の雑収入は 1,450 千円（返済不要となった他会計からの仮受金）、231 千円（大道芸フェスティバル開催に伴う出店者出店料）などである。また、平成 24 年度は人件費が補助対象外経費のためゼロである。

銀座仲見世通り運営委員会の事業推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金	950	950	950
負担金	1,801	1,629	1,540
繰越金	0	0	10
収入合計	2,751	2,579	2,501
施設費	645	487	321
管理費	38	68	86
需用費（事務委託人件費）	1,200	1,200	1,200
事業費	867	813	889
支出合計	2,751	2,568	2,497
次年度繰越金	0	10	4

特記すべき増減はない。

(監査結果)

中心市街地活性化対策に係る事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

10. まちなかマネジメント賑わい創出事業費

平成 25 年度予算 46,325 千円

平成 25 年度決算 46,282 千円

(目的)

まちなかにたまりと賑わいを創出し、中心市街地の活性化を図る。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川まちなかマネジメント協議会負担金交付要綱

(事業内容)

商工会議所や商店街などの関係機関で構成され、平成 24 年 3 月に設置された“まちなかマネジメント協議会”により、賑わい創出の企画・プロデュースのほか、市民団体などが中心市街地で実施するイベントに関する各種申請・協議等の支援を行う。

また、まちなか交流館の運営を支援する。まちなか交流館には、交流館ショップ（地場産品 PR 販売コーナーを含む）・チャレンジショップ・ワンデイシェフカフェ・旭川総合観光情報センター（あさテラス）・中心市街地空店舗相談コーナーがある。

(事業成果)

負担金・補助金の実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旭川まちなかマネジメント協議会負担金	—	45,550	40,916
旭川フードテラス改修等事業負担金	—	30,404	5,366
まちなか活性化交流拠点創出事業費補助金	27,408	—	—
合計	27,408	76,029	46,282

まちなか交流館の運営は、平成 24 年 3 月に設置されたまちなかマネジメント協議会が行っている。それ以前は TMO（旭川商工会議所）が行っていた。

旭川まちなかマネジメント協議会(平成 24 年 3 月設置)の収支実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金	3,000	3,000
負担金	46,550	41,916
家賃・共益費	0	6,343
物販売上	6,880	6,217
その他の収入	537	209
繰越金	353	2
収入合計	57,320	57,687
給料手当	9,952	9,689
報酬・謝礼	2,900	3,469
法定福利費	1,564	1,208
修繕費	0	4,776
賃借料	20,463	18,909
水道光熱費	3,465	3,533
広告宣伝費	6,144	6,369
業務委託費	5,928	3,358
商品仕入	5,259	5,121
その他の費用	1,639	1,240
支出合計	57,318	57,676
次年度繰越金	2	11

平成 25 年度の家賃・共益費は観光課および観光コンベンション協会執務室の家賃収入であり、修繕費はまちなか交流館の原状復帰費用等である。

まちなかマネジメント協議会の賃借料 18,909 千円の内訳は、旭川フードテラスの家賃および共益費が 15,760 千円、事務局備品借上料が 940 千円、交流館ショップ備品借上料が 2,209 千円である。

旭川フードテラス改修等事業の収支実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金	30,404	5,366
テナント収入等 (※1)	939	—
収入合計	31,344	5,366
委託料	1,470	105
工事費 (※2)	26,145	5,250
水道光熱費	579	—
賃借料 (※3)	2,121	—
管理費	902	—
その他の費用	124	11
支出合計	31,344	5,366
次年度繰越金	0	0

※1 平成 24 年度は観光課執務室に係る家賃収入および水道光熱費によりテナント収入が発生している。

※2 平成 24 年度の主な工事内容は旭川フードテラス 2 階のうち、旭川総合観光情報センターに係る部分および共用部についての改修工事に係る費用（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）である。

※3 平成 25 年 1 月から旭川観光情報センターがオープンしたことに伴い、当該スペースの賃借料が発生している。

なお、まちなか交流館にある諸施設の平成 25 年度の実績は、次のとおり。

施設名	実績
交流館ショップ・地場産品 P R 販売コーナー	利用人数 5,360 人、売上高 5,777 千円
チャレンジショップ	出店件数 0 件、出店料収入 0 千円
ワンデイシェフカフェ	利用人数 15,505 人、売上高 7,725 千円
旭川総合観光情報センター（あさテラス）	利用人数 6,388 人
中心市街地空き店舗相談コーナー	利用件数 71 件

(監査結果)

まちなかマネジメント賑わい創出に係る事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項ない。ただし、検討事項として次の意見がある。

【意見】 チャレンジショップの必要性について

まちなか交流館にあるチャレンジショップは利用実績がない状況なので、必要性や利用条件などを再検討すべきである。

1 1. ユジノサハリンスク経済交流推進費

平成 25 年度予算 11,461 千円

平成 25 年度決算 11,461 千円

(目的)

道北地域の物産の販路開拓等の拡大と、道北地域とサハリンとの人・物の交流拡大と地域間交流を推進する。また、フェリー航路を活用した物流ルートの確立を図る。

(始期)

平成 25 年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

ユジノサハリンスク道北物産展開催実行委員会事業補助金交付要綱

ユジノサハリンスク道北物産展開催実行委員会事業負担金交付要綱

(事業内容)

ユジノサハリンスクは旭川市と友好都市提携を結んでいる。そのユジノサハリンスクにおいて道北各市が連携して、道北各地の物産販売や地域の紹介などを行う「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催する。

(事業成果)

ユジノサハリンスク道北物産展開催実行委員会に負担金 8,000 千円・補助金 3,000 千円を交付して支援する。

ユジノサハリンスク道北物産展開催実行委員会の収支実績は、次のとおり。

(単位：千円)

区分	金額	備考
負担金	12,800	旭川市 8,000、稚内市 2,000、留萌・紋別・士別・名寄各市が各 700
補助金	6,000	北海道・旭川市が各 3,000
雑収入	0	預金利息 290 円
収入合計	18,800	
物産展費	16,964	開催委託料 13,538、参加旅費 2,012、バス 1,096 ほか
事務局費	1,711	旅費 1,066 ほか
その他	109	オープニング消耗品
支出合計	18,785	
繰越金	14	

各市の負担金額は規模等を勘案して実行委員会により決定したものである。物産の販売実績は2,333千円である。

開催委託料13,538千円の支出先は㈱G.I.プランであり、同社はロシア国の商取引に関する情報に熟知しており、輸出入に必要な書類作成にも精通しているほか、ロシア語の翻訳なども手がけている。また、日本からロシアへの輸出に関してはロシアで定められた法律に準拠しなければならない、ロシア国家標準規格に基づき一品目に複数の提出書類が必要なほか、取引にはロシア連邦に認められた現地パートナーが必須など、同社はこれら専門的かつ現地状況等に関する情報およびコネクションを有し、さらに、過去に北海道が実施したサハリン州での物産展開催の実績を有し、現地のニーズや当実行委員会が物産展を開催するために必要な知見等を有していることから、特命随意契約の相手方としたものである。

(監査結果)

ユジノサハリンスク経済交流推進に係る事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

1 2. 道北地域旭川地場産業振興センター整備費補助金

平成25年度予算 80,000千円

平成25年度決算 80,000千円

(目的)

「道の駅あさひかわ」の施設を整備して利便性と各種サービスの向上を図り、集客力の増加に繋げる。

(始期)

平成25年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

道北地域旭川地場産業振興センター整備費補助金交付要綱

(事業内容)

道北地域旭川地場産業振興センターに対して整備費を補助する。

(事業成果)

道北地域旭川地場産業振興センター整備費補助金80,000千円を交付した。

これにより、新たなエントランスと案内サインの設置、飲食や販売機能の向上（フードコート4軒整備・ベーカリー&カフェの整備・売店のリニューアル）およびバリアフリートイレや休憩交流スペース、空調設備の整備、電気給排水設備の増設などを行った。

この補助金を含む道北地域旭川地場産業振興センターの事業収支は、28頁「5. 道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金」に記載している。

(監査結果)

道北地域旭川地場産業振興センター整備費に係る補助金の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

1 3 . 中心市街地出店促進事業費

平成 25 年度予算 12,097 千円

平成 25 年度決算 8,894 千円

(目的)

空き店舗の活用促進により中心市街地の活性化を図るとともに、まちなかに居住する住民の利便性向上を図る。

(始期)

平成 23 年度

(根拠法令等)

—

(事業内容)

中心市街地の空き店舗および集合住宅の店舗部分を活用して出店しようとする事業者の店舗賃借料の 3 分の 1 まで月額 10 万円を上限として、期間は最長 1 年以内として補助する。また、中心市街地に出店しようとする者に対する相談、情報提供を実施する。

(事業成果)

事業費の実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	130	115	16
委託料	3,570	4,000	3,838
補助金	4,129	5,819	5,040
合計	7,829	9,935	8,894

平成 25 年度の補助金の予算は 8,000 千円、決算は 5,040 千円と不用額が 2,960 千円となった。これは補助金交付の月額上限 10 万円に対して平均交付額が 30 千円であったこと、新規補助決定者の交付開始が 10 月以降になったことによる。

委託料は空き店舗出店促進支援事業を委託したものであり、委託先は旭川商工会議所である。具体的業務内容は、空き店舗・事務所等の情報収集、これら情報の提供業務、出店に関する相談対応などである。

補助金の交付実績は、次のとおり。

(金額単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新規	11	4,129	17	3,282	11	888
前年度継続	—	—	11	2,537	17	4,152

空き店舗が活用されることで、沿道の景観が向上し新たな魅力が創出されるほか、新規出店による店舗改修、従業員雇用等の経済効果が発生した。

(行政評価結果)

旭川市中心市街地出店促進事業補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	見直し	額や制度の根幹部分は継続するが、補助対象などについては平成 24 年度の実績を踏まえ、空き店舗の解消に向けて見直しを検討する。

なお、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 24 年度	補助対象に出入り口が直接道路に面している 2 店舗を加えることで、補助対象件数の増加を図った。 募集時期を通年化することで、出店者が申請しやすい環境を整えた。

(監査結果)

中心市街地出店促進に係る事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

1 4. 地域企業育成事業費

平成 25 年度予算 83,970 千円

平成 25 年度決算 70,397 千円

(目的)

市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、特定事業用施設または試験研究施設を新設し、または増設する者に対し課税免除および助成の措置を行い、もって市経済の活性化および雇用機会の拡大を図る。

(始期)

昭和 62 年度

(根拠法令等)

旭川市工業等振興促進条例

旭川市工業等振興促進条例施行規則

(事業内容)

製造業等の立地誘導、集積を図るため「旭川市工業等振興促進条例」に基づき市内に工場等を新設または増設した場合に、以下の優遇措置（課税免除および助成金）を行う。

- ・ 課税免除（固定資産税・都市計画税を 3 年間、環境配慮型施設の場合は 5 年に延長）
- ・ 工場等設置助成金（事業所税相当額を 3 年間助成）
- ・ 土地取得助成金（土地取得価額の 25/100 に相当する額、1 億円限度）
- ・ 工場等改修助成金（賃借物件の改修費の 50/100 に相当する額、2,000 万円限度）

※土地取得助成金と工場等改修助成金はどちらかを選択

- ・ 環境配慮型施設整備助成金（環境配慮型施設の整備費の 50/100 に相当する額、5,000 万円限度）

・雇用助成金（雇用者 1 人当たり 30 万円以内を 3 年間助成、平成 25 年 4 月の条例改正により各年度 3,000 万円限度。ただし、平成 25 年 3 月以前の指定申請については旧条例が適用となることから各年度 2,000 万円限度。）

・操業前研修助成金（操業前研修を受講した雇用者 1 人当たり 20 万円以内、500 万円限度）

・操業助成金（操業に係る費用の 50/100 に相当する額を 3 年間、500 万円限度）

※操業に係る費用は、ビル賃借料・通信回線使用料・上下水道使用料・電気料金のいずれか 1 つを選択

（事業成果）

年度別助成金交付企業数および交付額は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業数（社）	3	5	6
交付額（千円）	21,964	17,602	70,397

条例等に基づき指定した工場等の数が増加したことにより、平成 25 年度の交付額は 70,397 千円、平成 26 年度の予算額は 169,444 千円と増加している。

また、平成 25 年度の補助金等交付状況と雇用人数は、次のとおり。

	合同酒精	フレアサービス	協立乳品	ベルシステム 24	セレモサプライ	三葉製菓
交付金額（千円）	2,400	2,400	9,540	46,942	3,742	5,373
工場等設置助成金	—	—	660	1,556	—	5
土地取得助成金	—	—	4,131	—	—	2,186
工場等改修助成金	—	—	—	20,000	—	—
雇用助成金	2,400	2,400	1,500	20,000	2,100	2,100
操業前研修助成金	—	—	—	386	—	—
操業助成金	—	—	3,249	5,000	1,642	1,082
雇用人数（人）	8	8	5	67	7	7

平成 25 年度の予算は 83,970 千円であり、支出は 70,397 千円で不用額 13,573 千円となった。これは補助金支出が予定されていた榑北海道村が事業停止となり、補助金が交付されなかったことによる。なお、榑北海道村に対しては、支出済みの補助金の返還を求めており追加監査手続においてその経緯を検討している。

平成 26 年度の予算は 169,444 千円と平成 25 年度実績の 2 倍以上になっている。これは条例に基づき指定した工場等が増加し、交付予定の補助金が増加するためである。

（行政評価結果）

旭川市工業等振興促進条例に基づく補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	継続	企業の設備投資、規模拡大は、本市経済の活性化や雇用促進を図る上で重要な施策の 1 つであることから継続する。

なお、旭川市工業等振興促進条例に基づく補助金については、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 23 年度	工場等改修助成金，操業前研修助成金，環境配慮型施設整備助成金，操業助成金の新設を行った。

(追加監査手続)

事業停止により補助金の返還命令となり、今後不納欠損処理が想定される(株)北海道村の指定申請書、奨励金交付申請書および関係書類を閲覧し、担当課に質問を実施した。

経過は次のとおり。

- ① 平成 21 年 11 月 21 日 (株)北海道村は、民事再生手続中の(株)藤六食品より、工場施設・設備および事業を譲受け、従業員をそのまま雇用して翌 12 月 2 日に操業を開始した。
- ② 平成 21 年 12 月 24 日 旭川市工業等振興促進条例に基づく指定の申請。22 年 1 月 26 日 指定。
- ③ 平成 23 年 6 月 22 日 雇用奨励金 20 人分 6,000 千円と平成 22 年 9 月期の事業所税相当額 1,610 円の合計 7,610 千円を奨励金として交付。
- ④ 平成 23 年 12 月 19 日 受付の事業報告書中の決算書にて債務超過となる。
- ⑤ 平成 23 年 7 月 4 日 雇用奨励金 18 人分 5,400 千円と平成 23 年 9 月期の事業所税相当額 1,932 円の合計 7,332 千円を奨励金として交付。
- ⑥ 平成 24 年 12 月 27 日 受付の事業報告書中の決算書にて債務超過は拡大する。
- ⑦ 平成 25 年 2 月 25 日 操業を停止。

売上、当期純利益、純資産の推移は、次のとおり。

(単位：百万円)

決算期	売上高	当期純利益	総資産	純資産	備考
平成 20 年 9 月期	1,223	30	1,140	108	—
平成 21 年 9 月期	1,829	50	1,726	158	—
平成 22 年 9 月期	2,196	△38	2,180	119	—
平成 23 年 9 月期	2,538	△357	1,919	△238	営業損失 164、 前期損益修正損 157、
平成 24 年 9 月期	2,283	△355	1,389	△593	営業損失 119、 債権放棄損失 101、

奨励金の交付は 2 回実施され、それぞれ決定前に審査が行われる(旭川市工業等振興促進条例規則第 17 条第 2 項)。実施されている審査項目は、次のとおり。ただし、審査項目は、明文化されていない。

- ・当初取得した資産を利用して操業しているかの確認。
- ・常用たる雇用実態の確認
- ・生産水準の確認(計画通りの生産、操業状況の確認)

・責任者との面談にて操業継続の見通しについて確認

主眼は、当初の指定要件を維持し、操業開始から5年以上の操業の見通しの確認である。

平成23年9月期に債務超過（資産＜負債、プラスの財産をマイナスの財産が上回る状態）となったことは、直ちに操業停止となるわけではないものの、操業の継続が危ぶまれる状況になったといえる。しかし、現在の市のルールでは、これをもって、何らかの措置をとることにはなっていない。

なお、事業者の倒産などで補助金等の返還を求めている事例は、最近では(株)北海道村以外にはない。

（監査結果）

地域企業育成事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

ただし、検討事項として次の意見がある。

【意見】

① 債務超過に関する要件

市の指定の要件に財務面の要素として、債務超過に関する要件を追加すべきと考える。債務超過に至った場合に、直ちに操業の停止となるわけではない。現象としては、資金繰り悪化による給与の遅配、原材料仕入れ代金の支払い遅延や信用不安による仕入れの困難からの生産減少などがあるものの、倒産一步手前にならない限りは、現象面としては見えてこない。しかし、会社存立の基盤は正味財産がプラスであることから、債務超過に関する要件を加えるべきと考える。

② 新設の内容の明示（既存施設の取得）について

指定要件の「市内に工場等の新設または増設した場合に」については、同条例施行規則第2条第1項において「……工場等の新設とは、市内に工場等を有しない者が工場等を新たに設置することをいう。」、また第2項において「……工場等の増設とは、市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は工場等を拡張し、若しくは移転することをいう。」として新規の施設・設備であることを要件としていない。つまり、既存施設・中古物件も対象になる。また、実際にその通り扱っている。しかし、現行の文言だけでは、既存施設・中古物件も対象になることは即座に理解できない。

他市を見ると、条例自体に「新設 市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を設置（既存施設の取得を含む。）」などと明示している例がある。また、他市のホームページ上でも、既存施設の取得を含む旨を明示している例もある。制度の周知のための説明書などにも今後明示することを検討すべきと考える。

1 5. 企業誘致費

平成 25 年度予算 12,562 千円

平成 25 年度決算 10,145 千円

(目的)

企業誘致の推進により、地場産業の高度化を促進し、地域経済の活性化を図る。

(始期)

昭和 44 年度

(根拠法令等)

旭川市補助金交付基準

旭川市企業誘致推進協議会負担金交付要綱

旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会負担金交付要綱

(事業内容)

誘致折衝中の企業や新規発掘を目指した企業訪問、企業の立地や設備投資動向に係る情報収集、誘致企業へのフォローアップとともに、地域特性や都市機能等の旭川の魅力を広く PR するなどの誘致活動を展開する。

(事業成果)

事業費の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	721	363	576
役務費	439	439	820
負担金	5,147	8,167	8,167
旭川市企業誘致推進協議会	4,547	7,567	7,567
旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会	600	600	600
その他	39	—	581
合計	6,348	8,970	10,145

① 旭川市企業誘致推進協議会

設 立 昭和 44 年 8 月

構 成 旭川市 5 名 地元経済界 14 名 計 19 名

事 務 局 旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 旭川リサーチセンター

旭川市経済観光部企業立地課

目 的 本市経済の発展を図るため企業誘致を積極的に推進し、本市の総合開発に資する

旭川市企業誘致推進協議会の最近 3 年度の収支差額は、次のとおり。

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入	負担金（旭川市）	4,547	7,567	7,567
	負担金（旭川商工会議所）	100	100	100
	交付金（地域づくり総合交付金）	700	—	—
	その他の収入	0	0	0
	前年度繰越金	569	285	358
収入計		5,916	7,952	8,025
支出	旅費	1,294	2,551	2,424
	消印費	1,214	701	1,687
	食糧費	35	87	165
	通信費	226	324	235
	使用料	1,694	1,706	1,341
	役務費	207	893	859
	負担金	750	770	762
	企業誘致活動事業負担金（※1）	750	750	750
	企業誘致セミナー参加料	—	20	12
	雑費	208	559	415
支出計		5,631	7,593	7,891
翌年度繰越金		285	358	134

※1 企業立地促進法に基づき組織されている旭川地域産業活性化協議会に対する負担金である。

旭川地域産業活性化協議会は、北海道、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、旭川商工会議所、あさひかわ商工会、鷹栖町商工会、東神楽町商工会、東川町商工会、旭川工業高等専門学校、中小企業基盤整備機構北海道支部、（一財）旭川産業創造プラザから構成され、旭川地域（旭川市・鷹栖町・東神楽町・東川町）における産業集積の形成および産業集積の活性化を目指すため、平成 19 年 12 月 25 日に発足している。

旭川市が旭川地域産業活性化協議会に対して直接負担金を支払わない理由は、国の補助メニュー（補助対象経費の 2/3）の活用にあたっては、旭川市単独の取組ではなく、あくまで 1 市 3 町の産学官一体となった取組が必要であることから、市の負担金ではなく、商工会議所や北海道、中小企業基盤整備機構などが参画する旭川市企業誘致推進協議会や旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会が負担（あわせて 1/3）する形式をとったことによる。

旭川市企業誘致推進協議会の最近３年度の活動実績は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業訪問活動			
訪問圏域	関東、関西、道内	関東、関西、中部、道内	
訪問件数	121 社	190 社	275 社
展示会等への出展	4 回	6 回	5 回
誘致企業（新設）	1 社	2 社	(※2) 3 社
平成 23 年度操業開始	—	—	—
平成 24 年度操業開始	1 社	1 社	—
平成 25 年度操業開始	—	—	2 社
平成 26 年度操業開始	—	1 社	1 社

※2 旭川市企業誘致推進協議会総会議案書に記載される企業数は 2 社であるが、1 社記載もれとの回答を得ているため修正後の数字を記載している。

旭川市が公表する『経済観光部 施策の概要』に記載される企業立地成果は、次のとおり。
 なお、『経済観光部 施策の概要』に記載される誘致企業件数は、累計数となっているため、各年度に公表されている『経済観光部 施策の概要』の累計件数を差し引きすることにより純増件数を記載している。

ア．誘致企業件数

業種	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
食料品製造業	—	1 社	—
機械・金属製品製造業	—	—	1 社
家具等製造業	—	—	—
I T 関連（情報サービス業等）	—	1 社	1 社
その他	—	—	—
合計	—	2 社	2 社

市が公表する誘致企業件数は、市・協議会等の積極的な誘致活動の結果、当該年度内に操業を開始した企業件数を記載している。

イ．立地企業件数（括弧内は市外企業の立地件数）

業種	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
食品関連産業	2(0) 社	1(1) 社	0(0) 社
機械・金属関連産業	0(0) 社	1(1) 社	1(1) 社
家具等インテリア関連産業	0(0) 社	0(0) 社	0(0) 社
I T 関連産業	1(0) 社	0(0) 社	0(0) 社
その他	0(0) 社	1(1) 社	1(1) 社
合計	3(0) 社	3(3) 社	2(2) 社

市が公表する立地企業件数は、市として特に働きかけはしていない場合で、立地にかかる各種補助金の支援により新增設に至った企業の件数を記載している。

② 旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会

設 立 平成 5 年 5 月（平成 26 年 3 月解散）

構 成 旭川市、独立行政法人中小企業基盤整備機構、北海道、旭川商工会議所、
（一財）旭川産業創造プラザ 計 10 名

事務局 旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 旭川リサーチセンター
旭川市経済観光部企業立地課

目 的 旭川リサーチパークへの企業立地の推進を図る

旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会の最近 3 年度の収支差額は、次のとおり。

（単位：千円）

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収 入	負担金（旭川市）	600	600	600
	負担金（北海道）	100	100	100
	負担金（（独）中小企業基盤整備機構）	700	700	700
	その他の収入	0	0	0
	前年度繰越金	634	317	333
収入計		2,034	1,718	1,733
支 出	誘致広報活動費	1,294	1,031	1,570
	産業立地支援事業負担金（※3）	750	750	750
	パンフレット作成料	492	234	—
	完売御礼広告掲載業務	—	—	735
	その他	52	47	85
	企業誘致情報等調査費	241	191	—
	企業懇談会等開催費	97	93	26
	事務費等	83	68	137
支出計		1,716	1,384	1,733
翌年度繰越金		317	333	—

※3 ①旭川市企業誘致推進協議会と同じく、旭川地域産業活性化協議会に対する負担金である。

なお、旭川市が旭川地域産業活性化協議会に対して直接負担金を支払わない理由は、旭川市企業誘致推進協議会の※1 で記載する理由と同じである。

旭川リサーチパークの企業誘致実績は、次のとおり。

区画	所有者	本社所在地
A	医療法人社団進和会	旭川市内
B	北海道（独立行政法人北海道立総合研究機構）	北海道内
C		
D		
E	旭川市（一般財団法人旭川産業創造プラザ）	旭川市内
F	旭川信用金庫	旭川市内
G	(株)コンピューター・ビジネス	旭川市内
H		
I	(株)北海道新聞社 （北海道マイホームセンター旭川会場）	北海道内
J		
K	(株)鹿児島風力発電研究所	北海道外
L		
M		
N－1		
O－1		
N－2	(株)北拓	旭川市内
O－2	(株)カワムラ	旭川市内

（監査結果）

旭川リサーチパークの土地が完売したことにより、平成 26 年 3 月に旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会が解散した。解散にあたり、完売御礼広告掲載業務に 735 千円をかけていることから内容を確認したところ、旭川リサーチパーク完売の告知をもって、市の立地企業への支援制度および立地環境の PR を行い、今後更なる旭川への企業誘致を推進するために全国紙である日刊工業新聞に全面広告を実施したとのことであり、その支出につき指摘すべき事項はなかった。

その他、企業誘致事業に係る支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

ただし、検討事項として次の意見がある。

【意見】用語の説明について

『経済観光部 施策の概要』において誘致企業件数と立地企業件数を公表している。その際に、誘致企業件数と立地企業件数の意味を注記していない。一目で内容を理解できない用語については、その意味を注記することが望ましいと考える。

16. 首都圏企業誘致強化事業費

平成 25 年度予算 7,982 千円

平成 25 年度決算 7,678 千円

(目的)

本社機能が集中する首都圏における企業誘致活動を強化し、旭川市への企業立地を促進し産業基盤の強化と雇用の拡大を図る。

(始期)

平成 20 年度

(根拠法令等)

業務委託契約約款

旭川地域企業立地セミナー等誘致強化事業委託業務仕様書

北海道出身経営者等企業立地調査事業委託業務仕様書

(事業内容)

首都圏において市長自らが PR 活動を行う企業立地セミナーを開催するとともに、そのフォローアップとして市に企業関係者を招く現地視察会を開催する。

強化期間を設けた企業訪問や企業誘致推進員による企業情報収集、北海道にゆかりのある経営者等にターゲットを絞った誘致活動等を行う。

(事業成果)

事業費の実績の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	250	895	902
消耗印刷費 (※1)	—	331	422
委託料	—	6,273	6,248
(株)K&I パートナース	—	6,273	—
(株)帝国データバンク	—	—	1,989
(株)矢野経済研究所	—	—	4,259
報償費 (※2)	1,881	420	105
合計	2,131	7,920	7,678

※1 食品産業企業立地パンフレット 2,000 枚 (北海道地図株式会社)

※2 企業誘致推進員に対する謝金

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業誘致推進員による企業訪問活動	99 件	28 件	7 件

平成 23 年度までは企業誘致員による企業訪問活動が中心だったところ、平成 24 年度より首都圏での PR を強化するため企業立地セミナーを開催することとし、報償費が減少し委託料が増加している。

企業立地セミナーの実施実績は、次のとおり。

委託先：㈱矢野経済研究所（公募型プロポーザルにより選定 参加２者）

内容	開催日	参加者数（※3）
製造業向け	平成 25 年 10 月 18 日	17 社 21 名
コールセンター等 IT 関連業対象	平成 25 年 11 月 19 日	26 社 27 名（※4）
現地視察会（製造業対象）	平成 25 年 10 月 31 日 および 11 月 1 日	7 社 9 名

※3 道内自治体、道内金融機関を除く

※4 旭川市企業誘致推進員を除く

参加者等から 5 社を訪問し、対象企業の意向や検討状況をまとめている。

企業立地調査は、公募型プロポーザルにより参加 2 者から㈱帝国データバンクを選定し、首都圏を本社所在地とする企業などに企業立地構想に関するアンケートを行い、市への事業所等の新設・増設・移転の関心度を調査している。

提出された報告書（企業リスト）や企業立地セミナー参加企業を中心に継続的に企業訪問するなど、各年度の事業成果が生かされている。

（監査結果）

首都圏企業誘致強化事業費の支出に関して、特に記載すべき事項はない。

17. 産業振興行政費

平成 25 年度予算 4,419 千円

平成 25 年度決算 3,699 千円

（目的）

規模、技術力、資金力の面などで企業体質の弱い中小企業に対する経営指導等の活動を通じて「組織化の推進、支援」、「経営改善」を図る。

（始期）

—

（根拠法令等）

—

（事業内容）

中小・零細企業の振興、育成に係る費用を支出する。

（事業成果）

事業費の実績の推移は、次のとおり。

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	253	129	180
需用費			

消耗印刷費	86	101	135
光熱水費	—	—	147
役務費			
通信運搬費	—	—	376
その他	—	—	2
委託料	—	—	269
使用料及び賃借料	—	56	2,586
合計	340	287	3,699

平成 25 年 4 月 27 日に産業振興課の事務所を旭川リサーチセンター内へ移転している。これにより、使用料及び賃借料が増加している。

産業振興課の賃借料の内容は、次のとおり。

貸付人	(一財) 旭川産業創造プラザ
賃貸借物件名称	旭川リサーチセンター
所在地	旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番 6 号
貸室面積	2 階 インキュベートルーム 4 号室、83.10 ㎡
賃料	年額 1,494,000 円 (税別)
共益費	年額 996,000 円 (税別)

(監査結果)

産業振興行政費の支出に関して、特に記載すべき事項はない。

ただし、産業振興課の賃借料は、(一財) 旭川産業創造プラザが旭川リサーチセンター内に設置するインキュベートルームの賃料に基づいて算定している。旭川リサーチセンターには、以前より旭川市工芸センターが入居しており、その賃料は同じくインキュベートルームの賃料に基づいて算定している。産業振興課の賃借料が適切に算定されているかは、インキュベートルームの賃料設定が適切であるかの検討が必要であり、この点については、69 頁「2.2. (一財) 旭川産業創造プラザ補助金」において検討する。

1.8. ものづくり人材育成事業費

平成 25 年度予算 4,501 千円

平成 25 年度決算 3,438 千円

(目的)

大学・高専等の教育・研究機関が保有する、地域に根差した研究成果を取り入れた研修を実施することで、ものづくりの技能者・技術者の技術向上、技術伝承、経営視点の向上を図るとともに、地元の生活者に旭川家具について知ってもらう機会を設け、産業の活性化を図る。

(始期)

平成 23 年度

平成 23 年度は、ものづくり技能者・技術者研修事業、ものづくり推進支援事業、旭川木工スクール事業の 3 つの事業として実施している。

平成 24 年度以降は、ものづくり技能者・技術者研修事業、旭川木工スクール事業の 2 つの事業とものづくり推進支援事業のうち販売力強化セミナー事業をまとめて、ものづくり人材育成事業として実施している。

(根拠法令等)

—

(事業内容)

次の 2 つの事業を行っている。

① 技能者・技術者研修事業

ものづくりの技能者・技術者向けに食品加工分野関連、情報通信産業関連、機械金属産業関連、建築・建具業界関連、ものづくり支援関連の研修を実施する。

② 旭川木工スクール事業

旭川市民向けに旭川木工スクールを実施する。

なお、販売力強化セミナーの実施を計画していたが、年度内に講師との調整がつかず開催できていない。

(事業成果)

最近 3 年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	748	726	410
旅費	189	220	44
消耗印刷費	136	41	44
役務費	126	128	115
委託料	1,984	2,646	2,646
使用料及び賃借料	163	132	24
原材料費	146	157	153
合計	3,495	4,054	3,438

平成 23 年度は、「ものづくり技能者・技術者研修事業費」と「ものづくり推進支援事業費」のうち販売力強化セミナー費用、「木工スクール事業費」に分けて予算が組まれていた。上記数値は、これらを合計した金額である。

① 技能者・技術者事業

3 年度ともに委託先は、(一財) 旭川産業創造プラザである。

平成 25 年度の研修実施内容は、次のとおり。

産業分野	テーマ	延参加者数
食品加工関連	より安全安心な製品づくりの勧め	34 名
	「北海道の食」を世界へ	37 名
	北海道食品機能性表示制度について	16 名
情報通信産業 関連	W e b アプリ開発実践講座Ⅰ・Ⅱ	51 名
	クラウドファンディング活用アイデアソン	38 名
機械金属産業 関係	取扱説明書・マニュアルの作り方	16 名
	塗装設備導入時の問題・課題とその解決への取り組み	80 名
建築・建具業 界関連	「東京スカイツリー」の不思議な魅力	208 名
	住まいづくりセミナー(業界を取り巻く最新の動向や今後の展望、これから取り組むべき内容)	36 名
経営・組織マ ネジメント関 係	北海道ローカルから全国へ ～水曜どうでしょう的思考～	363 名
ものづくり支 援関連	世界へ羽ばたく起業への道 ～チャンスは地方にこそある～	90 名
	「ビジネス成功の秘訣」 「ビジネスチャンスの見つけ方」	13 名

平成 24 年度の研修実施内容は、次のとおり。

産業分野	テーマ	延参加者数
食品加工関連	「添加物との上手な付き合い方」	21 名
	品質保証の国際規格、アレルギー混入防止策等について	51 名
	日本ハム北海道ファクトリー株式会社工場見学	16 名
	食品表示の基本	26 名
	道内 4 高専連携による放射能検査体制	
情報通信産業 関連	クラウドサービスは安全？	13 名
	Vmware ESXi5 仮想化システムの実装（ハンズオン形式） Vmware VSphere プライベートクラウドの構築（グループ実習形式）	4 名
	新 OS ・ Windows8 を知る ～新時代の情報化社会とは～	251 名
建築・建具業 界関連	住宅建築の省エネルギーについて	27 名
	建設工事における労働災害防止について	35 名
	一般設計発表剣淵町「つちのこ館」	60 名

経営・組織マネジメント関係	小惑星探査機「はやぶさ」の奇跡 ～真のチームワークは高いミッションの共有から生まれる～	213 名
---------------	---	-------

セミナー実施後は、参加者にアンケートへの回答をお願いしその結果を集計しており、満足度は比較的高い結果となっている。

② 旭川木工スクール事業

平成 25 年度の実施内容は、次のとおり。

講座	テーマ	延受講者数
市民向け講座	旭川木工体験の旅 ながーく編	15 名
	旭川木工体験の旅 産地体感編	14 名
実習コース	椅子製作における加工の工夫点および治具作り 接合強度の維持・向上と強度試験による考察 (計 7 回)	43 名
座学コース	各種接着剤の特性及び接着原理について 講演 実習	22 名 うち 5 名
	I F D A から製品化された家具デザイン	27 名
	正しいものづくりのためのデザイン	36 名
	日本の美と本質的なものづくりを追及する	19 名
	現在の木工機械事情について	6 名

技能者・技術者研修事業の委託先は 3 年度ともに（一財）旭川産業創造プラザであり、一者特命の随意契約となっている。これは旭川リサーチパークの機械を利用する実習講習を取り入れるなどここできできない特色を生かしているため、特に問題はないと考える。

また、①技能者・技術者事業についても、②旭川木工スクール事業についても、テーマは毎年工夫され参加者アンケートの結果は高評価であった。

（監査結果）

ものづくり人材育成事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

19. 新製品開発・販路拡大支援事業費

平成 25 年度予算 17,099 千円

平成 25 年度決算 16,736 千円

（目的）

中小企業の製品開発・研究から販路開拓までの各事業段階を一体的に支援し、生産、販売、収益の拡大を通じて、域外からの外貨獲得を目指し、地域経済の活性化および雇用の拡大を図る。

(始期)

平成 21 年度

平成 23 年度は、ものづくり推進支援事業費とものづくりもう一押し支援事業費の 2 つの事業として実施している。

平成 24 年度以降は、ものづくり推進支援事業のうち販売力強化セミナーを除く事業とものづくりもう一押し支援事業をまとめて、新製品開発・販路拡大支援事業として実施している。

(根拠法令等)

新製品等開発・研究促進補助金交付要綱

旭川市中小企業振興基本条例

(事業内容)

次の 3 つの事業を実施している。

- ① 新製品等開発・研究促進補助金
- ② あさひかわ産品プロモーション戦略補助金
- ③ ものづくり企業販路拡大支援事業委託業務

(事業成果)

最近 3 年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

節及び細節	平成 23 年度 (※2)	平成 24 年度	平成 25 年度
報酬	—	82	88
報償費	148	—	—
旅費	324	17	331
消耗印刷費	106	214	86
役務費	2	—	—
委託料	—	—	3,990
使用料及び賃借料	193	21	20
補助金・負担金	21,375	16,637	12,220
旭川発明協会負担金	300	—	—
新製品等開発・研究促進補助金	6,262	10,784	6,000
ものづくりもう一押し支援事業費補助金 (※1)	13,763	—	—
あさひかわ産品プロモーション戦略補助金	—	4,842	6,220
あさひかわ産品展示会出展補助金	1,050	1,011	—
合計	22,149	16,972	16,736

※1 平成 24 年度以降はものづくり推進支援事業費の新製品等開発促進補助金と統合されている。

※2 ものづくり推進支援事業のうち販売力強化セミナーを除く費用とものづくりもう一押し支

援事業費の合計である。「ものづくり推進支援事業」から「ものづくり人材育成事業」「新製品開発・販路拡大支援事業」「ものづくり産業支援事業」に分かれており、事業が重なる部分があるため、一部の費用が新製品開発・販路拡大支援事業と重複している。

① 新製品等開発・研究促進補助金

新製品開発・研究促進補助金および新製品等開発促進支援補助金は、中小企業の新製品や新技術開発に要する経費について支援するものである。ものづくりもう一押し支援事業費補助金は、熟度が高くもう一押しすることで製品化に結び付く新製品、新技術の開発に要する経費について支援するものである。

最近3年度の補助金支出の推移は、次のとおり。

(金額単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
新製品開発・研究促進補助金 (※3)			10,784	8	6,000	4
新製品等開発促進支援補助金 (1件あたり上限額 1,000 千円)	6,262	8				
ものづくりもう一押し支援事業費補助金 (1件あたり上限額 2,000 千円)	13,763	9				

※3 平成 24 年の新製品等開発・研究促進補助金のうち一般事業枠は 1 件あたり上限額 1,000 千円、その他事業枠は 1 件あたり上限額 2,000 千円である。平成 25 年度の新製品等開発・研究促進補助金は 1 件あたり上限額 2,000 千円である。交付者数の減少に伴い補助金支出額が減少している。

② あさひかわ産品プロモーション戦略補助金

あさひかわ産品プロモーション戦略補助金は、中小企業が自ら開発・改良した製品や技術の販路拡大のために実施する販売促進(プロモーション)活動について支援するものである。

最近3年度の補助金支出の推移は、次のとおり。

(金額単位：千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
あさひかわ産品プロモーション戦略補助金						
支援企業連携枠(上限額 1,000 千円)	—	—	3,904	5	3,835	4
小規模事業枠(上限額 200 千円)	—	—	938	5	2,385	13
あさひかわ産品展示会出展補助金	1,050	8	1,011	7	—	—
合計	1,050	8	5,853	12	6,220	17

平成 25 年度はあさひかわ産品展示会出展補助金を廃止し、あさひかわ産品プロモーション戦略に統合している。

③ ものづくり企業販路拡大支援事業委託業務

本委託業務は、販路開拓のため道内外で開催される展示会や商談会等への出展サポートを行うものであり、平成 25 年度に新たに実施された業務である。

本委託業務は、一者特命の随意契約により（一財）旭川産業創造プラザに委託されている。

展示会名	来場者数	出展企業数	
ビジネス EXPO「第 27 回北海道技術・ビジネス交流会」	19,020 名	機械金属	4
		木工・クラフト	9
		食品加工	6
中小企業総合展（機械・金属分野）	54,119 名	4	
中小企業総合展（食品分野）	75,766 名	3	

具体的な商談となるケースも多く、来場者の声により消費者ニーズや市場動向を把握することができ、他の出展企業のブースを見学することで商品 PR 力や情報発信力の向上にもつながり大変有意義だったと出展企業の満足度は高い。

（行政評価結果）

新製品等開発・研究促進補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	継続	平成 24 年度に新設しており、今後も必要に応じて見直しを行いながら継続する。

あさひかわ産品展示会出展補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	継続	各産業分野の融合を促進するなど、ブランドを形成するためのさらなる工夫を行いながら継続すべきである。

なお、新製品等開発・研究促進補助金については次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 24 年度	平成 21 年度から平成 23 年度にあった「ものづくりもう一押し支援事業費補助金」と「新製品等開発促進補助金」の 2 補助金を統合し、新たな製品開発・研究への補助金とした。

あさひかわ産品展示会出展補助金については、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 21 年度	対象事業の一部緩和、対象経費の拡充、申請時・報告時の添付書類の明記。
平成 22 年度	対象事業の一部拡充。
平成 23 年度	補助対象者の一部要件緩和、対象経費の拡充、補助上限額の拡充。
平成 24 年度	上限額見直し。

(追加監査手続)

3つの事業は、新製品等開発促進支援補助金、ものづくりもう一押し支援事業費補助金(平成24年度以降は新製品等開発促進支援補助金に統合)、あさひかわ産品プロモーション戦略補助金、あさひかわ産品展示会出展補助金(平成25年度からはものづくり企業販路拡大支援事業委託業務)の順に、開発から販路開拓までの各事業段階において補助または支援する事業となっている。このように連続する事業と捉え利用状況をまとめた場合、次のとおりとなる。

利用方法	平成 23 年度から 平成 25 年度累計	
複数の事業段階の補助金を利用	12 社	18%
新製品等開発促進支援補助金のみ利用	18 社	27%
プロモーション戦略補助金のみ利用	16 社	24%
展示会出展補助金またはものづくり企業販路拡大支援事業委託業務における出展のみ利用	21 社	31%
合計	67 社	100%

(監査結果)

追加監査手続により3つの事業の利用状況を分析したところ、18%の12社の企業が各補助金等を利用することにより新製品等の開発から展示会出展までつなげていることが分かる。しかし一方で、同じ企業が異なる製品で新製品等開発促進支援補助金を受けるケースも見受けられる。本事業の目的が『各事業段階を一体的に支援』することであることから、一体的な支援という点に関してどのような対応をとっているのか確認したところ、「製品の開発から販路拡大までの事業計画等についてヒアリングを行い、その中で企業がどのような支援を必要としているのかを判断し、市の補助制度のみならず、必要に応じて国等の補助制度を活用しながら一体的に支援を行っている。」との回答を得ている。また、同じ企業が異なる製品で補助金を受けている点に関して、新たな中小企業等が補助金を受けられるようにするためにどのような対応をとっているのか確認したところ、「補助金の制度設計が補助対象経費の1/2となっているため、体力がある企業でなければ活用できないことから、結果として企業の偏りが生じているが、企業訪問により状況を把握し、補助金などの制度的支援のみならず専門家の紹介や派遣、コーディネートなど必要な支援を行っている。また、より多くの企業が活用しやすい制度となるよう、これまでも制度変更をしてきているが、今後も企業ニー

ずに的確に対応できるよう制度内容の検証を行っていく。」との回答を得ている。

以上より、市の補助金の利用状況のみを見た場合には一体的な利用率が低いまたは利用企業に偏りがあるように見えるものの、他の制度も利用しながら経営指導を含めて支援を行っているとのことであり、その運用につき特に指摘すべき事項はなかった。

その他、新製品開発・販路拡大支援事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

20. 連携促進・創業支援推進事業費

平成 25 年度予算 3,537 千円

平成 25 年度決算 3,213 千円

(目的)

新規創業者などが行う新商品・新サービスの開発などの取り組みや、企業間の連携による新事業展開などの取り組みを支援することにより、新分野進出による経営革新や操業を促進し、地域企業・経済の活性化を図る。

(始期)

平成 23 年度

平成 24 年度まではものづくりチャレンジ事業とビジネスプランコンテスト開催事業とを分けて実施した。平成 25 年度よりこれらをまとめ、連携促進・創業支援推進事業として実施している。

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例第 14 条第 6 項

ビジネスプランコンテスト開催事業実施要領

(事業内容)

次の 2 つの事業を実施している。

① ビジネスプラスコンテスト事業

② ものづくりチャレンジ事業

(事業成果)

最近 3 年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

節及び細節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ビジネスプランコンテスト事業	829	792	772
報償費	528	486	548
旅費	62	70	72
需用費	26	22	6
委託料	191	191	126
使用料及び賃借料	21	21	19
ものづくりチャレンジ事業	2,985	2,593	2,441

委託料	2,985	2,593	2,441
合計	3,814	3,385	3,213

平成 23 年度および平成 24 年度は、ビジネスプランコンテスト開催事業費とものづくりチャレンジ事業費の合計である。

① ビジネスプラスコンテスト事業

ビジネスプランコンテストの内容は、次のとおり。

	開催日（期間）	内容
第 1 次審査会 （書面審査）	平成 26 年 1 月 9 日～31 日	応募総数 7 件、最終審査通過件数 5 件
最終審査会	平成 26 年 3 月 15 日	審査通過者 5 者による公開プレゼンを実施し、優秀賞・奨励賞各 1 件を決定
創業・経営応援 セミナー	平成 26 年 3 月 15 日	講師 花巻市企業化支援センター 佐藤亮氏

ビジネスプランコンテストの結果と起業実績は、次のとおり。

		ビジネスプラン	起業の有無
平成 23 年 度	優秀賞	モルタル造形技術を用いたエクステリア事業（造型工房 MORZO）	平成 24 年 起業
	奨励賞	M・L・P（マイフェアレディプロジェクト）（蒲地恭子）	無
平成 24 年 度	優秀賞	文化共生型コミュニティプラットフォーム運営事業（高田麻衣子）	無
	奨励賞	「環境復元資材 新機能性土壌改良材」の開発，販売（（株）トーワ建設）	—
平成 25 年 度	優秀賞	ヴルムー大学生等向けの自己形成就活塾事業（吉江妙子）	無
	奨励賞	食の喜びを再び感じられる、がん患者の嗜好にあった食器セット（小玉かおり）	平成 26 年 起業

中小企業庁のホームページ『ミラサポ』で紹介するビジネスプランコンテストは143件であり、うち北海道の団体が主催するのは7件である。

開催地区	件数	構成比
全国	6	4%
北海道	7	5%
東北	3	2%
関東	61	43%
北陸	4	3%
中部	10	7%
近畿	24	17%
中国	7	5%
四国	4	3%
九州	15	10%
沖縄	2	1%
合計	143	100%

北海道の団体の主催として紹介されるビジネスプランコンテストは、次のとおりであり、地方自治体为主催するビジネスプランコンテストは旭川市と札幌市の2件のみである。

コンテスト名	主催団体
旭川ビジネスプランコンテスト	旭川市
ビジネスアイデアコンテスト	パラシュートグループ
とかちビジネスプランコンテスト	十勝観光と地域人材育成のための拠点づくり実行委員会
高校生によるビジネスプランコンテスト	札幌国際大学観光部
ビジネスモデルコンテスト	北星学園大学
先端経営学科ビジネスプレゼンテーションコンテスト	北海道情報大学
スポーツを活用した札幌産業活性化事業ビジネスモデルコンテスト	札幌市

ビジネスプランコンテスト受賞者の中から起業し商品化につながっているものもある。

② ものづくりチャレンジ事業

ものづくりチャレンジ事業の活動成果は、次のとおり。

年度	活動成果
平成23年度	・しみこむトマト（㈱キセキ・コンダクトカンパニーとまと工房）の商品化 ・米カリ（クラフトパッケージ）（三葉製菓㈱）の商品化
平成24年度	・木工、鋳鉄、食品のノウハウや技術を活かしたコラボレーション商品として、付加価値が高い四角い鍋の試作品を製作

	・旭川地域の路線バスが抱える課題を抽出し、利用者の視点から使いやすいアプリケーションソフト開発のための調査
平成 25 年度	・平成 24 年度実施の「四角い鍋」（名称：道楽鍋）の性能検証、道内外の展示会への出展 ・平成 24 年度実施のアプリケーションソフト（名称：ばすのりコンシェル）の試作運用版開発

委託先は、（一財）旭川産業創造プラザであり、一者特命の随意契約によっている。過去に地元企業の新製品・新サービスの共同開発を行った実績、企業間・産学連携をコーディネートした実績、専門的知識やノウハウを有する人材を有していることから、この随意契約としている。

（監査結果）

① ビジネスプラスコンテスト事業

ビジネスプランコンテスト事業の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

② ものづくりチャレンジ事業

ものづくりチャレンジ事業の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

2 1. デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金

平成 25 年度予算 14,219 千円

平成 25 年度決算 14,219 千円

（目的）

産業デザインを主体とした、企画展示・発表の場としてのデザインギャラリーおよび産業分野・その他の貴重なコレクションを主に展示するコレクション館の運営を行うことにより、地場産業のデザイン振興やデザインマインドの高揚を図る。

（始期）

平成 9 年度

（根拠法令等）

デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金交付要綱

（事業内容）

デザインギャラリー及びコレクション館の運営管理を行う旭川デザイン協議会に対して負担金を支出する。

（事業成果）

最近 3 年度の負担金支出の推移は、次のとおり。

負担金	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支出団体	旭川デザイン協議会	旭川デザイン協議会	旭川デザイン協議会
支出額	14,219 千円	14,219 千円	14,219 千円

旭川デザイン協議会の最近 3 年度の収支推移は、次のとおり。

(単位：千円)

科目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収 入	前年度繰越金	245	532	512
	負担金	14,219	14,219	14,219
	使用料収入	1,303	1,208	1,262
	協力金	350	350	350
	事業収入	176	166	168
	雑収入	46	31	42
収入計		16,340	16,508	16,554
支 出	建物賃借料	5,992	5,992	5,992
	事業費			
	自主企画展示	1,504	1,500	1,383
	コレクション館	664	702	455
	運営費			
	賃金	3,984	4,056	4,079
	光熱水費	2,265	2,327	2,521
	広報費	269	209	209
	その他	1,127	1,206	1,250
支出計		15,808	15,995	15,892
翌年度繰越金		532	512	662

負担金は、賃借料、事業費、運営費から勘案して算定している。

最近 3 年度のデザインギャラリーおよびコレクション館の来館者数の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
デザインギャラリー	16,287 人	16,370 人	15,887 人
コレクション館	9,219 人	8,578 人	8,580 人

(監査結果)

繰越金が 500 千円前後あるものの負担金の算定方法は概ね問題ないとする。デザインギャラリーおよびコレクション館運営管理負担金について、特に指摘すべき事項はない。

2 2. (一財) 旭川産業創造プラザ補助金

平成 25 年度予算 9,780 千円

平成 25 年度決算 9,757 千円

(目的)

旭川リサーチセンターの建物を取得した(一財)旭川産業創造プラザ(以下、「産業創造プラザ」という。)の固定経費負担の軽減を図る。

(始期)

平成 22 年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川市補助金交付基準

一般財団法人旭川産業創造プラザ運営補助金交付要綱

(事業内容)

旭川市の施策として運営する、ビジネスインキュベート機能を持つ旭川リサーチセンターの建物を所有し、また市が施策で設置した食品産業支援センターを運営させる産業創造プラザの財政負担に対する政策的支援である。

● 旭川市からの貸付金・出捐金

産業創造プラザは、平成 4 年に設立された(財)旭川生活文化産業振興協会が(株)旭川産業高度化センターの事業を承継し、平成 20 年 12 月より施行の新公益法人制度に対応するため一般財団法人に移行するとともに名称変更したものである。

(財)旭川生活文化産業振興協会は、北海道から 700,000 千円、旭川市から 700,000 千円、経済界から 425,200 千円の出捐を受けていた。平成 20 年 12 月より施行された新公益法人制度への移行に伴い、道の出捐金 700,000 千円は道へ寄附し、市および経済界の出捐金 1,100,000 千円は市に寄附した後、市から無利子で 700,000 千円の貸し付けを受けるとともに、1,100,000 千円の出捐を受け運営している。市が貸し付ける 700,000 千円は、道に返還した出捐金 700,000 千円を財源として道が無利子で市に貸し付けたものである。この 700,000 千円の貸付金は、平成 32 年 3 月 31 日に産業創造プラザから市に一括返還され、市が道に返還する契約となっている。

(事業成果)

最近 3 年度の補助金支出の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金	12,361 千円	9,779 千円	9,757 千円

最近３年度の産業創造プラザの収支推移は、次のとおり。

(単位：千円)

科目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経 常 収 益	基本財産運用収入	19,194	17,087	18,761
	修繕積立金運用収入	149	172	183
	事業収入	98,655	89,581	115,235
	① ものづくり支援事業収入	3,043	285	10,230
	② 人材育成事業収入	1,889	2,520	2,520
	③ 新産業創出支援事業収入	5,376	2,470	3,709
	④ 経営指導・企業育成事業収入	4,696	4,809	11,897
	⑤ 広報事業収入	80	—	300
	⑥ 施設賃貸事業収入	71,841	70,284	72,635
	⑦ 食クラスター事業収入	—	5,539	13,943
	⑧ その他の事業収入	11,728	3,672	—
	補助金収入（旭川市）	12,361	9,779	9,757
	雑収入	830	1,105	366
	経常収益計	131,191	117,727	144,305
経 常 費 用	事業費	94,592	83,583	96,338
	① ものづくり支援事業費	9,626	6,947	17,241
	② 人材育成事業費	1,739	1,586	2,196
	③ 新産業創出支援事業費	6,780	1,268	3,904
	④ 経営指導・企業育成事業費	4,717	4,890	12,356
	⑤ 広報事業費	2,138	864	1,425
	⑨ 交流促進事業費	122	53	20
	⑥ 施設賃貸事業費	57,199	55,586	49,183
	⑦ 食クラスター推進事業費	614	8,717	10,009
	⑧ その他の事業費	11,653	3,668	—
	管理費	38,964	36,469	44,964
	給料手当	14,748	15,520	17,670
	報酬	3,600	3,600	3,600
	法定福利費	7,464	8,314	8,444
	旅費交通費	1,366	1,348	1,210
	委託費	586	651	1,574
	使用料及び賃借料	1,219	980	1,703
	租税公課	1,098	771	1,425

	負担金	3,456	445	3,446
	その他	5,425	4,835	5,890
経常費用計		133,557	120,052	141,303
当期経常増減額		△2,365	△2,325	3,002

平成 25 年度の①から⑨の事業について、事業別収支状況を示すと、次のとおり。

(単位：千円)

科目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
事業収入	10,230	2,520	3,709	11,897	300	72,635	13,943	—	—	115,235
事業費	17,241	2,196	3,904	12,356	1,425	49,183	10,009	—	20	96,338
給料手当	1,764	—	—	5,562	—	3,006	—	—	—	—
諸謝金	142	204	—	3,368	247	—	—	—	—	—
旅費交通費	3,123	804	287	823	232	31	3,563	—	—	—
委託費	3,095	30	3,531	77	106	5,703	1,915	—	—	—
賃借料	2,532	441	0	1,139	202	1,819	1,477			
助成金	5,000	285	—	—	—	—	—	—	—	—
光熱水費	—	—	—	—	—	16,345	—	—	—	—
租税公課	—	—	0	—	—	9,308	1	—	—	—
減価償却	—	—	—	—	—	9,401	—	—	—	—
その他	1,582	431	84	1,385	636	3,565	3,050		20	
差引	△7,010	323	△195	△459	△1,125	23,452	3,933	—	△20	18,897

平成 25 年度の公益事業・収益事業別の決算の状況は、次のとおり。

(単位：千円)

科目	公益事業	収益事業	合計
経常収益	108,435	35,870	144,305
うち旭川市補助金	9,757	—	9,757
経常費用	94,309	46,993	141,303
当期経常増減額	14,126	△11,123	3,002

平成 24 年度の公益事業・収益事業別の決算の状況は、次のとおり。

(単位：千円)

科目	公益事業	収益事業	合計
経常収益	94,869	22,857	117,727
うち旭川市補助金	9,779	—	9,779
経常費用	89,326	30,726	120,052
当期経常増減額	5,543	△7,868	△2,325

平成 25 年度の施設賃貸事業の公益事業・収益事業別の決算の状況は、次のとおり。

(単位：千円)

科目	公益事業	収益事業	合計
事業収入	64,998	7,636	72,635
事業費	44,011	5,171	49,183
差引	20,986	2,465	23,452

旭川市は、旭川市工芸センターと産業振興課が旭川リサーチセンターに入居しており、産業創造プラザに対して合計 59,490 千円（税別）の賃借料を支払っている。

ア．産業振興課の賃借料の内容は、次のとおり。

貸付人	(一財) 旭川産業創造プラザ
賃貸借物件名称	旭川リサーチセンター
所在地	旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番 6 号
貸室面積	2 階 インキュベートルーム 4 号室 83.10 m ²
賃料	年額 1,494,000 円 (税別)
共益費	年額 996,000 円 (税別)

イ．旭川市工芸センターの賃借料の内容は、次のとおり。

貸付人	(一財) 旭川産業創造プラザ
賃貸借物件名称	旭川リサーチセンター
所在地	旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 1 番 6 号
貸室面積	1 階 1,509.92 m ² 2 階 390.63 m ² 合計 1,900.55 m ²
賃料	年額 34,200,000 円 (税別)
共益費	年額 22,800,000 円 (税別)

ウ．インキュベートルーム利用状況は、次のとおり。

使用状況	部屋名	面積	企業名
使用	1 号室	72.10 m ²	シェアオフィス「HATTEN BIZ」
使用	2 号室	51.40 m ²	株式会社 DBPowers 株式会社昇夢虹（しょうむこう）
使用	3a 号室	30.80 m ²	旭川 IT ジョイントセンター
使用	3b 号室	19.30 m ²	有限会社エー・アイ・エス
使用	4 号室	83.10 m ²	旭川市経済観光部産業振興課 旭川市経済観光部企業立地課
使用	5 号室	95.90 m ²	株式会社きしだ（studio BACU）
使用	6 号室	33.50 m ²	タンジェント株式会社
使用	7 号室	17.60 m ²	有限会社エーリンクシステム
使用	8 号室	13.50 m ²	株式会社 BAYON CREATIVE
一部使用	9a 号室	18.70 m ²	株式会社次世代ライフサイエンス研究所
空室	9b 号室	23.20 m ²	
使用	10 号室	45.30 m ²	コアルシード株式会社
一部使用	11 号室	31.80 m ²	フィールドテクノロジー株式会社
使用	12 号室	50.80 m ²	有限会社アーカイブ北海道

未使用面積の合計は、55.2 m²である。

（行政評価結果）

（一財）旭川産業創造プラザ運営補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	継続	旭川産業創造プラザの地域における役割については、他に担う組織・団体等が存在せず、今後とも地域経済における役割は増大していくことから、継続すべきである。

（追加監査手続）

① 賃借料の算定根拠

産業振興課は、平成 23 年 4 月の「旭川ものづくり総合支援センター」の設置を受け、ものづくり推進担当部と産業振興課および企業立地課を、工芸センター・産業創造プラザ（食品産業支援センター）が入居するリサーチセンターに集約することにより、旭川ものづくり総合支援センター各機関の機能を一体化させ経済活性化に取り組むため、平成 25 年度に事務所を移転している。

旭川市工芸センター（以下、「工芸センター」という。）は、以前から旭川リサーチセンターに入居しており、平成 20 年度までの賃借料は 79,800 千円（税別）だったところ、平成 20 年度包括外部監査において賃借料が高額であるとの指摘を受け、平成 21 年度から 57,000 千円（税別）に減額されている。

産業振興課および工芸センターの賃借料が適正に設定されているか、その算定根拠を確認した。

産業創造プラザでは、これから創業するあるいは創業間もない人、新たな事業分野の開拓を図る人のために、旭川リサーチセンター内にインキュベートルームを設置している。インキュベートルームは、これから創業するあるいは創業間もない人、新たな事業展開を考えている人を支援するため、仕事をする部屋を安価で提供し、様々な経営上の問題・課題に対しインキュベーション・マネジャーが解決に向けた助言をするものである。このインキュベートルームの賃貸料は、次のように設定されている。

賃貸の相手方	賃貸料（月額・税別）	共益費（月額・税別）
新規創業者等	1,050 円／㎡	1,000 円／㎡
新規創業者等以外の者	1,500 円／㎡	1,000 円／㎡

インキュベートルーム等設置要領より、新規創業者等以外の者とは、試験研究施設、産業支援を行う団体をいう。

産業振興課は産業支援を行う団体にあたり、工芸センターは試験研究施設にあたることから、新規創業者等以外の者に対する賃貸料を算定根拠として、産業振興課および工芸センターの賃借料を算出している。

ア．産業振興課

賃借料	計算式
賃料	1,500 円／㎡×83 ㎡（1 ㎡未満切捨）×12 か月＝1,494,000 円
共益費	1,000 円／㎡×83 ㎡（1 ㎡未満切捨）×12 か月＝ 996,000 円

イ．工芸センター

賃借料	計算式
賃料	1,500 円／㎡×1,900 ㎡（1 ㎡未満切捨）×12 か月＝34,200,000
共益費	1,000 円／㎡×1,900 ㎡（1 ㎡未満切捨）×12 か月＝22,800,000 円

ウ．他の地方自治体、財団・社団法人などが運営するインキュベートルームの賃料

運営団体	賃借料
福島県産業支援館起業支援室	月額 1,230 円／㎡（電気代込み、電話・コピー実費負担）
いわき産業創造館	月額 1,240 円／㎡（コピー実費負担）
（株）富山県総合情報センター	賃料 月額 1,500 円／㎡（税別） 共益費 月額 500 円／㎡（税別） （電気料実費負担・通信料各自負担）
福井県産業情報センター	月額 820 円／㎡（共益費不要、電気料・通信料実費負担）
（公財）長崎県産業振興財団（大村本部）	月額 1,275 円／㎡（税別）（電気料・水道料込み、通信料各自負担）

② 補助金額の算定根拠

平成 25 年度の産業創造プラザの当期経常増減額は、公益事業と収益事業の合計で 3,002 千円となっている。平成 24 年度の当期経常増減額は△2,325 千円であることから、産業振興課および企業立地課の入居により収支が改善されたようにも見える。また、市からの補助金は公益事業の収入となっており、公益事業の当期経常増減額は 14,126 千円と余剰が発生している。一方、収益事業は赤字となっている。平成 25 年度の公益事業では市からの補助金額を超える黒字となっていることから、市の補助金が収益事業の赤字の補填に繋がっているとの見方も出来るため、補助金額の算定根拠について確認した。

③ 財団財産の運用方法

事業内容に記載したとおり、産業創造プラザは市からの借入金 700,000 千円と市および経済界からの出捐金 1,100,000 千円を財源として運営している。産業創造プラザでは、満期保有目的の債券を 1,488,163 千円保有し、借入金および出捐金のほとんどを満期保有目的の債券で運用していることになる。平成 25 年度に保有する満期保有目的の債券の中には、ユーロ円建コーラブル債が 699,559 千円あり、時価額が 693,360 千円となっており、6,199 千円の含み損を抱えている。市からの借入金については、運用に伴う事務内容の報告義務があることから、『一般財団法人旭川産業創造プラザ資産運用規程』に従った運用が行われているか確認した。

(監査結果)

旭川リサーチセンターのインキュベートルームの賃料設定は、他の地方自治体などが運営するインキュベートルームの賃料と比較して特に高いとは言えない。よって、産業振興課および工芸センターの賃借料につき、特に指摘すべき事項はない。

インキュベートルームについては、一部未使用を含め未使用面積の合計が 55.2 m²となっている。これに対して、市では、最近の新規創業者があまり広いスペースを必要としないことから、空室をシェアオフィスに改修するなどの対応を行っており、今後も時代に合わせた貸付形態を検討するとの回答を得ている。

産業創造プラザの決算書における収益事業は、法人税法施行令に規定する 34 種類の収益事業をいい、収益事業に区分されているのは 3 つの事業である。施設賃貸事業収入 7,636 千円はインキュベートルームの賃貸料であり、新規創業者支援のために安価に設定するなど営利を追求する事業ではない。また、経営指導・企業育成事業収入 11,897 千円、食クラスター事業収入 7,390 千円なども人材や企業や企業を育成し、旭川の産業を創造する目的で行われているため営利を追求する事業ではない。よって、収益事業に区分されていても公益性があるため、市の補助金が営利目的の収益事業の赤字の補填に繋がっているとの見方は出来ないと判断した。なお、産業振興課および企業立地課の入居により賃貸料が増加し、平成 25

年度の当期経常増減額が 3,002 千円となっていることについては、長期的に黒字化が見込めると判断した場合には補助金額について見直しを検討する必要がある、との回答を得ている。

『一般財団法人旭川産業創造プラザ資産運用規程』では、基本財産の運用については、日本の格付機関のうち 1 社以上、外国の格付機関のうち 1 社以上が AA 格以上に格付けしている円建債券による運用を可としている。また、特定資産の運用については、格付機関のうち 2 社以上が A 格以上に格付けしている円建債券による運用を可としている。平成 25 年度に保有するユーロ円建コーラブル債は、特定資産に区分され、取得時点の格付は A 格以上であったことから、運用規程に従った運用であることを確認した。また、運用先の決定については、産業創造プラザと市が事前協議し、為替リスクなど換金割れのリスクを取ることなく、仕組債も確実な担保証券があるもの、という条件から金利の比較的高いユーロ円建債券を選択しているとの回答を得ている。

その他、(一財) 旭川産業創造プラザ補助金に関して、特に指摘すべき事項はない。

2 3. 施設管理費（旭川市工業技術センター）

平成 25 年度予算 13,128 千円

平成 25 年度決算 12,280 千円

(目的)

規模、技術力、資金力の面などで企業体質の弱い中小企業に対する経営指導等の活動を通じて「組織化の推進、支援」、「経営改善」を図ることを目的とする。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市工業技術センター条例

旭川市工業技術センター条例施行規則

(事業内容)

中小・零細企業の振興、育成に係る費用を支出する。

(事業成果)

最近 3 年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
需用費	5,866	5,696	5,576
消耗印刷費	88	71	206
燃料費	2,504	2,618	2,576
光熱水費	2,733	2,884	2,667
修繕費	539	121	124
委託料	6,287	6,144	6,101

清掃ほか業務	4,042	3,885	3,885
草刈業務	493	483	483
駐車場ほか除雪業務	475	475	475
その他	1,276	1,300	1,257
その他	900	701	603
合計	13,054	12,541	12,280

最近３年度の旭川市工業技術センター（以下、「工業技術センター」という。）の管理経費の収支状況は、次のとおり。（市作成資料より転記。千円単位未満四捨五入。）

（単位：千円）

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収 入	使用料	4,465	4,312	4,854
	その他（試験手数料ほか）	3,595	3,628	3,589
収入計		8,060	7,940	8,443
支 出	人件費	45,865	46,173	46,141
	正職員（※1）	36,610	36,680	36,660
	その他（嘱託職員、臨時職員）	9,255	9,493	9,481
	需用費	7,824	6,987	7,039
	燃料費	2,505	2,619	2,577
	光熱水費	2,733	2,885	2,668
	修繕料	1,474	342	650
	その他（機器消耗品等）	1,112	1,141	1,144
	委託料	7,481	7,287	7,323
	使用料賃借料	2,010	1,843	1,992
	工事請負費（※2）	—	7,282	—
	その他（試験機校正手数料ほか）	2,212	2,058	1,742
支出計		65,392	71,630	64,237
差引		△57,332	△63,690	△55,794

※1 人件費（正職員分）は各年度の人数に市平均額、平成 23 年度は 7,322 千円、平成 24 年度は 7,336 千円、平成 25 年度は 7,332 千円を乗じて計算している。

※2 平成 24 年度の工事請負費は、屋根改修など建物修繕に係る支出である。

（監査結果）

次の「２４．技術指導行政費（旭川市工業技術センター）」と合わせて記載する。

2 4. 技術指導行政費（旭川市工業技術センター）

平成 25 年度予算 12,338 千円

平成 25 年度決算 11,986 千円

（目的）

試験・研究および技術指導を行い、旭川市における機械金属工業等の技術向上を図る。

（始期）

—

（根拠法令等）

旭川市工業技術センター条例

旭川市工業技術センター条例施行規則

（事業内容）

機器使用及び依頼試験を実施し機械金属工業の技術向上を図るとともに、企業訪問の実施等により技術相談および指導を行う。

（事業成果）

最近 3 年度の推移は、次のとおり。

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報酬（技術嘱託職員 3 名）	7,655	7,930	7,930
需用費	1,285	1,290	1,462
消耗印刷費	1,023	1,069	937
修繕費	262	221	525
役務費（手数料）	1,064	1,065	1,057
委託料	1,192	1,142	1,222
レーザー加工機保守点検	997	949	1,029
その他	195	193	193
その他	710	587	313
合計	11,908	12,017	11,986

最近 3 年度の工業技術センターの歳入推移は、次のとおり。

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
機械等使用料	4,011	3,885	4,343
試験検査等手数料	2,916	2,956	2,842
成績書謄本交付手数料	3	—	1
合計	6,932	6,841	7,187

最近３年度の工業技術センターの部屋・機器の使用状況は、次のとおり。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
機器使用	件数	555 件	625 件	562 件
	時間	1,761 時間	1,798 時間	1,796 時間
試験等依頼件数		1,591 件	1,622 件	1,580 件
成績書謄本交付件数		12 件	0 件	5 件
面接相談指導件数		153 件	110 件	95 件
企業訪問指導等件数		15 件	16 件	10 件
講習会等開催件数		26 件	43 件	74 件
講習会等受講者数		280 人	277 人	354 人

平成 24 年度の機器使用時間は平成 23 年度よりも長いにも係わらず機器等使用料収入が平成 24 年度の方が少ない理由は、平成 23 年度は単価の高い機器の使用時間が長かったためである。

工業技術センターの機器使用件数は減少している。しかし、時間数にすると毎年ほぼ同じである。面接相談指導件数および企業訪問指導等件数は減少している一方、講習会等開催件数が増加している。

(監査結果)

施設管理費および技術指導行政費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

ただし、検討事項として次の意見がある。

【意見】工業技術センターの有効活用について

平成 20 年度包括外部監査において、「工業技術センターが果たすべき役割と現在の達成状況とを比較し、施設の有効活用を含めて、工業技術センターのあり方を検討すべき」との意見が出されている。

「２３．施設管理費（旭川市工業技術センター）」の管理経費収支状況の推移を見て分かるとおり、収入も人件費もほぼ変動がない。年度により利用状況は異なるため、短期的視点からではなく、長期的な視点から工業技術センターの存在意義について検証する必要があると考える。

２５．観光振興行政費

平成 25 年度予算 15,405 千円

平成 25 年度決算 12,576 千円

(目的)

観光客の利便と広域観光の振興を図る。

(始期)

—

(根拠法令等)

—

(事業内容)

観光振興に寄与する各種団体に対して負担金・補助金を交付して活動を支援する。観光客の利便性向上に係る経費を負担する。

(事業成果)

事業費の支出推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
賃金	1,531	1,667	1,640
旅費	542	114	106
需用費	435	734	1,077
役務費	907	1,290	1,167
委託料 (※1)	1,071	3,669	1,181
使用料・賃借料 (※2)	145	942	3,305
負担金	3,753	3,753	3,636
補助金 (※3)	7,969	8,750	460
合計	16,354	20,922	12,576

※1 平成 24 年度の委託料が増加しているのは、観光課移転に伴う業務に 2,598 千円要したためである。

※2 平成 25 年度は観光課の賃借料が発生したため増加している。

※3 平成 23 年度の補助金は、旭川観光協会補助金 6,269 千円（(社) 旭川観光協会）、観光客誘致宣伝事業補助金 1,700 千円（大雪山国立公園観光連盟）、また平成 24 年度の補助金は、旭川観光協会補助金 7,000 千円（(社) 旭川観光協会）、観光客誘致宣伝事業補助金 1,750 千円（大雪山国立公園観光連盟）である。

平成 25 年度における補助金の当初予算は 2,460 千円であったが、支出は 460 千円で不用額 2,000 千円となった。これは大雪山国立公園観光連盟の事業としていきいきふるさと推進事業助成金の交付（2,000 千円）を予定し、平成 24 年度から継続して実施している「フットパスによる広域観光推進事業」を計画していた。しかし、平成 24 年度の事業成果により自然や景観など地域資源を活用したトレッキングツアーが開催されるなど、フットパス促進の動きが活発になり、広報宣伝活動など財政面以外の支援により民間主導の取り組みが図られる見通しとなり、事業の目的をほぼ達成できたと考えられたことから、大雪山国立公園観光連盟がこの事業を実施しなかったためである。

平成 25 年度の支出額のうち、委託料、使用料・賃借料、負担金および補助金の内容は、次のとおり。

(単位：千円)

区分	内容	相手先	金額
委託料	神居古潭地域の清掃・除草	旭川観光コンベンション協会	499
	神居古潭バイオトイレ保守・点検	シスコン・カムイ(株)	193
	観光宣伝物保管業務	ヤマト運輸(株)	378
	「あさテラス」看板制作	(有)藍工房	110
使用料・賃借料	観光課執務室賃借料	旭川まちなかマネジメント協議会	2,870
	電子複写機使用料	リコージャパン(株)	258
	公用車駐車場賃借料	慶州	176
負担金	上川地方観光連盟負担金	上川地方観光連盟	225
	大雪山国立公園観光連盟負担金	大雪山国立公園観光連盟	1,435
	北海道観光振興機構負担金	北海道観光振興機構	500
	旭川空港観光案内所運営負担金	旭川観光コンベンション協会	1,254
	観光課清掃負担金	旭川まちなかマネジメント協議会	222
補助金	旭川観光ボランティア研修事業補助金	旭川観光コンベンション協会	460

(行政評価結果)

旭川観光協会補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	見直し	旭川コンベンションビューローとの統合を契機に、観光協会と市の役割分担を明確にし、補助金の在り方を再検討すること。
平成 20 年度	見直し	旭川観光協会、旭川商工会議所、旭川コンベンションビューロー、あさひかわ観光誘致宣伝協議会および旭川市で構成する「旭川観光検討会議」を官民共同で設置し、関係機関の役割や機能について意見交換をしており、本年 10 月ごろまでに新たな「観光振興に関する重点的な取り組みの方針」を策定し、その中で市の役割分担を明確にしていく。

なお、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 24 年度	補助金の減額 (7,110 千円⇒7,000 千円)。

(監査結果)

観光振興行政費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

2 6. 観光客誘致宣伝事業費

平成 25 年度予算 8,117 千円

平成 25 年度決算 7,726 千円

(目的)

各種観光誘致宣伝活動を実施し、観光客の入込増加と滞在化推進、旭川市の知名度・イメージ向上を図る。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金交付要綱など

(事業内容)

国内外における観光客誘致活動の経費を負担し、あわせて観光誘致活動に必要な観光宣伝物を制作する。また、旭川観光大使へ最新情報を提供して PR 活動を全国で行う。

(事業成果)

事業費の支出推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料 (※1)	3,550	4,022	1,345
負担金	6,070	6,070	6,070
補助金 (※2)	5,000	3,000	—
その他の費用	428	495	311
合計	15,048	13,587	7,726

※1 平成 23 年度は旭川ガイドマップ作成業務 2,604 千円 (株電通北海道)、旭川市観光ポスター制作業務 946 千円 (株アドスエージェンシー・株電通北海道) であり、平成 24 年度は旭川ガイドマップ作成業務 2,780 千円 (株北海道広告)、旭川市観光ポスター制作業務 821 千円 (植平印刷株・株電通北海道)、北・北海道ドライブマップ制作業務 420 千円 (株總北海) である。

※2 平成 23 年度は着地型観光推進事業補助金 3,000 千円 ((社) 旭川観光協会)、着地型観光商品開発促進事業補助金 2,000 千円 (同) であり、平成 24 年度は着地型観光推進事業補助金 3,000 千円 ((社) 旭川観光協会) である。

なお、平成 26 年度は平成 25 年度の観光客誘致宣伝事業費と国際観光プロモーション事業費、教育旅行誘致促進事業費、冬季観光誘致促進事業費を統合したため予算が 18,824 千円になっている。

平成 25 年度の支出額のうち委託料および負担金の内容は、次のとおり。

(単位：千円)

区分	内容	相手先	金額
委託料	北・北海道ドライブマップ制作	(株)總北海	366
	旭川市観光ポスター（動物園）制作	植平印刷(株)	201
	旭川市発地型ガイドマップ制作	(株)北海道広告	777
負担金	あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金	あさひかわ観光誘致宣伝協議会	5,000
	北海道観光展事業負担金	北海道観光振興機構	70
	道内中核都市観光連携協議会運営費負担金	道内中核都市観光連携協議会	1,000

最近 3 年度の観光客入込数・観光客宿泊延数は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
観光客入込数（人）	5,410,300	5,763,800	5,333,200
観光客宿泊延数（泊）	592,600	628,400	686,500

貸切バスの減少等で平成 25 年度の入込数が減少したものの、宿泊延数は増加しており、滞在型観光の推進が図られている。

あさひかわ観光誘致宣伝協議会の収支実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市負担金	5,000	5,000	5,000
市特別事業負担金	8,000	7,500	7,776
他市町負担金	900	900	900
各観光協会等負担金	1,770	1,770	1,700
補助金	3,354	3,227	3,000
特定収入/雑収入	325	206	11
繰越金	628	785	682
収入合計	19,977	19,388	19,069
誘致宣伝対策事業費	851	3,102	1,696

招へい事業費	2,195	878	1,113
冬季観光プロモーション事業費	3,736	3,518	3,083
外国人観光客誘致事業費	9,965	9,291	9,424
医療観光誘致事業費	—	—	562
教育旅行誘致事業費	2,180	1,642	1,644
事務費	264	275	508
支出合計	19,191	18,706	18,030
次年度繰越金	785	682	1,039

平成 25 年度の市特別事業負担金の内訳は、次のとおり。

事業名	金額
国際観光プロモーション事業	3,000 千円
冬季観光プロモーション事業	2,993 千円
教育旅行誘致促進事業	1,283 千円
旭川医療観光促進事業	500 千円
合計	7,776 千円

(行政評価結果)

着地型観光推進事業補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	終了	旭川観光協会とコンベンションビューローが統合予定のため、当該事業を終了予定。

なお、以下の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 22 年度	補助金の減額 (4,000 千円⇒3,000 千円)。

(監査結果)

観光客誘致宣伝事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

27. 国際観光プロモーション事業費

平成 25 年度予算 6,550 千円

平成 25 年度決算 6,391 千円

(目的)

外国人観光客の増加を図り、観光産業の活性化に資する。

(始期)

平成 9 年度

(根拠法令等)

—

(事業内容)

海外における北海道観光ブームにより外国人観光客が増加している中、この堅調な状況をさらに拡大させるため、韓国・台湾・香港・中国・タイ・シンガポール等に向けてプロモーション活動を行うとともに、同活動に必要な観光宣伝物を作成する。

(事業成果)

事業費の支出推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	2, 235	3, 315	2, 923
負担金	3, 000	3, 000	3, 000
その他の費用	311	639	467
合計	5, 547	6, 954	6, 391

特記すべき増減はない。

なおこの事業は、平成 26 年度は観光客誘致宣伝事業費と統合して実施している。

上記負担金を含むあさひかわ観光誘致宣伝協議会の収支実績と推移は、82 頁「26. 観光客誘致宣伝事業費」に記載している。

平成 25 年度の支出額のうち、委託料の内容は次のとおり。

(単位：千円)

区分	内容	相手先	金額
委託料	北・北海道ドライブマップ制作(繁体字 5, 000 部・韓国語 5, 000 部)	(株)總北海	1, 439
	観光パンフレット制作(繁体字 6, 000 部)	(株)須田製版	453
	観光パンフレット制作(韓国語 4, 000 部)	(株)須田製版	420
	観光パンフレット制作(英語 8, 000 部)	植平印刷(株)	201
	リーフレット制作(繁体字 8, 000 部)	植平印刷(株)	201
	観光ポスター制作	(株)電通北海道	207

外国人宿泊延人数の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
外国人宿泊延人数(人)	25, 123	31, 223	48, 667

東日本大震災の影響で平成 23 年度はその前の年度から比べて半分以下になったものの(平成 22 年度は 50, 475 人)、平成 25 年度は大震災前の水準までほぼ回復した。

(監査結果)

国際観光プロモーション事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

28. イベント推進事業費

平成 25 年度予算 16,808 千円

平成 25 年度決算 16,587 千円

(目的)

各種イベントへの支援等により、旭川市の対外的なイメージアップと観光客の誘致を図り、地域経済の活性化および地域文化の向上に資する。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川夏まつり開催負担金交付要綱

北海道音楽大行進開催負担金交付要綱

永山屯田まつり開催補助金交付要綱

花火 in KAGURA 開催補助金交付要綱など

(事業内容)

地域イメージの向上と観光客誘致につながるイベント創出及び支援を行う。

(事業成果)

事業費の支出推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
賃金	1,201	1,151	1,206
負担金	6,500	12,170	12,170
補助金	6,300	2,700	2,700
その他の費用	306	288	511
合計	14,307	16,309	16,587

特記すべき増減はない。

なお平成 26 年度は、平成 25 年度の冬季イベント推進事業費とイベント推進事業費を統合したため予算が 74,042 千円と大幅増になっている。

各年度の負担金の内訳は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旭川夏まつり	3,000	9,000	9,000
石狩川サイクリングイベント	—	170	170
旭川経済元気応援イベント	500	—	—
こたんまつり	600	600	600
北海道音楽大行進	2,400	2,400	2,400
合計	6,500	12,170	12,170

また補助金の内訳は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
永山屯田まつり	1,200	1,200	1,200
大雪さんろくまつり	2,700	—	—
烈夏七夕まつり	1,900	—	—
花火 in KAGURA	500	1,000	1,000
石狩川フェスティバル	—	500	500
合計	6,300	2,700	2,700

補助金については、平成 23 年度までは市より各実行委員会へ直接補助を行っていたところ、平成 24 年度からは旭川夏まつり負担金に整理統合し、大雪さんろくまつり、烈夏七夕まつりの各部門への支出という形になっている。

平成 23 年度末の繰越金は、大雪さんろくまつり 2,090 千円、烈夏七夕まつり 310 千円であり、それぞれの実施主体が継続して事業を実施していることから、平成 24 年度に繰り越されている。

各イベントの観客等の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旭川夏まつり	848,000 人	727,000 人	798,000 人
石狩川サイクリングイベント	— 人	400 人	400 人
こたんまつり	3,000 人	3,500 人	3,800 人
北海道音楽大行進	120,000 人	150,000 人	151,000 人
永山屯田まつり	76,000 人	65,000 人	80,000 人
石狩川フェスティバル	— 人	45,000 人	45,000 人
花火 in KAGURA	50,000 人	50,000 人	50,000 人

石狩川サイクリングイベントと石狩川フェスティバルは平成 23 年度については補助対象外である。

各イベントのうち旭川市が1,000千円以上負担金あるいは補助金を交付しているイベントの収支推移は、次のとおり。

<旭川夏まつり>

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市負担金	3,000	9,000	9,000
その他負担金	2,500	2,715	2,670
補助金	2,000	—	—
出店負担金	—	4,920	5,100
協賛金	1,180	1,180	1,180
仮受金	3,000	—	—
寄付金	1,260	1,245	1,243
雑収入	53	17	14
繰越金	1,194	696	1,162
収入合計	14,187	19,775	20,369
事業費	7,260	15,919	16,412
宣伝費	2,144	1,819	1,781
庶務費	4,087	876	899
支出合計	13,491	18,614	19,092
次年度繰越金	696	1,162	1,277

平成 23 年度の補助金は上川総合振興局からのものである。

平成 23 年度は第 50 回記念ということで、北海道より地域づくり総合交付金 3,000 千円の補助を受けた。この補助金の入金に時間を要するため、事業費支払いのため旭川商工会議所より同額を仮受金とした。また旭川商工会議所の仮受金の返済金 3,000 千円を庶務費として計上している。

<北海道音楽大行進>

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市負担金	2,400	2,400	2,400
その他負担金	2,470	2,470	2,470
記念品販売収入	297	547	394
80 回記念積立金	—	905	—
その他の収入	25	921	696

繰越金	450	1,054	431
収入合計	5,642	8,297	6,391
行進費	2,241	2,195	2,284
運搬費	1,405	1,705	1,638
参加記念品	628	654	650
80 回記念事業費	—	3,024	—
その他の費用	315	289	657
支出合計	4,588	7,866	5,229
次年度繰越金	1,054	431	1,162

平成 24 年度は 80 回記念事業のため収支とも増加している。

< 永山屯田まつり >

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市補助金	1,200	1,200	1,200
助成金/交付金	1,450	1,650	—
協賛金/その他補助金	3,275	3,151	3,306
雑収入	1,089	1,704	1,436
繰入金	1,288	—	—
繰越金	38	119	381
収入合計	8,340	7,824	6,323
庶務費/総務費	785	1,234	837
イベント事業費	4,501	3,925	3,342
会場設営費	692	1,760	648
その他の費用	1,043	500	1,303
繰戻金	1,200	—	—
支出合計	8,221	7,419	6,129
次年度繰越金	119	405	194

平成 23 年度の繰入金と繰戻金は、北海道上川総合振興局より地域づくり総合交付金 1,200 千円の交付決定を受けた。この補助金の入金に時間を要するため、事業費支払のために繰り入れ、その返還の繰り戻しである。

平成 24 年度の次年度繰越金 405 千円と平成 25 年度の繰越金 381 千円が不一致である。これは、補助事業確定後に実行委員会での支出(補助対象外)が発生したためである。

<花火 in KAGURA>

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市補助金	500	1,000	1,000
他団体助成金	580	595	695
協賛金	4,626	4,769	4,883
露店収入/出店協力金	1,175	1,756	1,939
繰越金	366	49	46
収入合計	7,247	8,169	8,563
花火購入費	3,400	4,200	4,200
イベント費	1,072	1,345	1,513
会場費	2,175	1,990	2,269
その他の費用	548	570	509
支出合計	7,195	8,105	8,491
次年度繰越金	52	64	72

特記すべき増減はない。なお、次年度繰越金と翌年度の繰越金が不一致となっている。これはそれぞれの年度で補助事業確定後に実行委員会での支出(補助対象外)が発生したためである。

(追加監査手続)

上記のイベントについて、負担金・補助金の割合と経費充当率を比較した。

(金額単位：千円)

名称	旭川 夏まつり	北海道 音楽大行進	永山 屯田まつり	花火 in KAGURA
区分	負担金	負担金	補助金	補助金
①割合	100 分の 90	100 分の 70	100 分の 50	100 分の 50
②決算額	19,091	5,229	6,322	8,562
③対象経費	11,888	3,959	2,797	6,943
④限度額＝③×①	10,699	2,771	1,398	3,471
⑤決定額	9,000	2,400	1,200	1,000
⑥充当率＝⑤÷③	75.7%	60.6%	42.9%	14.4%
⑦充当率＝⑤÷④	84.1%	86.6%	85.8%	28.8%

なお、93 頁「30. 冬季イベント推進事業費」に係るイベントについて同様に比較すると、次のようになる。

(金額単位：千円)

名称	旭川 冬まつり	氷彫刻 世界大会
区分	負担金	補助金
①割合	100 分の 90	100 分の 50
②決算額	71, 185	21, 468
③対象経費	51, 835	20, 238
④限度額＝③×①	46, 651	10, 119
⑤決定額	44, 500	5, 600
⑥充当率＝⑤÷③	85. 8%	27. 7%
⑦充当率＝⑤÷④	95. 4%	55. 3%

負担金は、当該支出先の団体の構成員に市が入っている場合に、当該団体の経費の一部を負担するものであり、補助金は、特定の事業又は研究を行う者に対し、公益上必要がある場合にこれを助成するために交付するものである。

このようにイベントを比較すると、負担金・補助金の割合、対象経費に対する負担金・補助金の充当率、限度額に対する負担金・補助金の充当率に大きな差があることが分かる。

(監査結果)

イベント推進事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

追加監査手続で記載したとおり、イベント間で負担金・補助金の充当率などに差がある。負担金・補助金は事業内容や団体の状況を勘案して、年度予算の範囲内で支出を行っており、事務執行に当たっては「旭川市補助金交付基準」に準拠し、負担金・補助金ごとに要綱を定めてそれに則って実施している。差の発生は各イベントの主催者・後援者・協賛金収入・広告収入等の相違によるものであり公平感を損なうものではないと判断した。

29. 旭川観光巡り推進事業費

平成 25 年度予算 3, 000 千円

平成 25 年度決算 3, 000 千円

(目的)

観光客の利便性を向上させることにより、滞在型観光の促進と経済の活性化を図る。

(始期)

平成 13 年度（平成 25 年度まで）

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川観光循環バス運行事業補助金交付要綱

(事業内容)

観光客が市内観光スポットを巡るにあたりアクセス面の利便性を高めるため、観光循環バスの運行を支援する。具体的には観光循環バス運行事業を実施する旭川観光循環バス運営協議会（事務局：道北バス㈱）に対して補助金を交付する。

(事業成果)

旭山動物園・ラーメン村等の観光スポットに停車する観光循環バスを運行することで、観光客の利便性向上、滞在型観光の促進、旭川市の観光振興・経済活性化が図られた。

観光循環バスの概要（平成 25 年度）は、次のとおり。

運行期間：平成 25 年 7 月 11 日から 10 月 10 日までの 92 日間

運行時間：始発午前 9 時から終発午後 4 時まで

運行便数：1 日 8 便

停車箇所：上野ファーム・旭山動物園・ラーメン村等

乗車料金：1 日乗車券（大人）800 円（小人）400 円

また、運行実績と推移は次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用者数（人）	9,852	8,529	8,689
1 便当り乗車人数（人）	11.90	11.59	11.80
乗車券売上枚数（枚）	4,401	3,136	3,624

循環バスを運行する旭川観光循環バス運営協議会の収支実績と推移は、次のとおり。

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市補助金	3,000	3,000	3,000
事業収入	4,088	3,393	3,624
賛助金収入	1,200	1,200	1,200
事業者負担金	3,358	4,261	3,139
その他の収入	676	670	570
繰越金	—	—	—
収入合計	12,322	12,524	11,533
車両運行費	10,134	10,260	9,125
広告宣伝費	716	1,017	1,142
事業費	1,460	1,228	1,249
その他の費用	12	19	17
支出合計	12,322	12,524	11,533
次年度繰越金	—	—	—

収支不足額を事業者が負担しているので繰越金はゼロである。

旭川観光循環バス事業は平成 25 年度で終了し、平成 26 年度は観光客の二次交通の利便性

促進のためのパンフレットを製作している。

(行政評価結果)

旭川観光循環バス運行事業補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	1 次：継続	観光客の多様化するニーズにあわせた見直しを常に意識し、利用者の増加を図る。また、参加観光施設との関係を強めて、利用者の増加のために協議会と一体となって事業を実施する必要がある。
	2 次：見直し	補助金に頼らず事業収入や協賛金等で運行できる仕組みを検討すること。
平成 20 年度	見直し	引き続き、利用促進に向けた取り組みと合わせて、新たな財源開拓について検討すべきである。

なお、以下の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 21～23 年度	旅行代理店や JR との連携を強化した。また運行経路、運行時刻を見直し利用者の利便性の向上、増加を図った。新たなスポットを加えるなどして利用客は増加傾向にある。

(監査結果)

旭川観光巡り推進事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

30. 冬季イベント推進事業費

平成 25 年度予算 51,720 千円

平成 25 年度決算 51,720 千円

(目的)

冬季観光客の誘致および地域経済の活性化を図る。

(始期)

平成 23 年度（平成 25 年度まで）

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

旭川冬まつり開催負担金交付要綱

氷彫刻世界大会開催補助金交付要綱

イベント国際化事業補助金交付要綱など

(事業内容)

旭川の冬を代表するイベントに対して負担金・補助金を交付する。

(事業成果)

事業費の実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金	44,500	44,500	44,500
補助金	7,220	7,220	7,220
合計	51,720	51,720	51,720

特記すべき増減はない。

各年度の負担金および補助金内容は、次のとおり。

(単位：千円)

区分	内容	相手先	金額
負担金	旭川冬まつり開催負担金	旭川冬まつり実行委員会	44,500
補助金	氷彫刻世界大会開催補助金	氷彫刻世界大会実行委員会	5,600
	イベント国際化事業補助金	旭川冬まつり実行委員会	1,000
	氷彫刻推進補助金	特定非営利活動法人日本氷彫刻会	620

このうち旭川市が1,000千円以上負担金あるいは補助金を交付しているイベントの収支推移は、次のとおり。なお、イベント国際化事業補助金は旭川冬まつりの収支に含まれている。

<旭川冬まつり>

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市負担金	44,500	44,500	44,500
その他負担金	1,880	1,865	1,880
他団体助成金等	4,000	4,000	4,000
協賛金	14,246	15,638	15,808
事業収入	3,023	3,432	4,911
雑収入	246	234	100
繰越金	2,957	8,686	3,953
収入合計	70,853	78,355	75,152
会場費	29,799	33,858	33,031
雪像設置費	5,458	6,654	6,287
宣伝行事費	21,706	27,786	26,052
総務費	5,203	6,104	6,027
支出合計	62,166	74,402	71,397
次年度繰越金	8,686	3,953	3,755

特記すべき増減はない。

<氷彫刻世界大会>

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市補助金	5,600	5,600	5,600
出場参加料	3,348	3,300	3,592
自己資金	—	1,133	10,209
買物公園企画委員会助成金	500	500	500
広告協賛金/協賛金	1,477	10,249	1,568
北海道新聞負担金	10,249	—	—
繰越金	—	—	—
収入合計	21,174	20,782	21,469
会場費/会場設営費	10,208	9,422	9,657
氷彫刻制作費	—	8,056	8,491
旅費・宿泊費	6,029	—	—
会議費	107	—	—
人件費	44	—	—
賞金・表彰費	921	—	—
分担金	3,686	—	—
雑費	179	—	—
行事費	—	1,567	1,581
事務局費	—	1,737	1,740
支出合計	21,174	20,782	21,469
次年度繰越金	—	—	—

平成 23 年度は収支の科目名称が異なっている。収支不足を自己負担しているため繰越金はゼロとなっている。

旭川冬まつりの観客動員数（氷彫刻世界大会を含む）の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
観客動員数（人）	681,000	871,000	876,000

増加傾向である。

(行政評価結果)

旭川冬まつり開催負担金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	継続	冬季の観光客誘致のみならず、市民にとっても大切なイベントであり、継続が望ましい。特定財源による間接補助金であることを踏まえ継続。

なお、以下の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 20～21 年度	補助金の減額 (H19⇒H20⇒H21、49,000 千円⇒47,800 千円⇒44,500 千円)

氷彫刻世界大会開催補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	1 次：継続	氷彫刻世界大会は、国内で唯一、旭川でのみ開催される公式世界大会であり、日本の氷彫刻界の中で最高峰の大会であることから継続が必要である。
	2 次：見直し	引き続き協賛金の確保など自立した事業運営を目指し見直すこと。
平成 20 年度	継続	氷彫刻世界大会は旭川のみで開催されている氷彫刻界の中で日本最高の大会であることから継続が必要。

なお、以下の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 21・22 年度	補助金の減額 (H20⇒H21⇒H22、6,000 千円⇒5,700 千円⇒5,600 千円)

(監査結果)

冬季イベント推進事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

3 1. 観光情報センター運営費

平成 25 年度予算 24,781 千円

平成 25 年度決算 23,461 千円

(目的)

最新で詳細な観光情報を提供することで、観光客への利便性およびホスピタリティの向上を図る。

(始期)

平成 23 年度

(根拠法令等)

—

(事業内容)

旭川駅（旭川観光物産情報センター）および買物公園（旭川総合観光情報センター）に観光情報センターを設置し、駅の情報センターに拠点機能を持たせ、各センター間、観光スポット間の連携を図る。このために観光情報センターの運営費を支援する。

(事業成果)

事業費の実績と推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
需用費 (※1)	1,355	5,797	5,521
(うち電気)	(902)	(3,603)	(3,659)
(うちガス)	(450)	(1,664)	(1,539)
(うち水道)	(2)	(309)	(321)
委託料 (※2)	9,938	20,214	17,940
その他の費用 (※3)	1,732	371	—
合計	13,026	26,452	23,461

※1 平成 24 年 2 月に旭川駅観光物産情報センターがオープンしたため需用費の水道光熱費が増加している。

※2 平成 24 年度から運営業務の委託料が増加している。

※3 平成 23 年度のその他の費用は、ユニットハウス賃借料（スズ産業㈱）である。

水道光熱費の平成 25 年度予算は 6,594 千円で不用額 1,073 千円となった。これは旭川観光物産情報センターでの節減によるものである。

平成 25 年度における委託料の内容は、次のとおり。

(単位：千円)

区分	内容	相手先	金額
委託料	旭川観光物産情報センター運営	旭川観光コンベンション協会	16,002
	旭川観光物産情報センター清掃	北海道クリーン・システム㈱	932
	旭川観光物産情報センター機械警備	㈱バルックス	185
	旭川観光物産情報センター電気設備 点検	㈱テクノス北海道	60
	旭川観光物産情報センターシステム 保守点検	ヤンマーエネルギーシステム㈱	164
	旭川観光物産情報センター自動ドア 保守点検	寺岡ファシリティーズ㈱	383
	旭川観光物産情報センター消防設備 点検	㈱アサヒ	212

また利用者数の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旭川観光物産情報センター（人）	35,534	54,933	60,063
旭川総合観光情報センター（人）※	12,578	9,306	6,388

※平成 24 年 12 月までは“まちなか交流館観光情報センター”の利用者数である。

旭川駅の情報センター利用者は順調に増加している、一方、総合観光情報センターの利用者数が激減している。これは設置場所が旭川市四条の買物公園に面した 1 階部分から五条側の 2 階に移転したことと考えられ、現在、愛称を「あさテラス」とし、買物公園側に面した看板を設置するなど PR に努めている。

（監査結果）

観光情報センター運営費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

3 2. 旭川観光コンベンション協会補助事業費

平成 25 年度予算 32,193 千円

平成 25 年度決算 31,423 千円

（目的）

「社団法人旭川観光協会」と「旭川コンベンションビューロー」が統合して発足した「旭川観光コンベンション協会」（平成 25 年 4 月 1 日設立）に対して補助金を交付し、官民一体のオール旭川体制を確立して観光振興を図る。

（始期）

平成 25 年度

（根拠法令等）

旭川市中小企業振興基本条例

一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金交付要綱

コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱

コンベンション・フィルムコミッション事業費補助金交付要綱など

（事業内容）

旭川観光コンベンション協会が行う各種事業に対して補助金を交付する。

(事業成果)

補助金の交付実績は、次のとおり。

(単位：千円)

名称	内容	金額
旭川観光コンベンション協会補助金	協会の管理・運営に係る補助	7,000
コンベンション誘致推進事業補助金	コンベンション・フィルムコミッションに係る事業費補助	9,090
コンベンション・フィルムコミッション事業費補助金	コンベンション・フィルムコミッションに係る人件費補助	10,503
旭川観光コンベンション協会管理費補助金	旭川フードテラス内の事務所賃借料に係る補助	1,551
旭川観光コンベンション協会移転費補助金	旭川フードテラス内の事務所移転費に係る補助	1,200
観光ガイドブック作製事業費補助金	旭川ガイドマップ作製費に係る補助	2,079
合計		31,423

旭川観光コンベンション協会および各補助事業等の収支結果は、次のとおり。

<旭川観光コンベンション協会>

(単位：千円)

	平成 25 年度	備考
市補助金	7,000	
事業収益	66,525	第三種旅行業・物販等収入 16,261、特別事業収入（音楽のタベ）6,603、観光情報センター受託収入 17,636、補助金収入（運営費補助以外）24,423 など
会費収入	11,471	
寄付金	7,039	
その他収入	113	
繰越金	5,694	
収入合計	97,842	
事業費	71,587	仕入高 13,869、給料手当 26,162、福利厚生費 5,013、旅費交通費 5,152 など
管理費	24,799	役員報酬 3,120、給与手当 4,946、印刷製本費 2,557、賃借料 2,501 など
支出合計	96,386	
次年度繰越金	1,456	

<コンベンション誘致推進事業>

(単位：千円)

	平成 25 年度	備考
市補助金	9,090	
自己資金	6,776	
収入合計	15,866	
給与・賞与	2,854	
福利厚生費	633	
旅費交通費	2,656	
その他経費	9,723	派遣費 3,000、車両費 1,461、宣伝関係費 1,426、印刷製本費 1,131 など
支出合計	15,866	
次年度繰越金	—	

<コンベンション・フィルムコミッション事業費>

(単位：千円)

	平成 25 年度	備考
市補助金	10,503	
自己資金	967	
収入合計	11,470	
給与手当	9,930	2 名分（事務局次長・事務局主事）
福利厚生費	1,511	
交通費	29	
支出合計	11,470	
次年度繰越金	—	

<旭川観光コンベンション協会管理費>

(単位：千円)

	平成 25 年度	備考
市補助金	1,551	
自己資金	776	
収入合計	2,327	
事務所賃借料	2,327	旭川まちなかマネジメント協議会
支出合計	2,327	
次年度繰越金	—	

＜旭川観光コンベンション協会移転費＞

(単位：千円)

	平成 25 年度	備考
市補助金	1,200	
自己資金	250	
収入合計	1,450	
事務所移転費	566	
事務所改修費	358	
事務所広報費	526	
支出合計	1,450	
次年度繰越金	—	

＜観光ガイドマップ作製事業費＞

(単位：千円)

	平成 25 年度	備考
市補助金	2,079	
自己資金	231	
収入合計	2,310	
印刷製本費	2,310	(株)ノヴェロ旭川支社
支出合計	2,310	
次年度繰越金	—	

コンベンションの開催実績とコンベンション参加者宿泊数の推移は、次のとおり。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催実績（件）※	584	593	632
参加者宿泊者数（人）※	196,070	200,540	204,967

※平成 24 年度までは前身の社団法人旭川観光協会と旭川コンベンションビューローが行ったコンベンションである。

いずれも増加傾向を示しており、観光客及びコンベンションの誘致、フィルムコミッション等による広報宣伝、ホスピタリティの充実を目的とした各種事業を実施し、観光振興、地域経済の活性化および地域文化の向上を図れている。

(監査結果)

旭川観光コンベンション協会補助事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

3.3. 日泰ほほえみのかけ橋構築事業費

平成 25 年度予算 3,000 千円

平成 25 年度決算 3,000 千円

(目的)

タイ政府等との強固なネットワークを構築し、タイ全土に旭川地域の魅力を紹介し、タイからの観光客誘致を図る。

(始期)

平成 25 年度

(根拠法令等)

旭川市中小企業振興基本条例

タイ青少年交流事業実行委員会負担金交付要綱

タイ青少年交流事業補助金交付要綱

(事業内容)

タイ各地の自治体から選抜された青少年を迎え、日本語の研修を受けながら、日本文化の体験や学校交流、観光施設の見学などを通じて旭川地域の様々な魅力を紹介する。

(事業成果)

タイから訪問団 55 名（青少年 49 名、引率教師 5 名、コーディネーター 1 名）を迎え、平成 25 年 4 月 19 日から 5 月 8 日まで、次の交流事業を行った。

旭川市内の小中学校の児童・生徒との交流、こども会とレクリエーション実施、観光施設の見学、日本文化（茶道・豆腐づくり・温泉など）の体験、まちづくり（防犯対策・ゴミ処理など）の視察及び日本語研修を実施した。

旭川駅観光案内所におけるタイ人案内件数は平成 24 年 7 月 186 件、平成 25 年 7 月 595 件、平成 26 年 7 月 636 件であり、着実に増加している。

上記以外のタイからの観光客誘致の具体的成果としては、平成 25 年度国別外国人観光客宿泊延数 5,235 泊と前年度の 1,523 泊から 343.7%の大幅増となっている。

負担金及び補助金の内容は次のとおり。

(単位：千円)

区分	内容	相手先	金額
負担金	タイ青少年交流事業費負担金	タイ青少年交流事業実行委員会	1,500
補助金	タイ青少年交流事業費補助金	同上	1,500
合計			3,000

この事業の収支実績は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 25 年度	備考
市負担金	1,500	
市補助金	1,500	
タイ負担金	1,620	
富良野市負担金	1,174	
収入合計	5,794	
事業費	3,042	
移動費	251	
研修費	2,501	日本語研修、講師謝礼 222、教科書および教材費 230、寮費 1,700、施設等利用料 348
支出合計	5,794	
次年度繰越金	—	

日本語研修は東川町の研修施設で行っている。これはタイ側からの参加者が一か所で生活できること、日本語学習を行いたいことが要望されており、これを受けて旭川市及び近郊を含めた青少年宿泊研修施設を調査した結果、旭川市と広域で観光振興に取り組んでいる東川町で既に台湾や中国・韓国からの生徒を集団で受け入れた実績をもつ施設があり、そのノウハウを本事業にも活かし、宿泊の受入とともに日本語学習プログラムの提供についても実施することとなったためである。

(監査結果)

日泰ほほえみのかけ橋構築事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

3 4. 国際家具デザインフェア旭川 2014 開催準備事業費

平成 25 年度予算 6,000 千円

平成 25 年度決算 6,000 千円

(目的)

市の主要な地場産業の一つである家具製造業のデザインの高度化と製品の高付加価値化を図り、家具産地としてのイメージの高揚とデザインによる国際交流の促進、市民の家具デザインへの理解の浸透を図る。

(始期)

平成 2 年度

(根拠法令等)

国際家具デザインフェア旭川 2014 開催準備負担金交付要綱

(事業内容)

平成2年から3年ごとに開催されている国際家具デザインフェア開催準備にかかる事業費の一部を負担する。平成26年度開催の第9回目「国際家具デザインフェア旭川2014」に向けて、国際家具デザインフェア旭川開催委員会の行う事業開催準備に係る経費の一部を支援する。

(事業成果)

最近3年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負担金	9,000	—	6,000

補助金交付団体は、平成23年度、平成25年度ともに国際家具デザインフェア旭川開催委員会である。

補助金交付団体の収支状況は、次のとおり。

(単位：千円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
収入	自己資金	9,400	該当なし	1,000
	負担金（旭川市）	9,000		6,000
	負担金（その他市町）	2,000		—
	補助金（北海道）	3,000		—
	補助金（その他）	2,200		—
	事業収入	—		4,183
	協賛金	2,000		1,950
	雑収入・前年度繰越金	613		1,276
収入計		28,213		14,409
支出	諸謝金	8,030		1,650
	旅費	1,367		1,222
	庁費	18,538		9,348
	委託費	—		1,728
支出計		27,935		13,949
翌年度繰越金		277		459

国際家具デザインフェア旭川は3年ごとに開催され、開催の2年前から開催準備を行う。平成23年度と平成26年度が開催年度に当たり、平成25年度は準備年度に当たる。開催年度に当たる平成26年度の予算は平成23年度と同じ9,000千円である。

旭川市の負担率は、対象経費の1/2以内である。

(追加監査手続)

支出明細と領収証などの証憑を照合した結果、支出額はすべて証憑と一致していた。また、国際家具デザインフェア旭川 2014 開催準備負担金交付要綱では対象経費から交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費を除くこととされており、昼食代・会食代などの費用が支出明細に含まれていたものの、負担金は当該金額を除く対象経費の 1/2 以内となっており要綱どおりであることを確認した。

試作費の支出が大きいため、どのような基準で試作品の製作を依頼するのか確認したところ、入選候補作試作検討会議にて決定しているとのことであり、その決定方法に問題はないと判断した。

(監査結果)

国際家具デザインフェア旭川 2014 開催準備事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

3 5. 木工芸指導行政費 (旭川市工芸センター)

平成 25 年度予算 4,325 千円

平成 25 年度決算 3,775 千円

(目的)

木工品(家具建具、小木工品、クラフト、窯業)に関する調査、試験、指導、人材育成並びにその他関係業界の振興を図る。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市工芸センター条例

旭川市工芸センター条例施行規則

(事業内容)

関係業界の実態調査結果に基づき、技術課題やニーズに即応した、試験研究並びに技術指導を実施する。

(事業成果)

最近 3 年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報酬 (※1)	1,612	1,612	1,251
旅費	710	439	437
需用費(消耗印刷費、修繕費など)	745	675	768
使用料及び賃借料 (※2)	1,515	1,147	931
原材料費	155	141	142
備品購入費	100	—	130

その他	180	85	114
合計	5,021	4,102	3,775

※1 平成 25 年度の報酬は、嘱託職員の病休により減少している。

※2 平成 23 年度は恒温恒湿環境試験機(小)の賃借料として 336 千円を支払っていた。しかし、同年 100 千円で買い取っているため平成 24 年度以降の賃借料は減少している。

技術指導・相談業務の実施状況は、次のとおり。

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
木材乾燥	0	0	1
コンピューター関連技術指導	109	114	47
デザイン技術指導	3	2	4
木材加工技術指導	144	102	99
接着接合・塗装技術指導	5	8	9
材料強度技術指導	3	4	3
製品の品質、性能に関する指導	45	30	49
窯業技術指導	15	15	14
その他	14	35	22
合計	338	310	248

最近 3 年度の工芸センターの歳入推移は、次のとおり。(市作成資料より転記。千円単位未満四捨五入。)

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
商工使用料(工芸センター機械使用料)	1,824	2,427	2,800
商工手数料(木工試験分析等手数料)	555	353	247
諸収入(工芸センター窯業研修会収入)	20	20	30
合計	2,399	2,800	3,077

最近 3 年度の工芸センター機械使用実績は、次のとおり。

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数(件)	時間(H)	件数(件)	時間(H)	件数(件)	時間(H)
木工機械	1,025	1,427	1,075	1,690	1,202	2,091
試験機器	3	156	6	23	7	69
窯業機械	0	0	0	0	0	0
合計	1,028	1,583	1,081	1,713	1,209	2,160

工芸センターの機械利用率は増加しており、利用時間の増加に伴い収入も増加している。

最近３年度の工芸センター依頼試験実績は、次のとおり。

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
木材木質材試験	41	70	32
接着力試験	10	9	4
製品性能試験	234	118	141
恒温恒湿処理試験（小）	23	59	0
恒温水槽試験	4	4	0
塗料及び塗膜試験	6	0	0
窯業試験・調整	0	0	0
合計	318	260	177

工芸センターの依頼試験の件数は減少しており、収入の減少と対応している。

(監査結果)

次の「３６．施設管理費（工芸センター）」と合わせて記載する。

３６．施設管理費（工芸センター）

平成 25 年度予算 64,778 千円

平成 25 年度決算 64,536 千円

(目的)

施設管理と運営および事務に要する経費を負担する。

(始期)

—

(根拠法令等)

旭川市工芸センター条例

旭川市工芸センター条例施行規則

(事業内容)

工芸センターの施設設備の安全性を確保した管理を行い、旭川市工芸センター運営委員会の開催や、情報収集・提供事業として事業報告書の作成、工芸ニュースの発行、ホームページの拡充などを行う。

(事業成果)

最近３年度の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報酬（機械整備指導員報酬など）	1,674	1,659	1,682
需用費（光熱水費など）	2,280	2,508	2,591
役務費（通信運搬費など）	303	303	282

使用料及び賃借料（工芸センター賃借料など）	59,931	59,911	59,914
その他	57	55	66
合計	64,247	64,437	64,536

特記すべき増減はない。

工芸センターの賃借料の内容は、次のとおり。

貸付人	（一財）旭川産業創造プラザ
賃貸借物件名称	旭川リサーチセンター
所在地	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号
貸室面積	1階 1,509.92 m ² 2階 390.63 m ² 合計 1,900.55 m ²
賃料	年額 34,200,000 円（税別）
共益費	年額 22,800,000 円（税別）

最近3年度の工芸センターの管理経費（木工芸指導行政費および施設管理費の合計）の収支状況は、次のとおり。（市作成資料より転記。千円単位未満四捨五入。）

（単位：千円）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
収入	機械設備使用料	1,824	2,427	2,800
	その他（試験分析手数料ほか）	575	373	277
収入計		2,399	2,800	3,077
支出	人件費	98,530	98,708	98,282
	正職員（※）	95,186	95,368	95,316
	その他	3,344	3,340	2,966
	需用費	3,026	3,184	3,360
	光熱水費	2,254	2,509	2,498
	修繕料	276	223	324
	その他	496	452	538
	委託料	4	-	-
	使用料賃借料	61,447	61,060	60,846
	その他	1,448	956	1,141
支出計		164,455	163,908	163,629
差引		△162,056	△161,108	△160,552

※ 人件費（正職員分）は各年度の人数に市平均額、平成23年度は7,322千円、平成24年度は7,336千円、平成25年度は7,332千円を乗じて計算している。

(監査結果)

工芸センターの賃借料は、産業創造プラザが旭川リサーチセンター内に設置するインキュベートルームの賃料に基づいて算定している。旭川リサーチセンターには、平成 25 年度より産業振興課も入居しており、その賃料は同じくインキュベートルームの賃料に基づいて算定している。工芸センターの賃料が適切に算定されているかは、インキュベートルームの賃料設定が適切であるかの検討も必要となることから、69 頁「2.2. (一財) 旭川産業創造プラザ補助金」において検討した。

平成 20 年度包括外部監査において、工芸センターの果たす重要な役割・必要性を認めつつも職員数の適正性について継続的にチェックすべきとの意見が出されている。上記の管理経費の収支状況の推移を見て分かるとおり、賃借料を除くと人件費の割合が高い。これに対して、シックハウス原因物質への対策等新たな事業に取り組む一方、平成 26 年度より組織体制を 2 係制からスタッフ制に移行し職員を 1 名減とする定数見直しを行うなど、職員数の検証を行っている。

木工芸指導行政費および施設管理費(工芸センター)の支出に関しては、次の事項を除き、特に指摘すべき事項はない。

【指摘】 外部公表数値の誤りについて

「平成 25 年度 公共施設評価シート」で公表されている平成 23 年度の管理経費数値に誤りがあった。これは、人件費に集計される通勤手当をその他支出においても二重に集計したことにより発生したものである。公表前における内部検証を徹底する必要がある。

【指摘】 施設間における公表数値の集計範囲の相違について

公共施設については、「公共施設評価シート」において管理経費が公表されている。今回の監査において、工業技術センターと工芸センターを比較したところ、平成 23 年度の人件費その他(臨時職員・嘱託職員)の集計方法が異なっていることが判明した。

これらの公表数値については、全庁的ルールとして科目の集約範囲を定めていないことにより、施設間の統一が図られていない。今後統一して公表出来るよう見直しをしなければならない。なお、本事項は全庁的な見直しのため経済観光部単独にて取り組む事項ではない。

3.7. 家具等首都圏販路拡大支援事業費

平成 25 年度予算 5,000 千円

平成 25 年度決算 5,000 千円

(目的)

旭川地域の優れた木製品を一堂に展示し、資源立地型産業の優位性をアピールするとともに、ユーザーから直接意見を聞きながら販路拡大を図る。

(始期)

平成 22 年度

(根拠法令等)

家具等首都圏販路拡大支援事業費補助金交付要綱

(事業内容)

業界全体で首都圏での展示会に出展する旭川家具工業協同組合に事業費の一部を助成する。具体的には旭川家具工業協同組合が実施する『IFFT／インテリアライフスタイルリビング』への出展に対して補助金を交付する。

『IFFT／インテリアライフスタイルリビング』は、国内最大級の家具インテリア関連の総合見本市であり、旭川家具ブースに旭川の家具・木製品企業が出展し、旭川家具・木製品の知名度向上、高いブランドイメージをPRする。

(事業成果)

最近 3 年度の推移は、次のとおり。

(金額単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
補助金	6,000	5,700	5,000
出展者数	355 社	338 社	329 社
入場者数	19,769 名	19,166 名	19,268 名
旭川ブース出展者数	10 社	11 社	12 社

展示会への出展者数は年々減少しているが、旭川ブースの出展者数は増加している。平成 25 年度出展者へのアンケートの結果、旭川ブース来場者数 5,779 名、商談件数 234 件、成約件数(予約成約件数を含む) 94 件となっている。また、出展者へのアンケート結果によれば、効果については出展者により印象に差がある。

補助金交付団体の収支状況は、次のとおり。

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入	自己資金	6,936	6,460	6,321
	補助金	6,000	5,700	5,000
	前年度繰越金	86	—	—
収入計		13,022	12,160	11,231
支出	旅費			
	事務局旅費	1,122	149	195
	庁費			
	会場借料	7,486	7,486	6,520
	会場整備費	3,469	3,588	3,521

	通信運搬費	939	915	986
	その他	4	20	7
	支出計	13,022	12,160	11,231
	翌年度繰越金	—	—	—

補助率は、補助対象経費の1/2以下とされている。

(行政評価結果)

家具等首都圏販路拡大支援事業費補助金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成24年度	1次：継続	首都圏の展示会に3年間続けて家具産地としてまとまって出展したことで旭川家具の知名度が向上し、メディア等に取り上げられる機会が増えてきたことから、この流れを着実なものとするため、事業を継続する必要がある。
	2次：見直し	費用対効果の検証を行い、事業の在り方を検討すべきである。

(追加監査手続)

支出明細と領収証などの証憑を照合した結果、支出明細の摘要欄に記載誤りがあったものの支出額はすべて証憑と一致していた。また、家具等首都圏販路拡大支援事業費補助金交付要綱では補助対象経費から交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費を除くこととされており、懇親会費に該当する費用が支出明細に含まれていたものの、交付補助金は当該金額を除く補助対象経費の1/2以下となっており要綱どおりであることを確認した。

(監査結果)

家具等首都圏販路拡大支援事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

行政評価の1次評価では首都圏の展示会に3年間続けて家具産地としてブースを設けて出展したことにより旭川家具の知名度が向上したと評価している。しかし、2次評価では費用対効果の検証を行い事業の在り方を検討すべきであるとし、「見直し」と評価している。これに対して、平成25年度の事業成果は、旭川ブース来場者数5,779名、商談件数234件、成約件数(予約成約件数を含む)94件であり、一定の効果が認められる。補助金については、平成24年度は平成23年度より300千円減額され、平成25年度はさらに700千円減額され、適宜見直しが行われている。

38. 補助金・負担金に係る点検について

経済観光部では、副市長通知「補助金の実施報告に係る確認の徹底等について」(平成23年10月12日付旭財第52号)を受けて、経済観光部長通知「補助金(負担金)交付要綱の見直しについて」(平成23年12月28日付旭経総第422号)を各課長および施設長宛に発出した。この中に「2. 実地調査等の徹底」として、実地調査等の際に「補助金・負担金交付事業に係る事務処理点検表」を活用するようという指示がある。

「補助金・負担金交付事業に係る事務処理点検表」(以下「点検表」という。)は経済観光

部が独自に作成したもので、表面は補助金や負担金に係る事業概要（目的・内容・成果など）と交付先団体の概要（所在・事務処理状況・決算・現金取扱状況など）などを記載し、裏面は当該団体の管理体制等のチェックリストとなっており、さらに調査結果や問題点、改善措置事項、調査年月日および調査実施職氏名を記載する様式になっていて、非常に有用なものである。

ただし、この点検表は活用を指示したものであり、補助金や負担金の精算確定時の起案書に添付することは義務付けされてはいない。

今回の監査で閲覧した起案書において、経済総務課、経済交流課および観光課が所管する事業に係る補助金・負担金の精算時起案書には上記点検表が添付されており、企業立地課および産業振興課に係る同様の起案書には点検表が添付されていなかった。

なお、参考までに点検表裏面のチェック項目を示すと次のとおり。

1	現金の出納に当たり、事前に意思決定手続がなされているか。
2	出納の決定は、複数の者を経て行われているか。
3	予算執行状況を整理する帳簿を備えているか。
4	領収書等の証拠書類は、関係帳票とともに保管されているか。
5	出納検査は、管理職以上の者が毎月関係帳簿等に検査年月日を記入し、押印するか又は内容を文書化して保存することで行っているか。
6	出納検査は、帳簿等と支出書類、預金通帳等による金銭の出し入れをチェックすること等で行っているか。
7	経理の状況と通帳が一致しているか。
8	現金を金融機関に預金するか、堅牢な金庫に保管しているか。
9	届出印保管者は管理職以上の者とし、通帳保管者と別人になっているか。
10	会計事務の処理等に関する規程を定めているか。
11	備品は、台帳等を備えることにより管理されているか。
12	賃金、旅費等の支出基準を定めているか。
13	契約書等の作成基準を定めているか。
14	団体の予算や事業計画などが団体としての意思決定を経ているか。
15	事業報告書、収支決算書を作成しているか。
16	監査機能を整備しているか。
17	事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
18	補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を 5 年間保存しているか。

【意見】点検表添付の義務付けについて

補助金および負担金の交付先団体における管理体制などをチェックする「補助金・負担金交付事業に係る事務処理点検表」は有用なものであり、これの活用を徹底するのであれば、補助金・負担金の確定精算時の起案書に添付することを義務付けするのが妥当である

と考える。ただし、補助金および負担金は他部局にも多数あるため、義務付けとする場合は全庁的な見直しとなることが考えられる。なお、今回の監査で閲覧した起案書に添付されていた点検表には、説明不足や記載漏れのものがあり、義務付けする場合には取扱いに十分に注意を払い有効な資料としなければならない。

第3 現場視察等

経済観光部の各課および経済観光部が管轄している施設を以下の日程で視察し、備品の管理状況、施設の利用状況などを調べた。

なお、経済観光部の組織には旭山動物園が含まれているものの、旭山動物園の運営は特別会計で行われているため、本外部監査の対象ではない。

視察日	場 所
平成 26 年 8 月 11 日	経済総務課、産業振興課、企業立地課、旭川市工芸センター
平成 26 年 8 月 12 日	観光課、観光案内所
平成 26 年 8 月 13 日	旭川市工業技術センター
平成 26 年 11 月 7 日 平成 27 年 1 月 19 日	経済交流課

また、8月11日から13日に経済観光部が所管している不動産を視察し現況を確かめるとともに、旭川市工芸センターおよび旭川市工業技術センターを視察した際には金庫内の現金、預金通帳、入金領収書などを実査した。

旭川市工芸センターおよび旭川市工業技術センターは、平成 20 年度の包括外部監査「施設の管理について」で取り上げられており、その時の意見および指摘へのその後の対応状況についても記載した。また両センターの収支状況および利用状況は、平成 20 年度の包括外部監査の報告書で掲げられた平成 18 年度および平成 19 年度の状況と、最近 2 年度の状況を比較する形で記載した。

現場視察等を行った箇所の所在は、次のとおり。

なお、経済観光部が所管している不動産については 129 頁「4. 経済観光部所管の不動産」にて記載している。

課所		住所	備考
旭川市工芸センター		旭川市緑が丘東1条3丁目	旭川リサーチセンター内
旭川市工業技術センター		旭川市工業団地3条2丁目	旭川工業団地内
経済総務課		旭川市6条通10丁目	市役所第3庁舎3階
経済交流課		旭川市神楽4条6丁目	道北地域旭川地場産業振興センター（道の駅あさひかわ）2階
産業振興課		旭川市緑が丘東1条3丁目	旭川リサーチセンター2階
企業立地課		同上	同上
観光課		旭川市5条通7丁目	旭川フードテラス2階
観光案内所	旭川総合観光情報センター	同上	同上
	旭川観光物産情報センター	旭川市宮下通西	JR 旭川駅東コンコース
	旭山動物園 観光情報センター	旭川市東旭川町倉沼	旭山動物園内

1. 旭川市工芸センター

(1) 施設の概要

設置目的	旭川の主要産業である木工芸および窯業の生産技術向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これらの工業の振興発展に寄与することを目的とする。			
設置根拠	旭川市工芸センター条例			
設置年月日	昭和 9 年 4 月	増改築		—
建設費	新築時	(不明)	増改築時	(不明)
規模・構造	延床面積 1,900.55 m ² 事務室 101.13 m ² ミーティング室 33.94 m ² 技術開発室 203.40 m ² 機械加工室 363.93 m ² 等			
利用対象者	旭川地域の木工芸および窯業企業			
事業内容	①情報収集提供 ②人材育成 ③技術開発 ④製品開発 ⑤試験分析 ⑥販売促進支援			
運営方法	直営（平成 25 年度：正職員 13 人・嘱託職員 2 人）			
料金制度	使用料、その他（試験手数料、工芸生産品売払収入）			
類似施設	なし			

(2) 沿革

- 昭和 9 年 4 月 技術指導機関として、木工、窯業、農産加工を含む旭川市立産業指導所が設置される。
- 昭和 18 年 3 月 第 2 次世界大戦のため、産業指導所を廃止。
- 昭和 21 年 1 月 業界の要望、地域の特殊性を生かすため常磐公園内に旭川市窯業指導所が設置される。
- 昭和 23 年 10 月 旭川市共同作業所が設置される。
- 昭和 30 年 4 月 旭川市共同作業所を廃止して旭川市木工芸指導所が設置される。
- 昭和 42 年 4 月 窯業指導所の施設狭あい、立地条件等から木工芸指導所敷地内へ新築移転。
- 昭和 51 年 5 月 木工芸指導所、窯業指導所を統合し旭川市工芸指導所と改称。
- 平成 8 年 4 月 施設・設備の老朽化により、豊岡 3 条 3 丁目から現在地に移転。
- 平成 9 年 12 月 旭川市工芸センターと改称。

(3) 収支の状況

収支状況を平成 20 年度包括外部監査の結果報告時の平成 18 年度および平成 19 年度と最近 2 年度で比較すると、次のとおり。（平成 24 年度および平成 25 年度決算は市作成資料より転記。千円単位未満四捨五入。）

(単位：千円)

年度 内訳			平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)	
収入	使用料		1,639	1,482	2,427	2,800	
	その他		391	450	373	277	
	合計 (A)		2,030	1,932	2,800	3,077	
支出	人 件 費	正職員	97,513	105,882	95,368	95,316	
		その他	4,687	3,280	3,340	2,966	
		小計	102,200	109,162	98,708	98,282	
	需 用 費	燃料費	0	0	0	0	
		光熱水費	2,479	2,279	2,509	2,498	
		修繕費	279	371	223	324	
		その他	852	795	452	538	
		小計	3,610	3,445	3,184	3,360	
	委託料		0	0	0	0	
	使用料賃借料		84,750	85,241	61,060	60,846	
	工事請負費		0	0	0	0	
	その他		1,884	1,804	956	1,141	
	合計 (B)		192,444	199,652	163,908	163,629	
	減価償却費 (C) (※)			0	0	0	0
	差 し 引 き 行 政 コ ス ト (A) - { (B) + (C) }			△190,414	△197,720	△ 161,108	△160,552
年間利用者数 (人数は不明)			1,470 件 +523 人	1,323 件 +500 人	1,651 件 +665 人	1,634 件 +371 人	
利用者 1 人当たりの行政コスト			—	—	—	—	

(※) 建物は賃借しており、比較的高額な機械・備品も相当以前に取得したものが多いため、省略した。

使用料は、利用者数の増加に伴い増加している。平成 24 年度の年間利用者数よりも平成 25 年度の年間利用者数の方が少ない、一方、使用料を徴収する機械使用実績については、平成 24 年度 1,081 件、平成 25 年度 1,209 件と増加していることから収入増となっている。

使用料及び賃借料は、(一財) 旭川産業創造プラザに対して支払う賃借料であり、平成 20 年度まで 79,800 千円 (税別) であった。しかし、平成 21 年度から 57,000 千円 (税別) に減額されたことにより、減少している。

(4) 利用状況

利用状況を平成 18 年度および平成 19 年度と、最近 2 年度で比較すると、次のとおり。

内訳 \ 年度	平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
総利用件数	1,484 件	1,344 件	1,651 件	1,634 件
(うち免除利用分)	—	—	—	—
(うち減額利用分)	—	—	—	—
各室利用率	(不明)	(不明)	(不明)	(不明)

(5) 公共施設評価の結果

平成 25 年度の公共施設評価の結果は、次のとおり。

評価主体	評価結果	説明
各部局	A	地域のものづくり産業の振興による「地域外からの資金等の獲得」及び「雇用の安定化」を図るため、家具、建具、クラフト、陶磁器関係等を技術、人材育成、販路開拓の面で支援する当センターの役割は重要であり、かつ、ものづくり総合支援センターの構成機関として、異分野との連携による製品開発等、他の構成機関と連携したものづくり支援に重点的に取り組んでいく必要がある。
行政評価委員会	B	試験分析以外にも人材育成や販売促進など多くの事業を行っているが、工芸センターが担うべき役割を検証し、今後は、費用対効果も考慮しながら、業界を支援するための効果的・効率的な手法を検討すること。
最終評価	B	工芸センターが担うべき役割や範囲を検証し、今後は、費用対効果も考慮しながら、業界を支援するための効果的・効率的な取組について検討すること。

(注) A・・・現行どおり B・・・要改善 C・・・廃止すべき

(6) 平成 20 年度包括外部監査

平成 20 年度包括外部監査「施設の管理について」にて、工芸センターにおいて遊休資産については使用見込みがないのであれば早急に処分方法を検討すべきとの指摘を受けている。平成 20 年度包括外部監査において指摘を受けた備品の処理状況は、次のとおり。

備品番号	品名	取得年月	金額	処理状況
24997	電子計算機	昭和 62 年 11 月	11,600 千円	平成 21 年度廃棄済み。
25083	光造形システム	平成 11 年 1 月	16,162 千円	平成 26 年 12 月廃棄済み。

(7) 監査結果

工芸センターの視察の結果、次の指摘がある。

【指摘】

① 簿外現金について

現金受払簿に記録されていない簿外現金 2,363 円とこの簿外現金の記録簿が存在した。このような簿外現金が存在する理由および記録簿の内容の精査を求めたところ、次の回答を得た。

ア. この簿外現金は平成 19 年以前からお茶代など職員の福利厚生的な目的に使用していたものであるが、平成 19 年度から金庫現金の釣り銭が不足した場合や金庫現金の残高に過不足があった場合の調整に使われるようになった。

イ. 入出金内容を精査した結果、旭川市の会計として処理されるべきであった事案は、次のとおり。

日付	収入	支出	内容
平成 19 年 5 月 16 日	—	10	金庫現金不足の補填
平成 23 年 5 月 18 日	270	—	収入調定もれ
平成 23 年 6 月 22 日	730	—	収入調定もれ
平成 23 年 7 月 25 日	100	—	収入調定もれ
平成 23 年 10 月 17 日	—	100	金庫現金不足の補填
平成 23 年 12 月 22 日	—	294	消耗品費で処理すべきもの
平成 24 年（月日不明）	—	10	金庫現金不足の補填
平成 25 年 12 月 27 日	—	200	金庫現金不足の補填
平成 26 年 2 月 7 日	—	210	消耗品費で購入すべきもの

ウ. 金庫の釣り銭不足分を職員が立て替え、精算もれしたものは、次のとおり。

日付	収入	支出	内容
平成 23 年 11 月 14 日	500	—	金庫現金過大（釣り銭職員立替）
平成 25 年 1 月 17 日	10	—	金庫現金過大（釣り銭職員立替）
平成 25 年 3 月 29 日	1,100	—	金庫現金過大（釣り銭職員立替）
平成 26 年 4 月 12 日	470	—	金庫現金過大（釣り銭職員立替）

エ. 釣り銭不足の際に安易に職員が立て替えしていたこと、帳簿残高と現金が不一致だった場合に事故報告をせず安易に現金補填を行っていたこと、および出納業務のチェック機能が働いていなかったことなどを原因として発生したものである。

オ. 収入調定もれについては速やかに収入調定処理をし、職員立替金について返却を検討する。

カ．平成 26 年 8 月 13 日より利用料・手数料の現金による収納および資金前渡現金（釣り銭）の取扱いを廃止し、納付書交付によって収納手続きすることとし、現金を所持しないこととした。また、資金前渡を受けている現金は、8 月末をもって精算・返還処理する。

簿外現金が存在することで公金を適正に管理する意識が薄くなり、いつのまにか公金と私金の区別がつかなくなってしまうものである。今回は、発覚後速やかに原因調査、対応、再発防止策の実行がなされているとしても、今回のことが重大な問題であることを職員に徹底し、他部署において同様の問題が発生しないようにすることが重要である。

② 備品・試作品の管理不備について

備品管理台帳に基づいて現物確認を実施した結果、次の事項があった。

ア．備品の現物確認ができなかったもの

備品番号	品名規格等	取得年月	金額	備考
74688	磁気ディスク装置	平成 14 年 11 月	50,180 円	所在不明。

現物の所在について調査を求めたところ、平成 25 年 3 月末に故障のため廃棄予定としていたが、職員間の連絡ミスにより備品登録抹消手続きを行っていないにもかかわらず、備品登録抹消済みであると思いこみ、平成 26 年 7 月に現物を廃棄してしまったとの回答を得た。また、再発防止策として備品管理台帳と現物の突合作業は所属長と担当者の 2 名以上で実施し、備品設置場所の移動や廃棄の際も 2 名以上の体制で実施するように改善するとの回答を得た。

しかし、所在不明備品があったことは、正式な手続きである備品登録抹消手続きを行わずに廃棄処理をしたことに問題がある。更に、現物実査を行った結果、工芸センターの備品管理方法にそもそもの不備がある。それは、廃棄のための予算がつくまで備品登録抹消手続きを行った備品も廃棄されずに、廃棄予定としてまとめて保管している。しかし、この廃棄予定として保管されている備品には、既に抹消手続きを行った備品と管理台帳に記載されている備品が混在していたため、個々の備品を確認することを困難にしていた。廃棄予定の備品も含めすべての備品を精査し、備品登録抹消手続きを行った備品、備品登録抹消手続きは行っていないがすでに使用できない備品は、それと分かるようにシールを貼り、区別して管理しなければならない。

これに対しては、備品の管理方法を次のとおり見直したとの回答を得ている。

- ・ 工場、試験室内の備品に色付きのシールまたはテープを貼付
- ・ 箱等に収納している備品は、本体のほか箱にも備品番号および色付きのシールまたはテープを貼付
- ・ 外観から確認できない扉内に収納している備品は、扉の前面および収納場所に備品名および番号を記したテープを貼付
- ・ 機器類の備品番号シールの位置を電源または操作盤の近くに統一
- ・ 廃棄予定の備品はその旨記したシールを貼付け、廃棄処理時に備品台帳から削除

イ. 管理台帳上の保管場所と実際の保管場所が異なっているもの

備品番号	品名規格等	取得年月	金額	備考
74765	試験機器、体圧分布測定装置	平成 14 年 11 月	2,730,000 円	台帳では製品試験室保管であるが実際は企画開発室にあり。
25053	ハンドサンダー	昭和 45 年 1 月	25,000 円	台帳では塗装室保管であるが実際は技術相談室にあり。
25114	上皿手動ばかり	昭和 42 年 6 月	44,880 円	台帳では木材乾燥室保管であるが実際は窯業室にあり。

保管場所を変更するときは備品管理担当者に知らせつど管理台帳を変更するとともに、定期的に棚卸を行い管理台帳の変更もれがないか確認する必要がある。

これに対して、台帳上の保管場所と実際の保管場所の相違を再確認し、台帳を修正するとともに、職員に保管場所変更時の報告徹底の指導を行ったとの回答を得ている。

ウ. 備品番号シールの貼り付けがないもの

備品番号	品名規格等	取得年月	金額	備考
25036	ルーター、実験機工具一式	平成 9 年 3 月	178,700 円	大きさの異なるいくつかの工具が一式で登録されているため。
25041	サンダー、電動サンドペーパー、100φ	平成 4 年 7 月	26,000 円	部品のため使用中に剥がれたもの。
25187	計測作図用機械器具、支点用 2コ、荷重用 1コなど	昭和 54 年 10 月	99,800 円	各種の重りがまとめて登録されているため。
25180	自動温湿度計	昭和 54 年 6 月	206,000 円	乾燥機に組み込まれているため。

すべての工具などに備品シールを貼ることが困難な場合には、置き場所を一箇所にすとか、備品番号に枝番を付けるとかなどの工夫が必要である。

これに対して、備品番号シールを貼付けまたは機器本体に記入するとともに、一式で登録している工具や刃物等シールを貼付けすることが困難な備品は、箱や棚にまとめて管理することとしたとの回答を得ている。

エ. 備品登録されているが使用見込みがほとんどないもの

備品番号	品名規格等	取得年月	金額	備考
25151	切削抵抗測定器、研削動力測定装置	昭和 55 年 11 月	200,000 円	使用する機会がないもの。
25181	熱電対温度計、FT1200 度	昭和 43 年 11 月	241,400 円	同上。

使用見込みがなければ廃棄・売却を検討すべきである。

これに対して、上記備品については使用見込みがないため、金属くずとして売却の手段中であるとの回答を得ている。

オ. 備品台帳から削除され廃棄待ちのもの

塗装室に恒温恒湿機（廃棄前の備品番号 25120）があった。これは備品台帳から削除された廃棄待ちのものである。削除済みで廃棄待ちであることが分かるように明示し、他の備品と混在することがないようにまとめて保管すべきである。

これに対して、上記備品については売却の手段中であるとの回答を得ている。また、廃棄予定の備品はその旨記したシールを貼付け、廃棄処理時に備品台帳から削除するよう管理方法を見直したとの回答を得ている。

カ. 備品と試作品の区別について

工芸センターで製作した試作品については、整理番号を付して台帳管理している。しかし、備品と試作品を一目で区別することが難しく、備品管理台帳の記載もれか否か分かりにくい。一度精査した上で整理すべきである。

これに対して、試作品は、従来より「家具・建具」「小木工」「窯業」の項目ごとに写真付きの台帳および一覧表により管理している。これに加えて、工場および試験室内の備品には色付きのシールまたはテープを貼付けることとしたとの回答を得ている。

2. 旭川市工業技術センター

(1) 施設の概要

設置目的	本市の工業技術の向上を図り、産業の振興に寄与することを目的とする。			
設置根拠	旭川市工業技術センター条例			
設置年月日	平成元年 4 月	増改築	—	
建設費	新築時	833,849 千円 (内訳) 建設工事費 553,990、機器購入費 143,722、用地取得費 136,137 (財源) 市債 467,400、一般財源 142,329、道補助金 60,000、日本自転車振興会補助金 104,600、その他 59,520	増改築時	—
規模・構造	規模：敷地面積 14,975 m ² 、建築面積 1,662 m ² 、延床面積 2,651 m ² 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て 他：機械工作室、実習試験室、材料試験室、特殊加工室、精密測定室、顕微鏡室、会議室等			
利用対象者	機械金属製造業及び関連業界			
事業内容	①試験・検査及び測定 ②技術指導及び新技術の導入促進 ③講習会・研修会等の開催 ④技術開発及び共同研究 ⑤技術情報の収集及び提供 ⑥機械金属工業関係団体の指導・育成			
運営方法	直営（平成 25 年度：正職員 5 人・嘱託職員 3 人・臨時職員 1 人） （一部業務委託：清掃業務、機械警備業務、レーザー加工機保守点検業務他を委託）			
料金制度	使用料、その他（試験手数料など）			
類似施設	なし			

(2) 沿革

- 昭和 56 年 3 月 地場資源活用調査懇話会より、業種別振興策及び試験研究機関についての提言が出される。
- 昭和 57 年 10 月 市内機械金属関係団体より、技術センター建設の陳情。
- 昭和 60 年 4 月 「旭川工業技術センター建設に関する基本構想・基本設計」が旭川機械金属工業振興会・旭川工業技術センター建設委員会によりまとめられる。
- 昭和 60 年 10 月 旭川機械金属工業振興会より、技術センター建設実現の請願。
- 昭和 63 年 7 月 旭川工業団地内に建設用地を取得。
- 昭和 63 年 10 月 旭川市工業技術センターの建設着工。
- 平成元年 4 月 旭川市工業技術センター開所・業務開始。

(3) 収支の状況

収支状況を平成 20 年度包括外部監査の結果報告時の平成 18 年度および平成 19 年度と最近 2 年度で比較すると、次のとおり。(平成 24 年度および平成 25 年度決算は市作成資料より転記。千円単位未満四捨五入。)

(単位：千円)

年度 内訳		平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)	
収 入	使用料		5,220	5,340	4,312	4,854
	その他		4,646	5,197	3,628	3,589
	合計 (A)		9,866	10,537	7,940	8,443
支 出	人 件 費	正職員	37,505	37,815	36,680	36,660
		その他	7,931	7,931	9,493	9,481
		小計	45,436	45,746	46,173	46,141
	需 用 費	燃料費	1,857	2,606	2,619	2,577
		光熱水費	2,721	2,718	2,885	2,668
		修繕費	673	1,650	342	650
		その他	1,971	1,871	1,141	1,144
		小計	7,222	8,845	6,987	7,039
	委託料		8,494	9,319	7,287	7,323
	使用料賃借料		454	481	1,843	1,992
	工事請負費		0	1,869	7,282	—
	その他		3,397	3,201	2,058	1,742
	合計 (B)		65,003	68,461	71,630	64,237
	減価償却費 (C) (※)		11,080	11,080	11,080	11,080
	差 し 引 き 行 政 コ ス ト (A)－{(B)+(C)}		△66,217	△69,004	△74,770	△66,874
年間利用者数		3,816	4,127	12,224	7,154	
利用者 1 人当たりの行政コスト		17,352 円	16,720 円	6,116 円	9,347 円	

(※) 減価償却費は簡便的に、定額法(耐用年数 50 年 残存価額 0 円)で算定した。

建物の取得価額 553,990 千円(建設工事費)÷50=11,080 千円

使用料及び賃借料は、平成 21 年 12 月 15 日から平成 27 年 12 月 14 日の 6 年契約で蛍光 X 線分析装置を 1,546 千円で賃借したことにより増加している。

平成 24 年度の工事請負費は、屋根回収など建物修繕にかかる支出である。

(4) 利用状況

利用状況を平成 18 年度および平成 19 年度と最近 2 年度で比較すると、次のとおり。

年度 内訳		平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
総利用件数		3,816	4,127	12,224	7,154
(うち免除利用分)		10	9	1,344	744
(うち減額利用分)		0	0	0	0
各 利 用 室 率	視聴覚室	43%	60%	10%	4%
	会議室	21%	35%	4%	8%
	実習試験室	15%	19%	3%	5%

(5) 公共施設評価の結果

平成 25 年度の公共施設評価の結果は、次のとおり。

評価主体	評価結果	説明
各部局	A	今後、地域の機械金属製造業及び関連業界が、競争力のある企業として生き残り、地域の製造品出荷額等の増につなげるため、計画的な先端機器への更新、技術スタッフの能力向上を進め、試験・分析、技術指導機関としての機能と体制を構築するとともに、機械製造業に関連する農業、食品、家具、木工、建築、設備、環境機器、新エネルギー等の他業界を含めた新製品、新技術創出、品質向上のための相談窓口機能、取りまとめ、支援、育成機能を担い、業界の振興を図る積極的な活動を行い、ものづくり技術の総合支援センターの役割を担う必要がある。
行政評価委員会	B	試験等依頼件数や技術指導相談件数が低調に推移している現状を踏まえて、今後、業界のニーズや工業技術センターが果たすことのできる役割を検証し、業界を支援するための効果的・効率的な手法を検討すること。 また、会議室等の利用率が低調であることから、今後、PRに努めるほか、業界以外の利用者拡大に向けた取組も進めること。
最終評価	B	業界のニーズや工業技術センターが果たすことのできる役割を検証し、業界を支援するための効果的・効率的な取組について検討すること。 また、試験等依頼件数や会議室の利用が低調であることから、利用率の向上に向けて取組を進めること。

(注) A・・・現行どおり B・・・要改善 C・・・廃止すべき

(6) 平成 20 年度包括外部監査

平成 20 年度包括外部監査「施設の管理について」で、工業技術センターにおける指摘事項または意見に対する措置状況を確認したところ、以下のとおり適正に措置・検討されていた。

指摘事項または意見	措置状況
清算済み第三セクターである旭川工業団地開発株式会社の決算書や元帳などの帳簿書類がダンボール箱に入って図書室に置かれていたので、早急に保管場所と保管方法を見直す必要がある。(指摘事項)	現在は施設 1 階備品庫を保管場所として、施設の上、一般来館者は立ち入ることができないよう管理している。
施設 2 階を中心にほとんど利用されなくなった部屋が散見された。空きスペースをまとめ外部に貸し出すことができないか、空きスペースを有効活用する方法を検討する必要がある。(意見)	図書室(旧機械設計室)は、平成 25 年 12 月 9 日から旭川工業団地協同組合に貸し出しを開始している。 多目的室は、平成 26 年 5 月 23 日から旭川塗装工業協同組合および旭川板金工業協同組合に貸し出しを開始している。 メカトロニクス室は、職員による技術講習会の開催、ものづくりサマーキャンプでの実習などに活用している。 計算機室は、平成 26 年 10 月 15 日よりインキュベートルームを開設し創業者支援の一端として活用している。

(7) 監査結果

工業技術センターの視察の結果、次の指摘がある。

【指摘】

① 使用できない領収証の保管について

耐火金庫内に機械等使用料の整理票(領収証書)1冊(No.004656 50 枚綴 2 枚複写)、試験等手数料の整理票(領収証書)4冊(No.0046563~004666 50 枚綴 2 枚複写)が保管されていた。現金出納員欄に前任のセンター長名のゴム印が押印されており、使用できないものである。

事務処理の効率化のため予めゴム印を押印するとしても、使用頻度を考慮して必要な分だけ押印するべきである。

また、センター長が交代したことにより使用できない領収証書であっても、第三者が入手すれば正式な領収証書と受け取られるため、早急に返却あるいは廃棄処理を行わなければならない。

これに対して、使用できない領収証については、廃棄処理を行ったとの回答を得ている。

② 備品の管理不備について

備品の現物実査を行った結果、次の不備が発見された。イとウについては、内部で実施する棚卸において発見されるべきものであり、棚卸方法を再検討しなければならない。
ア. 備品登録されているが長期間（担当者の回答では少なくとも 10 年以上）使用されていないもの

備品番号	品名規格等	数量	金額	備考
26107～ 26117	試験台（アルミ技術試験検定用台）	11 台	計 748,100 円	使用可能であるがアルミ技術試験がなく長期にわたり使用されていない。

これらの試験台は大きいため屋外にて保管されている。錆びているものの使用は可能であり、売却・廃棄を行えば必要なときにアルミ技術試験が実施できなくなること、当該備品を保有することによる行政コストは 0 円であることから、現状のまま保管することとしたいとの回答を得ている。

イ. 現物があり備品登録されていないもの

備品番号	品名規格等	数量	金額	備考
25799 25800	テーブル（ウチダ C-U188N）	2 台	48,500 円/台	計算機室には 4 台同じものがあったが備品登録は 2 台のみ。

2 台分の登録がなかったため確認を依頼したところ、備品登録もれであり備品登録を行ったとの回答を得ている。

ウ. 備品番号シールと台帳の備品番号相違

備品番号	品名規格等	保管場所	金額	備考
92491	ガス溶接機（ダイヘン炭酸ガスデジタルインバータ）	機械工作室	664,100 円	機械に貼ってある番号と相違。
92495	ガス溶接機（ダイヘン炭酸ガスデジタルインバータ）	機械工作室	290,000 円	機械に貼ってある番号と相違。

確認を依頼したところ、正しい番号で貼り替えを行ったとの回答を得ている。

3. 経済総務課、経済交流課、産業振興課、企業立地課、観光課および観光案内所

それぞれが管理している備品等について現物確認を行ったところ、次の事項が認められた。

(1) 経済総務課

【指摘】

次の不備があり監査人の指摘後、すべて是正への対応済みであるとの回答を得ている。

備品番号	品名規格等	保管場所	不備内容	対応状況
0024212	その他の法令（労働六法②）	雇用労政係	シールがはがれており番号確認不能。	対応済み。
—	肘付いす	宮崎	いす交換後付番もれ。	対応済み。
0089628	スチール製書棚	備品番号 0089634 横	書棚にシールが貼っていて配置図に記載されている。しかし備品管理台帳に登録なし。	対応済み。

現物確認において、事務用回転いす（チトセ）（新番号：0070431、旧番号：01. 01. 02. 66. 107）とテレビ（ナショナル 19 型 TH-19VI）（新番号：0024207、旧番号：5. 3. 1. 627）は、旧番号のシールのみ貼られていたため備品台帳との一致を確認できなかった。しかし新番号シールに貼り替えなければならないという規定がないため、指摘事項とはしていない。なお、いずれも新番号シールに貼り替えを行ったとの回答を得ている。

(2) 経済交流課

【指摘】

次の不備が見受けられたので早急に措置すべきである。

備品番号	品名規格等	保管場所	不備内容	対応状況
112470 112471	カウンター（コクヨ CO-D(B)H8F1N）	経済交流課	平成 26 年 10 月 29 日備品移動申請済で備品管理台帳に記載あり。	対応済み。
116070	テント（アルミワンタッチテント トーエイライト）	経済交流課	修理見積りのために持出し中で現物の確認ができなかった。払出簿を作成するのが望ましい。	対応済み。
156260	スクリーン（ケーアイシー製スクリーン大型）	まちなかぶんか小屋	平成 26 年 7 月 16 日受入で備品シールなし。他の同日受入分は備品シールあり。	対応済み。
77772	テーブル（シラカバ材 工芸センター）	まちなか交流館（貸付）	①まちなか交流館所有の備品に経済交流課の備品シールが貼られていた。	①について以下に記載のとおり。
77773 ～77778	その他のいす（シラカバ材 扇形 工芸センター）6 脚		②77774 のシールがはがれており番号確認不能。 ③市の貸付物品はまちなか交流館	

			の物品庫に保管され、ここ数年間は利用されていないとのことだった。契約更新のつど貸付物品の使用状況を確認し、使用されていない物品は返却してもらうべきである。	
--	--	--	---	--

まちなか交流館所有のテーブルといすに市の備品シールが貼られていた原因については、市およびまちなか交流館の担当者が変わっているため詳細は不明であるものの、平成 25 年 4 月のまちなか交流館の引っ越しが原因の一つと考えられるとのことであり、経済交流課からは、今後は貸付物品の一覧に写真や配置図を添付し、備品の内容を明確にすることで備品管理の適正化を図っていく、との回答を得ている。

また、平成 27 年 1 月 19 日に現物確認し、まちなか交流館所有の当該備品から市の備品シールをはがし是正されていること、および市の貸付物品が物品庫に保管されていることを確認した。

ただし、②に記載のとおり 77774 についてはシールがはがれており番号確認ができなかった。

(3) 産業振興課

特に指摘すべき事項はない。

(4) 企業立地課

特に指摘すべき事項はない。

(5) 観光課

【指摘】

次の不備があり監査人の指摘後、すべて対応済みであるとの回答を得ている。

備品番号	品名規格等	保管場所	不備内容	対応状況
1160102	スクリーン（泉モバイルスクリーン）	多目的室	シールがはがれており番号確認不能	対応済み。
116013	テレビ（TOSHIBA 40 インチ）	総合観光情報	シールがはがれており番号確認不能	対応済み。
115370	その他の遊具	多目的室	シールの備品番号は 145370、備品管理台帳は 115370	対応済み。

(6) 観光案内所

特に指摘すべき事項はない。

4. 経済観光部所管の不動産

経済観光部が所管している不動産について一覧表の提示を受け、それに基づいて現況を視察した。視察した不動産とその使用状況および今後の予定は、次のとおり。

種別	番号	名称	所在地	面積 (㎡)	取得年月	取得金額 (千円)	使用 状況	今後の 予定
建物	2703	あさひかわ若者サポ ートステーション貸 付地	東光 6-4	470.85	昭和 38 年 3 月	11,760	遊休	未定
建物	2704			131.58	昭和 39 年 8 月	2,340		
土地	9388			1,521.00	※1 ー	68,951		
建物	2706	旭川共同職業訓練セ ンター貸付地	東光 6-4	563.64	昭和 53 年 12 月	49,995	遊休	未定
土地	9387			936.00	※1 ー	42,431		
建物	2808	鉄工団地福祉センタ ー	永 山 北 4-6	635.85	平成 15 年 1 月	10	賃貸	賃貸
土地	6230			1,652.96	※1 ー	24,242		
建物	2596	旭川工業技術センタ ー	工業団地 3-2	1,990.31	平成 1 年 3 月	399,673	使用	使用
建物	2597			661.16	平成 1 年 3 月	132,767		
建物	3221			19.29	平成 26 年 7 月	850		
土地	2311			14,975.00	※1 ー	81,613		
建物	221	商工部資材庫及びイ ベント作業分室	中常盤町 3	320.76	平成 9 年 9 月	※2 ー	遊休	未定
建物	2990	神居古潭石狩川左岸 河川敷トイレ	神居町神 居古潭	23.47	平成 17 年 10 月	※2 ー	使用	使用
建物	3012	旭山動物園観光情報 センター・サポート センター	東旭川町 倉沼	34.81	平成 18 年 4 月	5,995	使用	使用
建物	3042	見本林簡易式バイオ トイレ	神楽 7-9	13.04	平成 11 年 8 月	9,501	使用	使用
建物	3136	旭川観光物産情報セ ンター	宮前通西	1,038.09	平成 24 年 1 月	262,372	使用	使用
土地	9709	道北労福センター貸 付地	4条西6丁 目	1,141.75	※1 ー	69,580	賃貸	賃貸
土地	6206	旭川産業創造プラザ 貸付地	緑が丘東 1-3	10,315.70	※1 ー	108,314	賃貸	賃貸
土地	9706	観光課眺望用地	西神楽 3 線 30 号	2,837.53	※1 ー	340	使用	使用

※1 土地一覧に取得年月日の記載がないため「ー」としている。

※2 取得金額は0円である。

【指摘】 今後の予定が具体的にない遊休資産について

あさひかわ若者サポートステーション貸付地は平成26年9月30日まで非営利活動法人ワーカーズコープに無償貸付されていた。現在は返還を受けており、平成26年度中に平屋建物の解体を行う予定である。また、旭川共同職業訓練センター貸付地は、平成26年8月31日まで旭川共同職業訓練センター運営委員会に無償貸付され、現在は返還を受け使用していない。さらに、商工部資材庫およびイベント作業分室は経済観光部で倉庫として使用していたところ、現在は使用していない。

これらは比較的良い場所にあることから資産の有効活用または売却を検討するべきである。

【意見】 契約書における面積相違について

道北労福センター貸付地の面積は1,141.75㎡であるが、賃貸契約書は1,141.35㎡となっており不一致となっている。貸付期間中に合筆により地積増となったためであり、監査人の指摘に対して、次回契約更新時に合筆後の面積で契約を行うとの回答を得ている。

第3章 農業

旭川市一般会計の（款）農林水産業費は主に農政部で執行されている。他に嵐山レクリエーション施設等の計7施設に係わる事業費が市民生活部で執行されている。

第1 農政部の概要

1. 施策および事業

（1）施策

旭川市の農業は、豊かな水資源と肥沃な土地、気象条件に恵まれ、稲作を中心に畑作、野菜、果樹および畜産等幅広く農産物を生産し、我が国の「食料基地・北海道」の農業を支える重要な役割を果たしている。

基幹である稲作は、米産地として、生産性や品質の面で道内でもトップクラスに位置づけられており、売れる米づくりに向けて生産者・農業団体・行政が一丸となって種々の取組を進めている。

畑作や野菜では、良質な農作物を安定的に生産するため、集出荷体制の整備やほ場の基盤整備等を推進し、需要動向に即した品目を導入するなど、積極的な生産流通対策を講じてきており、また畜産は、家畜の資質向上や自給飼料の増産などを推進し、生産コストを引き下げ、経営の合理化に努めている。

しかしながら昨今、農業を取り巻く状況は、農業者の減少や高齢化、農産物価格の低迷など、厳しい環境におかれており、特に野菜の生産額についてはピーク時と比較して半減しているという危機的状況にあることから、この現状を打破するため、生産振興に必要な事業の展開を図っていく必要がある。

農政部は、旭川市の農業の発展に寄与することを目的とし、平成25年度においては基幹産業である「農業」の活性化の推進、「人」・「産地」の形成と「価値」向上に取り組むことを重点テーマとし、具体的には以下の目標を掲げて事業を実施した。

- ① 担い手の育成
- ② 産地づくり
- ③ クリーン農業の推進
- ④ 都市と農村の交流
- ⑤ 再生可能エネルギーの利活用

（2）事業

主な事業を分野で区分して示すと、次のとおり。

区分	主な事業	
	事業名	予算額（千円）
担い手の育成	今こそ就農・新規参入者応援事業費	15,011
	農業後継者等基本技術研修事業費	829
	青年就農給付金事業費	38,620
	人・農地プラン策定事業費	800
	経営体育成支援事業費	180,394

産地づくり	果樹産地強化支援事業費	2,280
	農地集積協力金交付事業費	30,000
	地力増強基盤整備事業費	10,000
	農産物等流通拡大支援事業費（クリーン農業の推進・都市と農村の交流にも関連）	4,030
	強い園芸産地づくり支援事業費（クリーン農業の推進にも関連）	2,440
クリーン農業の推進	土壌診断推進事業費	5,767
	クリーン農業技術試験研究事業費	2,550
	環境保全型農業直接支援対策事業費	5,950
都市と農村の交流	グリーン・ツーリズム推進事業費	2,883
再生可能エネルギーの利活用	小水力発電導入調査支援事業費	900

2. 組織および人員

平成 25 年 4 月 1 日現在、農政部の機構と人員は、次のとおり。

農政部	65 名	農政課	16 名	農政係	8 名
				経営支援係	7 名
		農業振興課	16 名	農畜産係	8 名
				園芸係	7 名
		農林整備課	19 名	事業係	4 名
				施設管理係	5 名
				耕地林務係	8 名
		農業センター	13 名	技術普及係	12 名

3. 事務分掌

農政部の各課および各係の事務分掌は、次のとおり。

農政部	【農政係】
農政課	・ 農業振興の企画及び調整に関すること ・ 農業振興整備計画に関すること ・ 農業振興のための情報収集及び調査分析に関すること ・ 農業団体に関すること ・ 農業災害に関すること ・ 江丹別若者の郷に関すること

	・ その他農業及び農村地域の振興に関する事 【経営支援係】 ・ 農業の担い手、農業青年及び農村女性の育成に関する事 ・ 新規就農の促進に関する事 ・ 農業資金の金融相談、調査及びあっせんに関する事 ・ 農業経営基盤の強化に関する事
農政部 農業振興課	【農畜産係】 ・ 米及び畑作物の生産流通に関する事 ・ 米穀の生産調整に関する事 ・ 生産組織に関する事 ・ 鳥獣による農業被害に関する事 ・ 農作業の安全対策に関する事 ・ 酪農の振興に関する事 ・ 肉用牛及び馬の生産振興に関する事 ・ 養豚、養鶏その他中小家畜の生産振興に関する事 ・ 市営牧場の管理運営に関する事 ・ 肉畜及び生産物の消費流通に関する事 ・ 畜産環境及び家畜の保健衛生に関する事 ・ 地方競馬に関する事 【園芸係】 ・ 野菜・花き及び果樹の生産流通に関する事 ・ 農産加工の振興に関する事 ・ 地産地消の推進に関する事 ・ 農産物の安全及び安心に関する事 ・ 内水面漁業に関する事
農政部 農林整備課	【事業係】 ・ 農業農村整備の調査、計画及び補助金交付申請等に関する事 ・ 土地改良区に関する事 ・ 土地改良財産に関する事 ・ その他農業農村整備に関する事 【施設管理係】 ・ 農業用施設等の維持管理に関する事 ・ 農村公園に関する事 ・ 所管工事の調査、計画、設計及び施工に関する事 ・ 所管工事の設計図書の審査、監督及び検定に関する事 【耕地林務係】 ・ 農業農村整備の事業の施行に関する事

	・ 農用地及び農業用施設の防災及び災害復旧に関すること ・ 林業の振興及び林業団体に関すること ・ 森林整備計画及び森林施業計画に関すること ・ 林野火災の予消防に関すること ・ 林道及び治山事業に関すること ・ 市有林及び附帯施設の維持管理に関すること ・ 所管工事の調査、計画、設計及び施工に関すること ・ 所管工事の設計図書の審査、監督及び検定に関すること
農政部 農業センター	【技術普及係】 ・ 各種事業の企画及び実施に関すること ・ 農業に係る資料及び情報の収集並びに提供並びに相談に関すること ・ センターの使用に関すること ・ その他センターに関すること ・ 野菜、花き等の生産技術に係る調査、研究開発及び普及に関すること ・ 優良種苗の導入、保存、生産及び改良に関すること ・ 依頼された試料の分析及び検査の実施に関すること ・ 技術普及に係る研修会、検討会等の開催に関すること
農業委員会 事務局	【事務係】 ・ 総会、農地部会、農政部会の会議及び議事録に関すること ・ 農業振興に係る建議、要望に関すること ・ 農業の担い手対策に関すること ・ 農業生産法人に関すること ・ 農業者年金に関すること ・ 農業情報の提供に関すること ・ 許可証、受理通知書及び証明書の交付に関すること 【農地係】 ・ 農地等の権利移動に関すること ・ 小作地の所有制限等に関すること ・ 農地等の利用関係の調整に関すること ・ 農業経営基盤強化促進事業に関すること ・ 農地の転用に関すること ・ 農地の無断転用の防止等に関すること ・ 国有農地等に関すること ・ 現況地目の証明等に関すること ・ 和解の仲介に関すること ・ 農地相談に関すること ・ 農地移動調査、統計等に関すること

4. 農政部に係る歳出

(単位：千円)

款	項	目	予算（補正・流用後）	決算	不用額	執行率	備考
総務費	総務管理費	財産管理費	79,149	54,060	25,088	68.3%	※1
農林水産業費	農業費	農業振興費	419,185	316,794	102,390	75.6%	※2
		農産園芸振興費	64,185	45,067	19,117	70.2%	※3
		農業センター費	70,372	67,878	2,493	96.5%	
		畜産業費	30,640	27,101	3,538	88.5%	
		農地改良費	460,870	401,843	59,026	87.2%	※4
		農村施設管理費	29,093	29,092	0	100.0%	
	林業費	林業振興費	38,903	31,135	7,767	80.0%	※5
小計			1,192,397	972,975	219,421	81.6%	
労働費	労働費	市有施設維持補修費	4,773	4,773	-	100.0%	
合計			1,197,170	977,748	219,421	81.7%	

不用額が5百万円以上のものの主な理由は、次のとおり。

	事業名	不用額 (千円)	不用額の主な理由
※1	明日のもり事業費	23,537	・鉄甲山線林業専用道の早期完成を図るため豊田線測量業務を中止したため ・鉄甲山線林業専用道の発注に際し、入札不調により工事中止となったため
※2	今こそ就農・新規参入者応援事業費	9,192	国の支援事業活用により、機械および農地の購入による賃借料が減少したため
	青年就農給付金事業費	17,184	農業所得が増える等の理由によって受給要件を満たさない経営体があったため
	(新)経営体育成支援事業費	66,498	事前に実施した需要額調査よりも、採択された経営体数・事業費が少なかったため
	地力増強基盤整備事業費	5,055	天候不良による施行中止があったため
※3	(新)経営所得安定対策直接支払推進事業費	10,620	委託費の経費削減が図られたため
※4	道営ほ場整備事業費	20,759	道営事業費の減少のため

	道営集落基盤整備事業費	21,245	道発注のペーパーダム水管理制御機器更新工事において入札差金が生じたため
※5	森林整備地域活動支援事業費	5,312	・国の要綱変更により、補助金交付単価が変更されたため（4,000 円/ha→800 円/m） ・国の要綱変更により、補助基準が不明確だったことにより、賃金の使用を見送ったため

5. 監査対象事業等

農政部が平成 25 年度において執行した事業費等は、次のとおり。

(単位：千円)

款	項	目	経常費		臨時費	
			事業数	決算額	事業数	決算額
総務費	総務管理費	財産管理費	1	17,009	2	37,051
農林水産業費	農業費	農業振興費	1	1,686	10	315,108
		農産園芸振興費	1	1,191	13	43,876
		農業センター費	1	54,223	7	13,655
		畜産業費	2	27,101	-	-
		農地改良費	1	21,039	13	380,803
		農村施設管理費	1	26,776	1	2,316
	林業費	林業振興費	1	893	3	30,242
労働費	労働費	市有施設維持補修費	-	-	1	4,773
合計			9	149,919	50	827,829

このように農政部（一部は市民生活部）では、経常費 9 事業、臨時費 50 事業の合計 59 事業を実施した。このうち（款）農林水産業費の中で予算額が 300 万円以上の事業を選定して監査を行った。

監査対象として選定した事業費等、予算執行の担当部署、予算額（補正・流用後）および決算額は、次のとおり。

担い手の育成	担当部署	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
農地集積協力金交付事業費	農政課 経営支援係	31,093	31,093	100.0
青年就農給付金事業費	農政課 経営支援係	37,527	20,342	54.2
(新) 経営体育成支援事業費	農政課 経営支援係	180,394	113,896	63.1
今こそ就農・新規参入者応援事業費	農政課 経営支援係	15,011	5,818	38.8

農業経営強化資金融資事業費	農政課 経営支援係	37,136	34,543	93.0
---------------	--------------	--------	--------	------

産地づくり・クリーン農業の推進		担当部署	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
水稻・一般畑作・野菜・果樹・花き関連					
	(新) 経営所得安定対策直接支払推進事業費	農業振興課 農畜産係	23,279	12,658	54.4
	環境保全型農業直接支援対策事業費	農業振興課 園芸係	5,950	3,429	57.6
	田畑をまもる鳥獣被害総合対策事業費	農業振興課 園芸係	5,923	4,430	74.8
	中山間地域等直接支払事業費	農政課 農政係	100,523	100,509	100.0
	農産物等流通拡大支援事業費	農業振興課 園芸係	4,030	3,137	77.9
	地力増強基盤整備事業費	農林整備課 耕地林務係	10,000	4,945	49.5
畜産関連					
	旭川市営牧場管理費	農業振興課 農畜産係	29,595	26,268	88.8
林業関連					
	森林整備対策事業費	農林整備課 耕地林務係	9,806	7,650	78.0
	森林整備地域活動支援事業費	農林整備課 耕地林務係	26,316	21,003	79.8
農業農村整備関連					
	国営土地改良事業費	農林整備課 事業係	168,627	168,626	100.0
	道営ほ場整備事業費	農林整備課 耕地林務係	32,004	11,244	35.1
	道営かんがい排水整備事業費	農林整備課 耕地林務係	11,785	7,924	67.2
	道営農道保全対策事業費	農林整備課 耕地林務係	10,298	9,910	96.2
	道営集落基盤整備事業費	農林整備課 施設管理係	58,729	37,483	63.8
	基幹水利施設管理事業費	農林整備課 施設管理係	45,797	40,917	89.3

	かんがい排水整備事業費	農林整備課 事業係	33,230	32,916	99.1
	農地・水保全管理支払事業費	農林整備課 耕地林務係	62,043	60,394	97.3
	国営緊急農地再編整備事業費	農林整備課 事業係	4,500	2,794	62.1
	農用地等集団化支援事業費	農林整備課 事業係	5,600	3,450	61.6
	管理事務費（飲雑用水施設ほか）	農林整備課 施設管理係	23,110	21,039	91.0

都市と農村の交流	担当部署	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
若者の郷施設管理費	農政課 農政係	26,776	26,776	100.0
農村地域センター施設管理費	市民生活部 市民活動課	77,451	76,596	98.9
農村地域センター等施設整備費	市民生活部 市民活動課	11,950	11,527	96.5
21世紀の森施設管理費	市民生活部 スポーツ課	38,972	38,943	99.9
嵐山レクリエーション施設管理費	市民生活部 スポーツ課	44,480	44,465	100.0

農業センター	担当部署	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%)
管理運営費	農業センター 技術普及係	55,884	54,223	97.0
（新）農業センター設備・機械等整備事業費	農業センター 技術普及係	2,793	2,657	95.1
土壌診断推進事業費	農業センター 技術普及係	5,767	5,524	95.8

以下、各事業費等の目的、始期、根拠法令等、事業内容および事業成果を検討し、該当があれば行政評価の内容、実施した監査手続の結果、該当ある場合には意見あるいは指摘を記載する。なお、事業等の開始時期が相当以前で不明なもの、直接的な根拠法令等がないものについては記載を省略した。

また、第1章に記載している共通した監査手続きの他に実施した個別の追加手続きについては、特に説明を要する場合は当該事業等にて記載した。

第2 担い手の育成

1. 概況

本市の農家数・農業専従者数は共に減少の一途をたどっており、農家数は平成2年の3,751戸から20年後の平成22年は1,647戸に減少しており、農業専従者数も平成2年の3,980人から平成22年は2,050人に減少している。さらに65歳以上の高齢者の割合が平成2年の14.67%から平成22年で44.27%となって農業者の高齢化が進行しており、今後もこの傾向は続くと思込まれる。こうしたことから、本市農業の持続的発展のためには、後継者や新規参入者の確保・育成が喫緊の課題となっている。

こうした担い手の高齢化や減少の一方、農家1戸あたりの耕地面積は平成7年の4.62haから平成22年には6.99haと増加しており、担い手農家への規模拡大は一定程度進んでいる。しかしながら、地域には飛び地や小区画・排水不良などのほ場が散在していることから、ほ場の基盤整備等を計画的に推進し、認定農業者等への効率的な集積を促す構造改革を一層推進するとともに、生産の効率化など収益性の向上を図っていく必要がある。

2. 監査対象事業

(1) 農地集積協力金交付事業費

平成25年度予算 30,000千円（流用後 31,093千円）

平成25年度決算 31,093千円

(目的)

農業者の減少、高齢化の進行、後継者不足が深刻化する中、地域の担い手の確保や担い手への農地集積を促すことにより農業の体質強化を図り、持続可能な農業を実現すること。

(始期)

平成24年度

(根拠法令等)

戸別所得補償経営安定推進事業実施要領

戸別所得補償経営安定推進事業補助金交付要領

旭川市農地集積協力金交付要領

(事業内容)

① 経営転換協力金

土地利用型農業から経営転換する農業者、リタイアする農業者等が地域の中心となる経営体への農地集積に協力して、農地利用集積円滑化団体を通じて白紙委任をして農地を貸し出す場合に交付する。

② 分散錯圃解消協力金

地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者が、農地利用集積円滑化団体を通じて白紙委任した場合に、その農地の所有者又はその農地を借りて耕作していた農業者に協力金を交付する。

(事業成果)

		平成 24 年度			平成 25 年度		
		件数	事業量 (ha)	決算額 (千円)	件数	事業量 (ha)	決算額 (千円)
経営転換協力金		28	82.85	17,800	44	139.95	28,600
内 訳	0.5ha 以下 (30 万円/戸)	1	－	300	3	－	900
	0.5ha 超 2.0ha 以下 (50 万円/戸)	7	－	3,500	5	－	2,500
	2.0ha 超 (70 万円/戸)	20	－	14,000	36	－	25,200
分散錯圃解消協力金 (5 千円/10a)		20	45.86	2,293	21	49.96	2,493
合計		48	128.71	20,093	65	189.91	31,093

(監査結果)

農地集積協力金交付事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

(2) 青年就農給付金事業費

平成 25 年度予算 38,620 千円 (流用後 37,527 千円)

平成 25 年度決算 20,342 千円

(目的)

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するために、給付金により就農前後の青年新規就農者の所得を確保し、生活を支援することで、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ること。

(始期)

平成 24 年度

(根拠法令等)

新規就農総合支援事業実施要領

北海道青年就農給付金事業実施要領

北海道青年就農給付金事業補助金交付要領

旭川市青年就農給付金事業実施要領

(事業内容)

新規就農者および親から経営継承したばかりの農業後継者に対し、経営の不安定な営農開始後初期段階の所得を確保させるために、青年就農給付金を給付する。

対象者：就農時の年齢が 45 歳未満の者

給付額：1,500 千円/年 (夫婦で就農の場合は 2,250 千円/年)

期間：独立、自営就農してから最大 5 年間。給付金を除く前年の所得が 2,500 千円以上ある場合は給付しない。

	平成 24 年度	平成 25 年度
対象経営者数	13 経営体	15 経営体
受給人数	14 人	16 人
支給額	18,750 千円	20,250 千円

市は、就農状況確認チェックリストで計画通りに生産できているかどうかを確認している。1月と7月に次の内容について面談を行い、営農状況を当初の計画と照らし合わせている。なお、面談には道職員である上川農業改良普及センター専門指導普及員（以下、「普及員」という。）が同席し、専門的な知見から、経営内容や計画の進捗状況の妥当性を判断している。

7月報告時	1月報告時
決算資料の確認が中心 ・1～6月の作業状況（作業日誌） ・前年の所得、経営状況（所得証明書、決算書、帳簿等） ・新たに取得した農地、機材等（契約書、資産台帳等）	ヒアリングが中心 ・7～12月（繁忙期）の作業状況（作業日誌） ・生産量、売上等（帳簿等） ・新たに取得した農地、機材等（契約書等）

（追加監査手続）

・中途離農者への対応

T氏について、平成25年6月28日～平成30年6月27日の5年間の経営開始計画が認定された。平成25年8月末に、平成25年6月28日～12月27日までの半年間の給付金が給付された。しかしその後複数の事情が発生し、平成26年1月に農業経営を中止した。この場合、北海道青年就農給付金事業実施要領第4の2の（4）のアにより、農業経営中止の時点が給付金の対象期間外であるため、返還となる給付金は発生しない。関連書類を閲覧し、対応が適切に行われていることを確認した。

・経営開始計画

（事業内容）に記載のとおり、給付金を除く前年の所得が2,500千円以上ある場合は給付しない（北海道青年就農給付金事業実施要領 第4 2（3）カ）。経営開始計画を閲覧したところ、S氏は収支計画の1年目より所得計が3.6百万円であった。その後、所得計が順調に増加する計画で、5年目には4.5百万となる予定であった。このように当初から所得が多く発生すると見込まれる場合でも、最長給付期間である5年間の給付承認（同要領 第4 2（2）ア）となるのか、担当者に質問した。

S氏のように、後継者で初年度から所得が多く発生する見込であっても、農業は気候条件（災害）や経費（資材費の高騰など）によって所得が大きく変動するため、承認期間は経営開始時から5年間になるとのことであった。

・就農状況確認チェックリスト

「給付金を給付している期間、青年等就農計画に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認する」必要がある（北海道青年就農給付金事業実施要領 第6 2（4））。この確認は「就農状況確認チェックリスト」を使い、面談、ほ場確認、書類確認の方法により行われる。

平成25年度には、担当係にて17名の青年就農給付金受給者よりチェックリストを入手し、確認している。チェックリストには、面談で聞き取った経営開始計画達成に向けた取

組状況、および計画通りに進んでいない場合にはその理由と改善策を記載する形式になっている。しかし、計画通りに進んでいない給付対象者に対して、その理由と改善策の聞き取りが不十分と思われる記載があったため内容を確認した。

これについては、面談における市の職員の主眼は普及員と農家の連携を確認することである旨、また、チェックリストはあくまで本人から聞き取った内容を記載する様式となっており、聞き取りによって本人自身が経営課題を把握しフォローアップを実施していくことが制度の目的達成のための肝要な部分である旨、の説明を受けた。従って、当該チェックリストの記載について特に指摘すべき事項はなかった。

(監査結果)

青年就農給付金事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

(3) (新) 経営体育成支援事業費

平成 25 年度予算 180,394 千円

平成 25 年度決算 113,896 千円

(目的)

「人・農地プラン」(※)に位置づけられた中心経営体等の農業用機械等の導入を支援することで、本市の農業を将来とも守っていく担い手農業者の経営基盤の強化を図ること。

(※) 人・農地プラン：集落や地域における徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体と、その経営体への農地集積方法や、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を定めた計画。

(根拠法令等)

経営体育成支援事業実施要綱（国）

経営体育成支援事業実施要領（国）

経営体育成支援事業の円滑な実施のためのガイドライン（国）

旭川市経営体育成支援事業実施要領

(事業内容)

経営体が、農業経営の発展、改善を目的として、主に金融機関からの融資を活用して農業用機械等の導入を行う場合、融資残について補助金を交付する。補助率は 30%以内である。

(事業成果)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者	115 経営体	3 経営体	61 経営体
事業費	488,769 千円	23,950 千円	394,197 千円
補助金額	149,081 千円	10,383 千円	113,896 千円

(監査結果)

(新) 経営体育成支援事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

(4) 今こそ就農・新規参入者応援事業費

平成 25 年度予算 15,011 千円

平成 25 年度決算 5,818 千円

(目的)

後継者不足が深刻化する中、農外からの新規参入者を確保、育成すること。

(始期)

平成 22 年度

(根拠法令等)

旭川市農業農村振興条例（新規就農者の確保育成）

(事業内容)

関係機関、団体と連携を図りながら、新規参入者が研修、就農しやすい地域の受け入れ体制を整備するとともに新規就農者の経営安定化に向けて支援を行う（平成 25 年度より、チャレンジファーマー育成事業を統合した）。

① 農業研修受入事業指導謝金

内容	市の認定就農者の受入農家に対し、生産技術や経営管理技術等に係る指導謝金を支払う。
算定期間	毎年度、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
支出額	農業研修生 1 名につき 1 日当たり 3 千円。ただし、他の機関で実施する農業研修受入に係る助成事業等の対象となった場合はその額を除く。
支出期間	2 年以内

② 新規就農者農場等リース事業補助金

補助対象者	実施要綱に基づき、新規就農した市の認定就農者
補助対象経費	- 賃借料 農業者等から農用地、農業用施設・設備・機械を賃借した場合の当該物件に係る賃借料およびそれに付随する諸手数料等 - リース料 リース事業者から、農業用設備・機械等のリースを受けた場合の当該物件に係るリース料およびそれに付随する諸手数料等
補助対象期間	毎年度、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
補助率および補助金額	補助率は補助対象経費の 30%以内とし、1 年当たり 20 万円を限度とする。
補助期間	新規就農した年度を含めた 5 年度以内

③ 新規就農者営農開始支援補助金

補助対象者	実施要綱に基づき、新規就農した市の認定就農者
補助対象経費	次のとおりだが、国、北海道および本市の実施する同内容助成事業がある場合は、当該助成事業を優先的に活用する。 ・ 営農に直接必要な機械、施設等の購入費用 ・ 営農に直接必要な中古機械（除雪機等）等の購入費用 ・ 営農に直接必要な施設の改修、修繕等に係る費用 ・ 営農に直接必要な土地の改良、造成等に係る費用
補助対象期間	新規就農した年度を含めた 5 年度以内
補助率	補助対象経費の 30%以内とするが、国、北海道および本市の他の事業による助成を受ける場合は、10%以内とする。
補助金額	5 年度内の補助金累積額で 300 万円を限度とする。

④ 就農開始応援資金（新規貸付は平成 24 年度で終了）

ア．就農初期の運転資金および生活資金の無利子融資

対象者	新規就農者（市の定める研修を受けるなど一定の要件あり）
貸付期間	新規就農から 3 年間
償還期間（据置期間）	12 年以内（5 年以内）
貸付利率	0%
担保・保証人	不要
貸付限度額	・ 300 万円（年間限度額 150 万円） ・ 1 経営体につき上記の限度額を適用（夫婦、共同経営等は 1 経営体とみなす） ・ 同一事業年度に 1 回の利用
貸付額	1 万円の整数倍
償還額	・ 元金均等償還（据置期間除く） ・ 1,000 円未満の端数は、第 1 回償還時に合算
償還日（約定日）	11 月 30 日
利子補給率	貸付元金に対して 1.8%の額を融資取扱金融機関に利子補給する
利子補給期間	12 年以内

イ．償還助成金（当借入金の償還に充てるための補助金）

対象者	就農後 5 年を経過した者
償還助成限度額	・ 100 万円 ・ 1 経営体につき上記の限度額を適用（夫婦、共同経営等は 1 経営体とみなす）

(事業成果)

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業研修受入事業 指導謝金	6 件	2,585 千円	5 件	3,372 千円	2 件	1,584 千円
新規就農者農場等 リース事業補助金	5 件	437 千円	3 件	241 千円	3 件	453 千円
新規就農者営農開 始支援補助金	-	-	-	-	6 件	3,304 千円
就農開始応援資金 の利子補給	5 件	24 千円	5 件	72 千円	5 件	92 千円
事業の推進に係る 事務費		325 千円		347 千円		385 千円
合計		3,372 千円		4,033 千円		5,818 千円

新規就農者営農開始支援補助金は平成 25 年度から開始している。

同事業を開始した平成 22 年度以降の農外からの新規参入者（同事業による就農計画の認定を受けた者）の定着率は約 9 割となっている（平成 26 年 7 月末現在）。

(監査結果)

今こそ就農・新規参入者応援事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

(5) 農業経営強化資金融資事業費

平成 25 年度予算 37,136 千円

平成 25 年度決算 34,543 千円

(目的)

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成と農業経営基盤の強化を図ること。

(根拠法令等)

旭川市農業農村振興条例

旭川市農業農村振興条例施行規則

旭川市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

旭川市農業金融促進事業実施要項

(事業内容)

融資機関が農業者等に、農業経営改善や規模拡大、経営の維持などに必要な資金を貸し付けた場合、利子補給を行う。

以下、①～⑥において、主な事業別に記載する。

① 農業あとなつぎ夢支援事業

平成 25 年度予算 39 千円

平成 25 年度決算 36 千円

〔始期〕

平成 9 年度

〔事業内容〕

農業に従事しようとする農家子弟（18 歳以上 45 歳以下）に対し、「就農計画」の認定期間 5 年間に、農業技術習得や新たな経営改善等にかかる費用を 200 万円まで無利子融資し、5 年間就農しその後も継続する者に貸付額の 70%を助成することにより、自立した農業者の育成を図ってきた。

新規の認定は平成 14 年度で終了しており、39 名の資金対象者に対して、平成 28 年度まで利子補給金を交付している。

利子補給率	2.0%
貸付利率	0%
償還期間	15 年以内
利子補給期間	15 年以内
貸付残高（既往（期首））	1,980 千円
利子補給実績（既往（期首））	14 件 36 千円

② 農業経営改善資金

平成 25 年度予算 30,300 千円

平成 25 年度決算 28,231 千円

〔始期〕

昭和 39 年度

〔事業内容〕

本資金は、農業の振興に必要な資金の融通を促進するため、融資機関が農業者等に対し、規模拡大や農業用機械・施設の導入など、農業経営の改善に必要な資金を貸し付けた場合に利子補給を行い、農業者等の金利負担の軽減を図っている。

平成 22 年度融資分までは利子補給率を 1.75%に設定しており、平成 23 年 3 月 31 日の条例規則改正により現行の 1.4%になっている。

利子補給率	1.4%
貸付利率	1.6%以内
償還期間	15 年以内
利子補給期間	12 年以内
貸付実績（平成 25 年度新規）	184 件 632,840 千円
貸付実績（既往（期首））	1,776,186 千円
利子補給実績（平成 25 年度新規）	160 件 1,424 千円
利子補給実績（既往（期首））	808 件 26,806 千円

〔行政評価結果〕

農業経営改善資金利子補給金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	1 次：継続	本事業のような制度資金は、財政負担が小さくて広範囲に効果的な農業者を支援することができるので、今後とも市独自の支援制度として継続が必要である。
	2 次：継続	1 次評価に同じ。
平成 20 年度	継続	金融制度は、財政負担が小さくて広範囲に効果的な農業者を支援することができるので、今後とも市独自の支援制度として継続が必要である。

なお、次の見直しが行われた。

見直し年度	具体的な内容と効果
平成 23 年度	長期プライムレートを基準にして、基準金利（3.45%→3.0%）、貸付利率（1.7%→1.6%）、利子補給率（1.75%→1.4%）の見直しを図った。

③ 農業経営自立支援資金

平成 25 年度予算 2,366 千円

平成 25 年度決算 2,355 千円

〔始期〕

平成 23 年度

〔事業内容〕

借入額が膨らみ、厳しい経営状況にある担い手農家に対し、農業者・農協・市が連携して、将来に持続できる自立農家として育成するため、農業経営の改善を図る経営対策を実施する農業者に、既往資金の平準化と償還負担の軽減に必要な資金を貸し付けた場合に利子補給を行い、農業者等の金利負担の軽減を図っている。新規の認定は平成 23 年度で終了しており、26 名の資金対象者に対して、債務負担行為に基づき平成 32 年度まで利子補給金を交付している。

利子補給率	1.0%
貸付利率	2.0%以内
償還期間	15 年以内
利子補給期間	10 年以内
貸付残高（既往（期首））	183,448 千円
利子補給実績（既往（期首））	28 件 2,355 千円

〔行政評価結果〕

農業経営自立支援資金利子補給金の評価結果は、次のとおり。

評価年度	評価結果	理由、改善、見直しの方向
平成 24 年度	1 次：継続	当該負債農家の経営の立て直しのための経営体策を継続して将来に持続できる自立農家として育成するとともに、債務負担行為に基づき平成 23 年度から平成 32 年度まで利子補給金を交付する。
	2 次：継続	新規貸付は平成 23 年度をもって終了しており、既貸付分は債務負担行為に基づき継続すること。

④ 台風被害農業者経営支援資金

平成 25 年度予算 80 千円

平成 25 年度決算 79 千円

〔始期〕

平成 16 年度

〔事業内容〕

台風 18 号により農作物に著しい被害のあった農業者に対して、経営の再建を促進するため、平成 16 年度に融通した農業経営の維持安定に必要な長期営農資金の利子補給を行う（利子補給は平成 27 年度で終了予定）。

利子補給率	2.0%
貸付利率	0%
償還期間	10 年以内
利子補給期間	10 年以内
貸付残高（既往（期首））	4,098 千円
利子補給実績（既往（期首））	7 件 79 千円

⑤ 平成 21 年冷害対策資金

平成 25 年度予算 1,258 千円

平成 25 年度決算 1,227 千円

〔始期〕

平成 21 年度

〔事業内容〕

平成 21 年夏場の長雨、低温、日照不足等の影響から、農作物に著しい被害のあった農家の経営維持・安定のために、平成 21 年度に融通した JA 農業経営緊急支援資金の利子補給を行う。

利子補給率	1.75%
貸付利率	0.5%以内
償還期間	5年以内
利子補給期間	5年以内
貸付残高（既往（期首））	73,780 千円
利子補給実績（既往（期首））	71 件 1,227 千円

⑥ 農業経営基盤強化資金等利子補給金

平成 25 年度予算 2,917 千円

平成 25 年度決算 2,439 千円

〔始期〕

平成 7 年度

〔事業内容〕

認定農業者の経営改善に必要な資金（農業経営基盤強化資金）や、過去に融通した経営継承後の負債整理に必要な資金（次世代農業者支援融資事業関連資金）に利子助成を行い、借受者の金利負担の軽減を図っている。

	農業経営基盤強化資金	次世代農業者支援融資事業 関連資金
利子助成率	0.15%～0.17%	0.6%
貸付利率	0.75%～0.85%	1.1%（平成 10 年度） 1.9%（平成 11 年度）
償還期間	25 年以内	15 年以内
利子補給期間	5 年以内（平成 22 年度および 平成 23 年度） 25 年以内（平成 21 年度以前）	15 年以内
貸付残高（既往（期首））	746,835 千円	3,360 千円
利子補給実績（既往（期首））	78 件 2,419 千円	4 件 18 円

(事業成果)

利子補給(助成)額の推移は、次のとおり。

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
農業あとなつぎ夢支援資金		93	60	36
農業経営改善資金		29,819	29,273	28,231
農業経営自立支援資金		373	2,557	2,355
台風被害農業者経営支援資金		144	111	79
平成 21 年冷害対策資金		2,620	1,911	1,227
農業経営基盤強化資金 等利子補給金	利子助成額	2,975	2,877	2,419
	(うち道費)	1,487	1,438	1,209
	(うち市費)	1,488	1,439	1,209
	新規貸付額	(21,100)	-	-
次世代農業者支援融資 事業関連資金	利子助成額	52	35	18
	(うち道費)	52	35	18

(監査結果)

農業経営強化資金融資事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

ただし、次の検討事項としての意見がある。

【意見】金融機関への指導および周知の徹底について

・農業経営改善資金利子補給金

閲覧資料名：平成 25 年度第 1 四半期 農業経営改善資金利子補給承認書（あさひかわ
農業共同組合宛 平成 25 年 7 月 16 日付）

内容：S 氏に関する貸付けの取消しについて、時系列に並べると次のとおり（全て平成
25 年度である）。

日付	内容
5 月 31 日	あさひかわ農業協同組合が S 氏へ、貸付け実行（市の事前承認不要）
7 月 4 日	あさひかわ農業協同組合が市へ、承認申請 （利子補給の承認と貸付け実行の事後承認について）
7 月 16 日	市があさひかわ農業協同組合へ、S 氏への貸付け取消しを要望
7 月 16 日	あさひかわ農業共同組合が市へ、S 氏への貸付け取消しを報告
7 月 16 日	市が S 氏への貸付け取消しを承認

利子補給の承認を受けるための書類である貸付け承認申請書の内容に不適当な貸付けがあるときは、「市長は、(中略)当該金融機関に対し貸付けの取消し、又は訂正を求めるものとする。」と定められている（農業金融促進事業事務実施要綱 第 8 条第 4 号）。この規定に基づき、平成 25 年 7 月 16 日に市はあさひかわ農業組合へ貸付け取消しを求めた。理由は、平成 24 年度第 1 四半期に S 氏への貸付けを承認した同資金の残高が、平成 25 年 3 月 31 日時点で 10,500 千円であり、今回貸付け額 12,000 千円と合わせると 22,500 千円と

なり、同資金の貸付け限度額 18,000 千円を超過したためである（同要綱 第 8 条）。

融資機関の担当者において貸付け可否の判断が難しい案件については、事前に市担当者
に確認を取るなど、日ごろから密に連携をとっており、平成 22 年度から平成 26 年度まで
の 5 年間で貸付けを取消した案件はこの 1 件だけとのことであった。今件の過誤は、当該
金融機関の担当部署へ転任して間もない担当者によるものであったため、市では融資担当
者が変わった際には、改めて事業の要綱を配布するなどして、事業内容を正確に把握して
もらうように取り組んでいる。周知の徹底が重要である。

また、「農業経営改善資金の貸付等業務に係る留意事項について」1（4）の規定に従い、
融資機関は、万が一利子補給が受けられない場合の貸付利率を証書に明記することになっ
ている。従って、利子補給の承認が金融機関と制度申請者の間の借入れ条件ではない。そ
して同要綱第 7 条において、貸付けの責任は融資機関にある旨が定められている。これに
も拘わらず、市が利子補給の取消しのみならず、貸付けの取消しまで融資機関へ求めるこ
とができるという同要綱の規定は、制度申請者への影響が大きいと同時に、市の権限の根
拠が不明である。現行の規定の見直しを検討すべきである。

【意見】起案書の記載誤りについて

・農業経営改善資金利子補給金

閲覧資料名：平成 25 年 7 月 16 日付 起案書（登録番号：旭 第 134 号、件名：農業経
営改善資金の平成 25 年度第 1 四半期におけるあさひかわ農業共同組合の
貸付承認申請の一部取消について）（上記意見に対応）

内容：起案書において、記載誤りがあった。

起案書の記載	誤	正
2 取消の内容 (4) 貸付額	1,200 千円	12,000 千円
3 取消の理由 今回貸付額	1,200 千円	12,000 千円
3 取消の理由 貸付限度額	1,800 千円	18,000 千円

当該起案書は、市が、農家に対する 12,000 千円の貸付の取消を金融機関の長へ求めるこ
とに係るものである。先に述べたように、大変稀なケースであり、また、影響も大きいに
もかかわらず、当該起案書の中で最も重要といえる金額に誤りが散見された。起案書には
起案者のほかに 5 名が押印しているものの記載誤りがあることから、承認が形骸化してい
る可能性がある。より一層慎重な対応が必要である。

【意見】経営実績表の記載誤りについて

・農業経営自立支援資金

閲覧資料名：経営実績表及び単年度収支改善プログラム

内容：あさひかわ農業共同組合の組合員である 0 氏について、「経営実績表及び単年度
収支改善プログラム」の「経営実績表」と、その基礎資料である「営農管理報
告票」「収支実績表」を照合したところ、次の誤りがあった。

経営実績表	誤	正
水稻の売上高	0 千円	165 千円 (内訳 営農管理報告票 13 千円 収支実績表 151 千円)

担当者のミスによる記載漏れとのことであった。

経営体策事業を行っている要対策農家は、経営実績表が赤字となったときには、次年度の単年度収支改善プログラムを作成して市長に提出しなければならない（農業経営自立支援資金融資事業実施要綱 第 18 条第 1 項）。そして、この単年度収支改善プログラムが達成できなかった場合は、市長は審査の上 1 年間利子補給の停止を行うことができる（同要綱 第 20 条第 2 項）。このように、経営実績表は利子補給を受けられるか否かを左右する重要な書類であるにもかかわらず記載漏れがあったことは問題である。市長には、当該書類を審査することが求められている以上（同要綱 第 19 条第 1 項）、より一層慎重な対応が必要である。

第3 産地づくり・クリーン農業の推進

1. 概況

旭川市の農業生産額は、平成7年度の209億円をピークに年々減少傾向にあり、厳しい状況が続いている。畜産はほぼ同水準で推移しているが、畑作は天候不順の影響もあり近年顕著に落ち込んでいる。水稻と野菜については恒常的な減少傾向が続いている。そうした中であっても水稻の場合は、認定農業者等への農地集積が進んだ結果、作付面積が維持されている。しかし、野菜については、生産者の減少および高齢化などの理由により大幅に減少している。

農業生産額の落ち込みの具体的要因は、担い手の高齢化、国内外の他産地との競合や消費の減退などによる農産物価格の低迷、物価の変動に伴う資材調達費の高騰等による農家のコスト負担増加などが考えられるところであり、施設栽培が中心の野菜の場合は、こうした要因が顕著に現れている。加えて、本市では稲作農家が野菜生産に取り組んでいるため、この間の構造政策の進展により各種経営資源が稲作に大きくシフトしてきたことも、野菜が大きく落ち込んでいる重要な要因となっている。

こうした状況に対して、本市では、生産コストの圧縮や農作業の効率化などを進めるとともに、安全・安心で高品質な「クリーン農産物」の産地として安定的に生産・供給し、他産地との差別化を図り競争力をつけていく必要がある。また、流通や販売の改革にも着手し、現状の手法とは異なる新たな手法を確立していくことも重要な課題である。

2. 水稻・一般畑作・野菜・果樹・花き

(1) 概況

稲作については、北海道の代表的な産地として確立している。近年、北海道米の優良品種として採用された「ゆめぴりか」を中心に、道内外での評価が高く、道産米の販売は好調に推移している。

一般畑作については、今後とも、一定割合の転作が避けられない事情を勘案すると、水田の大区画化や排水整備等の基盤整備を通じて転作田の生産性・品質を向上させ、実需者ニーズにも応じた麦や豆類のほかに露地野菜などの生産振興を図っていくことが、本市畑作農業の重要な課題となっている。

野菜・花きについては、施設園芸部門を中心に担い手の高齢化や生産規模縮小が進んでおり、生産額・生産量の減少に歯止めが掛からない状況となっている。こうした状況に対応するため、新たな生産手法の確立や作業効率化の研究などを進めるとともに、農産物の付加価値向上や流通拡大・販路開拓を図るための事業を展開していく。

(2) 監査対象事業

① (新) 経営所得安定対策直接支払推進事業費

平成25年度予算 23,279千円

平成25年度決算 12,658千円

(目的)

販売価値が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能維持を目的とした経営所得安定対策の地域段階における推進活動を実施すること。

(始期)

平成 25 年度

(根拠法令等)

直接支払推進事業実施要綱

経営所得安定対策直接支払推進事業補助金交付事務取扱要領

旭川市経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金交付要綱

(事業内容)

経営所得安定対策の実施に必要な推進活動のうち、地域段階における事業実施主体である旭川市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費等を助成する。助成は、国からの補助金を、市を経由して市協議会へ交付する方法により行われる。

対象作物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである。水田については、水田活用の直接支払交付金として、上記の作物に加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WC S用稲、加工用米、地域特産物も対象とする。

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農が対象である。

具体的に補助金の対象となる取組は、次のとおり。

- ア. 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
- イ. 対象作物の生産数量目標の設定ルール等の策定
- ウ. 申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付
- エ. 対象作物（産地交付金の助成作物を含む）の作付面積・生産数量等の確認事務
- オ. 農業者情報のシステム入力・集計事務
- カ. 産地交付金の要件設定・確認事務
- キ. 耕作放棄地の再生利用に必要な活動
- ク. 農業者の水田情報等の収集・整理事務
- ケ. 営農継続支払を当年産の作付面積に基づき支払うための準備に必要な活動
- コ. その他、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前述の取組に要する経費のうち、次に掲げるものである。

区分	内容
謝金	作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに市協議会会員、会員以外の専門家および指導員として依頼した者（以下「外部専門家」）

	という。)の会議等への参加に対する謝金および報償費等
旅費	経営所得安定対策等の推進、指導および研修等に要する外部専門家および事務局員等への交通費および宿泊費等
事務等経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除く。）、備品費、賃金（正規職員の超勤および臨時雇用に限る。）および共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料および児童手当拠出金）等
委託費	市協議会が実施する取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費。委託先は、JA あさひかわ地域農業再生協議会・JA 東旭川地域農業再生協議会・JA たいせつ地域水田農業再生協議会・西神楽地域農業再生協議会である。

（事業成果）

	内容	金額（千円）
地域推進活動	謝金	-
	旅費	33
	事務等経費	133
	委託費	12,091
集落営農 法人化支援	交付金	400

（監査結果）

（新）経営所得安定対策直接支払推進事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。
ただし、検討事項としての意見がある。

【意見】国から概算払いを受けた補助金の返還について

市は、平成 24 年度の戸別所得補償制度推進事業費補助金（平成 24 年度における経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金の名称）において、当初の概算払額と精算額に多額の差が発生したことについて上川総合振興局担当係より事務の効率化の観点から指摘を受けていた。ところが、平成 25 年度においても経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金（地域推進活動のうちの委託費）について返還額が 5,023 千円発生していたため、内容を確認した。

市は、委託先協議会に聞き取りを行ったうえで概算払申請額を決定しており、平成 25 年度は平成 24 年度と大きな変更がない旨を伝えられていた。しかし、委託先協議会の予想以上の経費削減等により補助金の変更決定がなされ、5,023 千円を上川総合振興局へ返還した。

関連資料の閲覧および担当者からのヒアリングにより補助金の返還はやむを得なかったと考える。ただし、返還の事例が 2 年連続して発生しているとともに、上川総合振興局のみならず市の事務手続きも煩雑化することから、概算払申請持の金額算定については、今後より一層の慎重な対応が必要である。

② 環境保全型農業直接支援対策事業費

平成 25 年度予算 5,950 千円

平成 25 年度決算 3,429 千円

(目的)

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、対象取組内容、その取組面積に応じて支援することにより、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮および本市が推進しているクリーン農業（※）の拡大を図ること。

（※）クリーン農業：堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業のこと。

(始期)

平成 23 年度

(根拠法令等)

環境保全型農業直接支援対策事業実施要綱

環境保全型農業直接支援対策事業実施要領

旭川市環境保全型農業直接支援対策事業実施要綱

(事業内容)

栽培期間中における化学合成肥料、化学合成農薬の使用量を地域の慣行より 5 割以上低減し、さらにカバークロップ（※）など環境保全に効果の高い営農活動や有機農業に取り組む農業者に対し、その取組み面積に応じて交付金を支払い、当該取組みを支援することにより、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮および本市が推進しているクリーン農業の拡大を図る。

交付金の額は対象となる取組に応じて異なるが、本市で主に取り組まれているカバークロップおよび有機農業は 8 千円/10a となっており、国負担分である交付金の 1/2 は国が直接支払い、道および市負担分である交付金の 1/2 は市が支払う。

（※）カバークロップ：作物を作らない期間に、土壌浸食の防止を目的に作付けされるイネ科やマメ科などの植物。

(事業成果)

法人名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
環境保全型農業直接支払交付金	633 千円	3,144 千円	3,355 千円
環境保全型農業直接支援対策事業推進事務費	70 千円	35 千円	75 千円
取組農家数	5 戸	6 戸	6 戸
交付面積	1,582a	7,860a	8,709a

交付面積の増加に伴い、環境保全型農業直接支払交付金も増額されている。

(監査結果)

環境保全型農業直接支援対策事業費の支出に関して、次の事項を除き、特に指摘すべき事項はない。

【指摘】添付資料について

環境保全型農業直接支援対策実施要領第 1 の 4 (3) ア a では、カバークロップ等の購入種子の購入量を証明する購入伝票および標準的な播種量を証明するカタログ等の写しが添付書類として要求されている。資料を閲覧したところ、以下の 2 法人について、平成 25 年度の交付金に係る書類（環境保全型農業直接支払交付金に係わる実施状況報告書）であるにもかかわらず、平成 23 年度の添付書類が添付されていた。明文規定はないものの、通常は、交付金を請求する年度の前年度の資料を添付する。前年度より前の資料が添付されている場合には、交付金支給対象者に問い合わせ、前年度分の資料の有無、2 年分の種子を購入したか否かの確認を実施する。しかし、当該 2 法人については、いずれの確認もなされておらずに起案が承認されているため、確認作業が形骸化している可能性がある。より一層の慎重な対応が必要である。

法人名	添付書類名	証明書発行の時期	顛末
農業組合法人 拓北生産組合	販売証明書	平成 23 年 6 月 2 日	後日、平成 24 年度の証明書を入手した。
農業組合法人 日麴蕎麦生産組合	出庫指図書兼毒物 劇物譲受証	平成 23 年 5 月 23 日	後日、平成 24 年度の証明書を入手した。

③ 田畑をまもる鳥獣被害総合対策事業費

平成 25 年度予算 3,245 千円（補正後 5,923 千円）

平成 25 年度決算 4,430 千円

(目的)

有害鳥獣による農作物被害拡大防止のため、総合的な被害対策とともに、捕獲活動の円滑な推進を図ること。

(始期)

平成 6 年度

(根拠法令等)

鳥獣農業被害対策事業実施要綱

有害鳥獣駆除モデル事業実施要綱

(事業内容)

ア. 鳥獣農業被害対策事業 (始期 平成 6 年度)

農業団体の依頼を受けてエゾシカ、キツネ等の捕獲活動を実施する一般社団法人北海道猟友会旭川支部に対し、活動経費の補助を行う。

イ. 有害鳥獣駆除モデル事業 (始期 平成 22 年度)

農業者が取り組むエゾシカくくりわな捕獲を市内各地域に普及させるため、捕獲用具の購入および捕獲技術向上等において支援を行う。

ウ. エゾシカ被害防止緊急捕獲事業 (始期 平成 22 年度)

北海道の「地域づくり総合交付金」を活用し、エゾシカ個体数調整のため、越冬地(鳥獣保護区)における一斉捕獲を実施する。

(事業成果)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
鳥獣農業被害対策事業 (千円)	1,000	1,000	1,000
延出動人員 (人)	815	657	1,034
シカ捕獲頭数 (頭)	102	68	77
キツネ捕獲頭数 (頭)	62	70	93
有害鳥獣駆除モデル事業 (千円)	323	484	873
エゾシカ肉有効活用調査事業 (千円)	40	30	-
鳥獣残滓回収事業 (千円)	-	-	590
エゾシカ被害防止緊急捕獲事業	1,926	1,968	1,968
捕獲数 (頭)	191	194	192

(監査結果)

田畑をまもる鳥獣被害総合対策事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

④ 中山間地域等直接支払事業費

平成 25 年度予算 100,523 千円

平成 25 年度決算 100,509 千円

(目的)

中山間地域等直接支払制度(※)の実施により、取り組まれる地域の共同取組活動等を通じ、耕作放棄地の発生防止、ひいては多面的機能の維持・確保を図ること。

(※) 中山間地域等直接支払制度：特定農山村法・山村振興法・過疎法・半島振興法・離島振興法の地域振興 5 法の指定地域などにおいて、耕作放棄地の発生が懸念される急傾斜農用地等を対象に、集落協定等に基づき 5 年間以上継続しての農業生産活動等を行う農業者等に平地地域との生産コストの格差等を勘案の上、地目ごとに単価を設定し、面積に応じて農業者等に交付するものである。

道内の平成 24 年度の実施市町村は 97 市町村、協定数は 365 協定、協定参加者は約 18 千人、交付対象面積は 33 万 ha である。協定参加者は、耕作放棄の防止や水路・農道等の管理、農用地と一体となった周辺林地の管理、景観作物の作付け、魚類・昆虫類の保護等、様々な活動を行うことができる。平成 26 年 1 月末現在の取組の見込みとして、全国 68 万 3 千 ha の農用地を対象に、28,007 協定が締結されている。本制度の実施により、耕作放棄地の発生防止や協定締結を契機に共同活動への意識が高まるなど、農地の保全や集落の活性化に寄与しているほか、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化や地場産農産物等の加工・販売の拡大、棚田等の地域資源を活かした体験交流活動の推進等、全国各地で様々な取組が行われている。

旭川市においては、江丹別地区が山村振興法の指定地域である。しかし、制度要件を満たすことが難しいことなどから、現時点で中山間制度の申請に至っていない。現在、市内では唯一、東鷹栖地区が北海道知事の特認地域として認められている（隣接する鷹栖町が過疎法の指定を受けており、これに隣接する地域であって当該地域との間に用水路が介在し、両地域の営農の一体性が認められることによる）。

緩傾斜を対象とするか否かは市町村の判断に委ねられているところ、市では緩傾斜を対象としていない。

なお、勾配が急傾斜（田：2.87 度以上、畑、草地、採草放牧地：15 度以上）であれば、交付金の対象となる。

（始期）

平成 13 年度

（根拠法令等）

食料・農業・農村基本法

北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領

中山間地域等直接支払旭川市基本方針

（事業内容）

食料・農業・農村基本法第 35 条第 2 項に基づき、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、共同取組活動等を通じ、耕作放棄の発生防止と多面的機能の維持・確保を図るため、平成 12 年度からの 5 年間を第 1 期、平成 17 年度からの 5 年間を第 2 期、平成 22 年度からの 5 年間を第 3 期として、平地地域との生産条件の格差を直接支援する。本市では平成 13 年 4 月に北海道知事が指定した特認地域基準に該当する東鷹栖集落の集落協定を、平成 13 年 8 月に認定した。負担割合は、国 1/3、北海道 1/3、市 1/3 である。

農地面積に応じて交付金額が決定される。この農地面積の正確性については、上川中部農地情報協議会情報システム（管内 20 団体（自治体 7、農業委員会 1、農業協同組合 6、農業共済組合 1、土地改良区 5）が加入する農地情報共有システム）と農業委員会の議案により市が確認している。

(事業成果)

協定集落		東鷹栖集落
協定参加者数	農業者	374 人
	団体	8
対象農用地	急傾斜の田	4,780,105 m ²
交付単価	急傾斜の田	21,000 円/1,000 m ²
補助金 (千円)		100,382

ア. 中山間地域等直接支払補助金

平成 25 年度集落協定の共同取組活動の実績

(単位：千円)

個人配分	43,969	
共同取組活動分		
集落運営管理費	3,901	たいせつ農業協同組合・土地改良区への事務委託料、会議費
水路・農道等の管理	7,844	農地補修（畦畔崩落等）、用排水路補修、除草剤等
農村景観の整備	4,168	廃プラ・廃ビニール等適正処理、田んぼアート事業等
生産性・収益の向上	41,773	種粃温湯消毒、水稻液剤防除（ポジティブリスト対策）等
担い手の育成（※1）	598	無人ヘリ・オペレーター育成等
その他の活動	2,878	
小計	61,164	
合計	105,133	補助金（100,382 千円）との差額 4,751 千円は前年度繰越金等 15,625 千円にて対応

（※1）平成 25 年度予算 支出の部 担い手の育成 ほ場整備事業 8,000 千円が計上されていた。しかし、決算では 0 円であった。これは、平成 25 年度ではほ場整備事業で計画を組んでいたものの、同時進行で国の基盤整備事業が実施されており、そちらを優先的に利用したため実績が 0 円となったものである。

イ. 中山間地域等直接支払推進事業費（事務費）

126 千円（推進事務、確認事務、補助金交付事務に係る事務経費）

(監査結果)

中山間地域等直接支払事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

⑤ 農産物等流通拡大支援事業費

平成 25 年度予算 4,030 千円

平成 25 年度決算 3,137 千円

(目的)

農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、食関連事業者と農業者とのマッチング、道外販路開拓、加工・販売施設等の整備などに取り組む農業者を支援することにより、農業者の所得向上に寄与すること。

(始期)

平成 24 年度

(根拠法令等)

旭川市農業農村振興条例及び要綱

(事業内容)

ア. 実需連携推進事業

市内食関連事業者に、直接取引意向のある農業者を紹介しマッチング等を行う。

イ. 加工・販売施設等整備事業

農業者が自ら行う加工・販売施設等の整備に対して助成する。

ウ. 道外販路開拓支援事業

道外販路開拓に向けた PR・調査を行うほか、農業者が自ら販路を開拓する取組に対して助成する。

(事業成果)

事業種類	内容
実需連携推進事業 348 千円	果樹生産者と菓子業者の意見交換会 1 回
	旭川産果樹を使った期間限定菓子の販売 「asahikawa くだもの×スイーツ」4 回
	小口実需者が小ロットの農畜産物を共同購入する事業 「まちなか定期便」14 回
	実需連携型商品開発等推進事業補助金の交付 2 件（黄色と赤のアップルパイ商品化事業、自社牧場の生乳を利用したチーズの商品開発）
加工・販売施設等整備事業 2,180 千円	大根皮むき機械整備、スモークチーズ製造機械整備、水稻色彩選別機械整備、熱水噴流式調理殺菌機械整備
道外販路開拓支援事業 609 千円	北名古屋市における農産物 PR・調査（現地におけるりんご販売傾向の把握）
	道外販路開拓支援事業補助金の交付（鹿児島山形屋北海道物産展における顧客の購買傾向の把握）
	ユジノサハリンスク道北物産展旅費

(監査結果)

農産物等流通拡大支援事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

ただし、検討事項として次の意見がある。

【意見】意見交換会の開催

新規の需要開拓や独自の直接販売を行うには、生産者と販売者の信頼関係の構築などに時間を要すると考えられる。1 年間に 1 回の意見交換会でどれほどの効果があるのか疑問である。議論を何度も重ね、実施した事業を実りあるものにすることが求められると考える。

⑥ 地力増強基盤整備事業費

平成 25 年度予算 10,000 千円

平成 25 年度決算 4,945 千円

(目的)

排水不良や石礫の多い農地等の生産性の低いほ場の条件を整備し、認定農業者への効率的な農地集積を促進すること。意欲ある小規模農家に対しても、ほ場条件の整備を図って、営農継続へ向けた支援を行うとともに、耕作放棄地等の発生を防止し、生産性の高い地域営農体制づくりを進めること。

(始期)

平成 25 年度

(根拠法令等)

地力増強基盤整備事業実施要綱

(事業内容)

ア. 認定農業者対策

認定農業者の賃借地の簡易な暗渠排水整備および除礫整備に補助する。

補助率 事業費の 1/2 以内 (上限: 10a 当たり 50 千円)

イ. 小規模農家対策

小規模農家のほ場の簡易な暗渠排水整備および除礫整備に補助する。

補助率 事業費の 1/2 以内 (上限: 10a 当たり 50 千円)

(事業成果)

	工種	件数 (件)	事業費 (千円)	補助費 (千円)	補助計 (千円)
認定農業者	暗渠排水	2	480	240	4,646
	除礫	8	8,821	4,406	
小規模農家	暗渠排水	1	397	144	299
	除礫	2	311	155	
合計		13	10,010	4,945	

(監査結果)

地力増強基盤整備事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はなかった。

⑦ 畑作物受託作業整備事業費

平成 25 年度予算 ー (補正後 6,000 千円)

平成 25 年度決算 6,000 千円

(目的)

適期作業を進めるために必要な機械を導入し、安心・安全な農作物を安定的に生産できる産地を確立すること。

(始期)

平成 25 年度

(根拠法令等)

平成 25 年度地域づくり総合交付金制度要綱

平成 25 年度地域づくり総合交付金実施要綱

平成 25 年度旭川市農業振興施設等整備事業補助金交付要綱

(事業内容)

地域農業・農村の構造改革を進めていくために必要な農業振興施設等整備事業の実施に係る経費に対して、北海道上川総合振興局の地域づくり総合交付金を財源として補助金を交付する。

あさひかわ農業協同組合永山地区では、農業者の高齢化や担い手不足により、労働者の補完や経済的負担を軽減できる農作業受託に対する要望が増加している。持続可能で効率的な地域営農体制を確立するため、トラクターおよび附属装置一式の導入に対して補助を行う。

(事業成果)

事業実施主体	株式会社北栄
総事業費	13,921,950 円 トラクターおよび附属装置一式
補助対象経費	13,921,950 円
補助金額	6,000,000 円 (自己負担額 7,921,950 円)
補助率	補助対象経費の 1/2 以内 (10 万円未満切り捨て)
小麦および大豆の防除作業実績	平成 24 年度 166ha→平成 25 年度 187ha

地域農業者の労力的負担の軽減と農作業の効率化が図れ、農業者が安心して農作物生産に取り組むことができる環境が整備された。また、農薬の重複散布を防ぐことができ、経費節減や薬害事故を未然に防止し、安心・安全な農作物を生産することができた。

(監査結果)

現地視察を行い、トラクターおよび附属装置一式を現物確認した。畑作物受託作業整備事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

⑧ 精米設備整備事業費

平成 25 年度予算 — (補正後 8,600 千円)

平成 25 年度決算 8,600 千円

(目的)

消費者ニーズに合った販売により、「地産地消」を推進し、地域農業の活性化を図ること。

(始期)

平成 25 年度

(根拠法令等)

平成 25 年度地域づくり総合交付金制度要綱

平成 25 年度地域づくり総合交付金実施要綱

平成 25 年度旭川市農業振興施設等整備事業補助金交付要綱

(事業内容)

消費者ニーズに合った販売を進め、「おいしいお米」東旭川米を地場産ブランドとして提供するため、精米機械一式を導入する。

(事業成果)

事業実施主体	東旭川農業協同組合
総事業費	21,903,000 円 精米機械装置一式
補助対象経費	20,860,000 円
補助金額	8,600,000 円 (自己負担額 13,303,000 円)
補助率	補助対象経費の 1/2 以内 (10 万円未満切り捨て)

平成 26 年度より本格稼働し、販売計画として年間 3,000 俵を予定しており、スーパーでの店頭販売、定期予約販売等を実施する。地域の要望に合った販売を進めることで、「地産地消」の拡大が図れ、消費者との結びつきに効果があったばかりでなく、流通コストの削減と高付加価値な農産物の販売により、地域農業の活性化に資する事業となった。

(監査結果)

現地視察を行い、精米機械装置一式を現物確認した。精米設備整備事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

3. 畜産

(1) 概況

本市の畜産は、乳牛では、市内全体では一戸平均 42 頭の飼養規模であり、都市型の中小規模経営が多い。したがって、今後ともコスト低減に向けて飼養技術の向上を推進し、経営の充実を図っていかなければならない。

肉牛は、肥育経営とホルスタイン種肥育素牛育成経営が主体であり、近年、収益性の高い黒毛和種の繁殖経営を目指す取組が進んでいる。

養豚は、古くから道内の主産地として発展してきた。経営は優良系統豚の導入により能力の高い種豚を備えた一貫経営が主体である。

養鶏は、採卵が中心で採卵鶏は約 11 万羽を数え、需要の動向に対応した計画的かつ安定的な鶏卵の生産に努めている。

(2) 監査対象事業

① 旭川市営牧場管理費

ア. 旭川市営牧場の概要と沿革

所在地 旭川市江丹別町

所管：農政部農業振興課

施設の概要

設置目的	放牧による強健な若牛育成と良質な牧草の供給を行うことで生産性を向上させ、畜産農業者の経営安定を図る。		
設置根拠	旭川市営牧場条例		
設置年月日	昭和 61 年 4 月	増改築	平成 12 年～平成 17 年
建設費	新築時	3,512,073 千円 (内訳) 建設工事費 2,374,751 機器購入費 62,346 用地・補償費 594,556 測量試験費 258,758 諸経費 221,662 (財源) 市債 182,880 一般財源 797,685 国・道補助金 2,531,508	増改築時 302,051 千円 (内訳) 建設工事費 245,710 測量試験費 38,419 諸経費 17,922 (財源) 市債 66,400 一般財源 67 国・道補助金 235,584
規模・構造	牧場総面積 717.86ha、草地面積 443.69ha 看視舎 1 棟、農機具格納庫 1 棟、乾草舎 2 棟、避難舎(牛舎)1 棟、雑用水施設ほか		
利用対象者	農業者又は農業団体		
事業内容	畜産農業者から育成牛等を預り、夏期放牧を行うことで増体を促進するとともに、発情した牛には授精を行い、放牧期間終了後、農業者に戻す。また、牧草の不足している農業者には採草地で生産される牧草を販売する。		
運営方法	指定管理者制度		
料金制度	使用料、その他(授精牛捕獲手数料)		
類似施設	—		

沿革

昭和 50 年	国営草地開発計画樹立地区選定
昭和 50 年～53 年	調査計画
昭和 52 年～56 年	用地買収(農地保有合理化促進事業)
昭和 54 年	事業着工(国営草地開発事業)
昭和 56 年	事業着工(国営等草地開発附帯事業)
昭和 57 年～61 年	用地買戻し(農業開発公社)
昭和 57 年	採草開始
昭和 61 年	預託放牧開始

イ. 収支の状況および利用状況（指定管理者制度導入前との比較）

（単位：千円）

年度 内訳			平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
収 入	使用料		4,126	8,683	4,866	10,403
	その他		1,942	2,070	2,234	1,639
	合計（A）		6,068	10,753	7,100	12,042
支 出	人 件 費	正職員	6,001	6,050	0	0
		その他	0	0	0	0
		小計	6,001	6,050	0	0
	需 用 費	燃料費	0	14	0	0
		光熱水費	92	87	0	0
		修繕費	59	226	0	0
		その他	3,492	3,429	31	43
		小計	3,643	3,756	31	43
	委託料		15,446	15,414	19,687	26,182
	使用料賃借料		103	103	11	11
	工事請負費		0	0	0	0
	その他		140	126	218	30
	合計（B）		25,333	25,449	19,949	26,268
	減価償却費（C）（※）		0	0	0	0
	差し引き行政コスト(A)-{(B)+(C)}		△19,265	△14,696	△12,849	△14,226
年間利用者数（頭数）		204	413	232	404	
利用 1 頭当たりの行政コスト		94,436 円	35,583 円	55,383 円	35,213 円	

（※）建設工事費の大部分が土地改良のための支出であり、高額な備品等もないことから 0 円とした。

内訳	年度	平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
総利用件数		204	413	232	404
（うち免除利用分）		—	—	2	1
（うち減額利用分）		—	—	—	—
利用率（％）		55.5	69.1	51.09	73.05
放牧利用面積		139.34ha	191.28ha	110.05ha	212.65ha
採草利用面積		106.90ha	115.30ha	116.63ha	111.48ha
全放牧地		443.69ha	443.69ha	443.69ha	443.69ha

ウ. 事業成果

過去4年間の事業実績等

畜種別入牧頭数

(単位: 頭)

	乳用牛	肉用繁殖	肥育素牛	馬	計
平成22年度	147	4	0	6	157
平成23年度	132	353	0	13	498
平成24年度	136	85	0	11	232
平成25年度	134	260	0	10	404

歳入

(単位: 千円)

	牧場使用料	受精牛捕獲手数料	生草販売代金	その他	合計
平成22年度	3,691	159	2,857	3	6,710
平成23年度	3,408	126	2,670	3	11,207
平成24年度	4,866	210	2,021	3	7,100
平成25年度	10,403	130	1,505	3	12,041

エ. 公共施設評価の結果(平成19年度)

評価主体	評価結果	説明
各部局	B	利用率が改善されており、今後も高い利用が見込める施設であるが、指定管理者制度の導入により更に効率的な運営が可能か検討している。
行政評価委員会	B	経費の節減や効率的な運営を行うために、指定管理者制度を導入すべきである。
最終評価	B	経費の節減やサービスの向上等を図り、効率的な管理運営を行うために、指定管理者制度の導入を検討すること。

(注) A・・・現行どおり B・・・要改善 C・・・廃止すべき

オ. 運営主体(指定管理者)

平成22-26年度 江丹別産業・江丹別ファーム指定管理者グループ

カ. 平成20年度包括外部監査人の意見

旭川市営牧場の存在意義について(意見)

「旭川市営牧場(以下、「市営牧場」という。)は旭川市に住所を有する農業者または農業団体のうち、自前の牧場を持たない、あるいは十分な広さの牧場を持たない零細な農業者等のために、飼料生産基盤の拡大による良質な牧草の供給と、放牧による強健な若牛育成によって生産性の向上を図り、農業者等の経営の安定に資することを目的として設置された。平成18年度までの利用率は50%から60%程度と低迷していたものの、平成19年度は70%を超え、平成20年7月現在で600頭ほどの牛を預かっていることから利用率は90%を超えており、現在の施設規模等を考慮するとこれ以上預かることが困難な状況であるほど利用率は高くなってきている。なお、近年の利用率向上は必ずしも市内に住所を有する

農業者等からの預託だけではないものの、「旭川市営牧場条例」では使用者の範囲について特に支障がなければ市内の農業者等に限る必要はないとしていることや、施設の有効活用という点などを考慮すると、零細な農業者または農業団体を支援する必要性などから、現在においても市営牧場の役割は重要であると言える。

（・・・略・・・）利用者へのサービス向上と行政コストの低減を図ることができるのであれば、行政評価委員会からも指摘されているように、指定管理者制度の導入も検討すべきである。」

キ. 監査結果

指定管理者との年次協定書の関係書類、実績報告、旭川市営牧場の概要および平成 26 年度旭川市営牧場入牧案内の閲覧、現地視察を行った結果、次の指摘があった。

【指摘】

(ア) 備品について

- ・指定管理者所有の備品については、市の備品と明確に区別できるよう標示を添付すべきである。
- ・平成 20 年度に使用不能として備品登録から削除されている「温水洗浄機（カツシカ K-750B-1）」が倉庫に放置されていた。廃棄処理が必要である。

(イ) 指定管理者の事業報告について

- ・平成 25 年度の事業報告書 35 頁の牧場用機械一覧表備品番号に 2 件の誤りがあった。監査人の指摘により訂正され、差し替えられている。

機械名	構造・規格	(誤) 備品番号	(正) 備品番号
チェーンソー	スチール MS180C-BE	0 0 9 4 8 7 8	0 0 9 4 8 8 5
刈機	マキタ沼津 NB3060H	0 0 9 4 8 7 7	0 0 9 4 8 8 4

- ・平成 25 年度の事業報告書 20 頁の平成 25 年度収支（決算額）中の修繕費が平成 26 年 3 月分収支報告の累計と 6,892 円相違していた。指定管理者の集計の誤り。

- ・同平成 25 年度収支（決算額）中の牧場管理費に市の支出項目が記載されており、なおかつ市の決算確定前の金額であったため市の決算額と不一致であった。指定管理者の事業報告には指定管理者の支出のみを記載すべきである。

上記の他、特に指摘すべき事項はない。ただし、次の状況がある。平成 23 年度の安愚楽牧場の破産手続きに伴い、3,356,750 円の未収金が発生し、平成 26 年 2 月の破産手続きによる配当 168,735 円の受領後、未収金は 3,188,015 円となっている。市では 5 年の時効が成立するまで不納欠損処理を行わない方針である。

また、平成 19 年度の公共施設評価の結果で指摘されている指定管理者制度の導入は平成 22 年度より開始し、導入した指定管理者制度のもとでの利用 1 頭当たりの行政コストは、年間利用 200 頭台および 400 頭台のいずれも指定管理者制度後においてコスト節減効果が見られる。特に 200 頭台のコスト節減効果が大きい。これは、導入前の市営牧場の草

地管理、放牧管理、雑用水管理、牧場用車両・機械施設等管理の業務委託については、平成 18 年度および 19 年度を見た場合、利用量（頭数）による調整は行われていない。導入後は年次協定締結時において利用頭数を 200 頭として管理料を算出し、平成 25 年度では 5 月に市外の大口利用者からの預託が確実にになった段階で、410 頭に応じた指定管理料を算出し、年次協定を変更している。低い利用量により対応した制度に移行できたと言える。

4. 林業

（1）概況

市内の森林面積は 39,650ha で、市行政面積 74,760ha に対して 53.0%を占めている。

その内訳は、私有林 9,627ha、市所有林 1,757ha、道有林 4,973ha、国有林 23,293ha であり、全森林面積の 58.9%が国有林で占められている。

森林が持つ公益的機能への要請にこたえ、林業総生産の増大を期するため諸制度を導入し、私有林造成と近代的林業経営の推進を図っている。

（2）監査対象事業

① 森林整備対策事業費

平成 25 年度予算 9,806 千円

平成 25 年度決算 7,650 千円

（目的）

民有林の生産性向上と優良な森林資源の造成を図る。

（始期）

昭和 38 年度

（根拠法令等）

未来につなぐ森づくり推進事業費補助金交付要綱

旭川市森林整備対策事業補助金交付要綱

（事業内容）

間伐については昭和 38 年度から市独自で北海道が算出する補助対象経費の 10%以内の予算の範囲内で、植林については昭和 54 年度から北海道よりの補助金とともに北海道が算出する補助対象経費の 26%以上を市の補助金として交付している。

（事業成果）

平成 25 年度 一般間伐 68.59 ha

平成 25 年度（春期） 植林 30.80 ha

平成 25 年度（秋期） 植林 14.68 ha

（監査結果）

監査の結果、北海道よりの関係書類、旭川森林組合よりの関係書類等を閲覧し、特に指摘すべき事項はない。

② 森林整備地域活動支援事業費

平成 25 年度予算 26,316 千円

平成 25 年度決算 21,003 千円

(目的)

森林所有者等による計画的かつ一体的な森林整備を推進し、森林の多面的機能の発揮を図るため、間伐等の実施に必要な地域における活動の実施を推進する。

(始期)

平成 14 年度

(根拠法令等)

森林整備地域活動支援交付金等要綱

北海道森林整備地域活動支援交付金要領

旭川市森林整備地域支援事業実施要綱

(事業内容)

作業路網の改良活動等および間伐実施の集約化の推進を目的とした地域活動であり、施業の実施にかかる活動としては間伐・除伐予定箇所の選定、伐採木の樹高・胸高直径・樹種等の調査、路網の線形調査、施業方法の決定にかかる調査、境界の確認等であり、施業の実施に係わる合意形成としては、説明会の実施、施業提案書の作成、その他集約化施業を実施する旨の合意取付に必要な活動である。これらを実施した者に対して、国・北海道と一体となって支援する。

(事業成果)

平成 25 年 6 月に旭川森林組合と実施協定を締結した。協定の対象となる森林の所在は、旭川市江丹別・神居、東旭川・西神楽・神居、東鷹栖であり、平成 25 年度においては、作業路網の整備 26.09 km、施業集約化の促進 107.58 ha が実施された。

(監査結果)

監査の結果、北海道よりの関係書類、旭川森林組合よりの関係書類等を閲覧し、特に指摘すべき事項はない。

5. 農業農村整備

(1) 概況

農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策である。

水田に必要な農業用水を確保するためのダムや堰・用水路の建設・管理、営農条件を改善するための水田、畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備などを進め、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援する。

(2) 監査対象事業

① 国営土地改良事業費

平成 25 年度予算 168,627 千円

平成 25 年度決算 168,626 千円

(目的)

国営土地改良事業の完了に伴い旭川市の負担金およびペーパン・神居・共栄近文・忠別の各地区の地元負担金の償還をおこなう。

(始期)

平成 10 年度

(根拠法令等)

土地改良法

土地改良法施行令

旭川市国営土地改良事業負担金等徴収条例

旭川市農業農村振興条例

(事業内容)

平成 25 年度の償還は次のとおり。

(単位：千円)

事業名	地区名	負担区分	平成 25 年度償還金	償還期限
総合かんがい排水事業	ペーパン	旭川市・農家	100,791	平成 26 年度
総合災害復旧事業	ペーパン	旭川市	143	平成 26 年度
総合かんがい排水事業	神居	旭川市	49,719	平成 26 年度
かんがい排水事業	共栄近文	旭川市	2,559	平成 27 年度
農業用水再編対策事業	忠別	旭川市	15,412	平成 32 年度
		計	168,626	

(監査結果)

監査の結果、特に指摘すべき事項はない。ただし、次の状況がある。ペーパン地区のかんがい排水事業の受益者負担金について、すでに離農し他県に転出、資力は喪失していると考えられる者の未納が平成 20 年度より毎年 17,889 円発生している。平成 19 年度以前分は不納欠損処理済みである。

② 北海道が実施した事業の負担金

ア. 道営ほ場整備事業費

平成 25 年度予算 32,004 千円

平成 25 年度決算 11,244 千円

(目的)

農地の汎用化と農村部の環境整備により、農村の活性化と農業経営の安定を図るとともに、畑作物の生産の合理化を図るため、

(根拠法令等)

土地改良事業関係補助金交付要綱

食料供給基盤強化特別対策事業実施要領

旭川市農業農村振興条例

(事業内容)

農地の区画整理、客土、土層改良および暗渠排水を整備する。

平成 25 年度においては、北海道の年度当初の予想事業量が実績では減少したため負担費の減少となった。市の負担割合は、事業の内容により事業費の 10%から 50%となっている。

(事業成果)

平成 25 年度、旭川市内の総事業費は、5 地区 81,483 千円、事業量は 3 地区 16.4ha。

イ. 道営かんがい排水整備事業費

平成 25 年度予算 11,785 千円

平成 25 年度決算 7,924 千円

(目的)

農業用排水路の整備を実施し、農地の乾田化、汎用化を図り、水田営農の活性化による転作物を導入し、田畑の輪換体系を確立し、収穫の向上および農業の近代化を推進して農業経営の安定化を図る。

(根拠法令等)

土地改良事業関係補助金交付要綱

食料供給基盤強化特別対策事業実施要領

旭川市農業農村振興条例

(事業内容)

用水施設の整備、補修。平成 25 年度においては、北海道の年度当初の予想事業量が実績では減少したため負担費の減少となった。市の負担割合は、事業費の 10%。

(事業成果)

用水施設の整備 1 件、事業費 78,456 千円。用水施設の塗装等 1 件、事業費 783 千円。

ウ. 道営農道保全対策事業費

平成 25 年度予算 10,298 千円

平成 25 年度決算 9,910 千円

(目的)

路肩の変形や舗装のひび割れが著しく、通行に支障を来している既存の農道について、舗装修繕等を実施して維持管理費の削減と施設の長命化を図る。

(始期)

平成 22 年度

(根拠法令等)

土地改良事業関係補助金交付要綱

旭川市農業農村振興条例

(事業内容)

基幹農道の更新および整備。市の負担割合は、事業費の 22.5%。

(事業成果)

基幹農道の整備 1 件、事業費 43,510 千円、事業量 880m。

エ. 道営集落基盤整備事業費

平成 25 年度予算 58,729 千円

平成 25 年度決算 37,483 千円

(目的)

ダムの維持管理に必要な各機器の整備を行う。

(始期)

平成 23 年度

(根拠法令等)

土地改良事業関係補助金交付要綱

旭川市農業農村振興条例

(事業内容)

ダムの機能保全計画に基づき、水管理制御施設の更新を行う。市の負担割合は、事業費の 22.5%。

(事業成果)

平成 25 年度は、ペーパーダムの機能保全計画に基づき水管理制御施設の更新として、超音波流量計、堤体挙動観測装置、地震観測装置およびダム管理制御装置の整備を実施した。

オ. 監査結果

上記の北海道が実施した事業の負担金 4 件について、監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

③ 基幹水利施設管理事業費

平成 25 年度予算 45,797 千円

平成 25 年度決算 40,917 千円

(目的)

農業用水の安定供給、農村地域の防災および環境の保全機能を有する基幹的な農業水利施設の適正な管理を行う。

(始期)

平成 10 年度

(根拠法令等)

土地改良事業関係補助金交付要領

旭川市農業農村振興条例

旭川市ダム管理条例

(事業内容)

市の農業生産基盤の中核を成す重要な施設であるペーパンダムおよび神居ダムの施設管理、点検整備、および修繕等である。

主な委託業務（平成 25 年度決算 28,815 千円）

- ・ 神居ダム用水管理業務（委託料 4,305 千円）
- ・ ペーパンダム用水管理業務（委託料 4,032 千円）
- ・ 神居ダム取水放流設備ほか点検業務（委託料 3,150 千円）
- ・ 神居ダム除雪業務（委託料 2,562 千円）
- ・ 神居ダム制御装置点検整備業務（委託料 2,415 千円）
- ・ ペーパンダム取水放流設備ほか点検業務（委託料 2,310 千円）
- ・ ペーパンダム除雪業務（委託料 2,467 千円）

(ダムの規模)

- ・ 受益面積（平成 25 年 4 月現在）

神居ダム 1,011ha

ペーパンダム 1,034ha

- ・ 受益戸数（平成 25 年 4 月現在）

神居ダム 131 戸

ペーパンダム 178 戸

(監査結果)

監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

④ かんがい排水整備事業費

平成 25 年度予算 33,230 千円

平成 25 年度決算 32,916 千円

(目的および事業内容)

ア．国営造成施設管理体制整備促進事業費

- ・ 強化支援事業（平成 25 年度決算 30,635 千円）

農業水利施設の有する多面的機能を発揮させるために、適切な管理体制を整備する取組を支援し、農家負担の軽減を図り、地域農業の確立を目指す。

国営土地改良事業により造成した農業水利施設や付帯道営造成施設について、地域における多面的機能の発揮及び地域住民の施設管理への参画を促す観点から、土地改良区の施設管理に係る支援を行い高度な管理や、管理体制の強化を図る。

各地区の土地改良区に対して、維持管理費における多面的機能相当分（37.5%）

を限度として補助を行う。

(受益面積)

たいせつ地区	2,444 ha
旭川地区	1,904 ha
東和地区	3,726 ha
永山地区	1,196 ha
大雪地区	1,196 ha
美瑛川地区	976 ha
神竜地区	71 ha

・推進事業（平成 25 年度決算 646 千円）

適正な農業水利施設の管理体制実現のため、管理体制整備推進協議会を設立し、関係団体間協議調整を行うとともに、農家・地域住民に対する啓発普及活動などを行うことで管理体制の構築を図る。各地区の土地改良区へ推進協議会運営委託費および推進事務費として交付する。

イ．農業用水利施設維持管理事業補助金（平成 25 年度決算 1,300 千円）

土地改良区および受益農家の経営の安定と生産性向上を図るため、江丹別貯水池の維持管理に係わる経費のうち、防災機能分として 87%以内、上限 130 万円以内で江丹別土地改良区に交付する。

(始期)

平成 11 年度

(根拠法令等)

土地改良事業関係補助金交付要綱

国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱

地域用水機能増進事業実施要領

旭川市農業農村振興条例

旭川市農業水利施設維持管理事業補助交付要綱

(監査結果)

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

⑤ 農地・水保全管理支払事業費

平成 25 年度予算 62,043 千円

平成 25 年度決算 60,394 千円

(目的)

農地や農業用水などの資源を、適切に保全管理する。

(始期)

平成 24 年度

(根拠法令等)

経営所得安定対策等大綱

農地・水保全管理支払交付金要綱

(事業内容)

農業者の減少・高齢化等に伴う、集落活動の低下によって、農地や農業用水などの資源を、これまでどおりに適切に保全管理していくことが、難しくなっていることから、平成 19 年度から「農地・水・環境保全向上対策」事業の実施により、非農業者を含む地域ぐるみで農地や農業用水等の良好な保全と質的向上に取り組む共同活動と、また、老朽化が進む農業用水等施設の長寿命化のための補修・更新等に取り組む向上活動を行う活動組織に対してそれぞれ支援する。

(ア) 共同活動支援交付金（平成 25 年度決算 52,900 千円）

地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動を行う団体に対して、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会を通じて交付金を支出し支援する。

(イ) 向上活動支援交付金（平成 25 年度決算 5,777 千円）

農業用水路施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う団体に対して、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会を通じて交付金を支出し支援する。

(事業成果)

共同活動支援 対象面積 9,641.52 ha

向上活動支援対象面積 672.34 ha

(監査結果)

監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

⑥ 国営緊急農地再編整備事業費

平成 25 年度予算 4,500 千円

平成 25 年度決算 2,794 千円

(目的)

耕作放棄地の解消・発生防止等により優良農地を保全するとともに、担い手への農地の効率的集積を促し、食料自給率の向上を図るため、農地の基盤整備を緊急に実施する。

(始期)

平成 24 年度

(根拠法令等)

土地改良法施行令

国営緊急農地再編整備事業実施要綱

(事業内容)

事業推進協議会（旭川地区国営緊急農地再編整備推進協議会）への負担金の支出（平成 25 年度決算 2,016 千円）等。全額が国よりの受託収入を財源とする。

(事業成果)

平成 25 年度の旭川地区国営緊急農地再編整備推進協議会の総支出 3,849 千円中、旭川市負担分として 2,016 千円を交付した。

(監査結果)

監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

⑦ 農用地等集団化支援事業費

平成 25 年度予算 5,600 千円

平成 25 年度決算 3,450 千円

(目的)

道営土地改良事業の区画整理に伴う換地作業の前段として、農地等の状況調査および合意形成促進等の実施により、農用地の集団化促進する土地改良区に対して、国の実施する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、負担の軽減を図る。

(始期)

平成 24 年度

(根拠法令等)

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

旭川市農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱

(事業内容)

東和土地改良区の補助対象経費 6,900 千円に対し、3,450 千円を交付した。市の支出の全額が補助金を財源とする。

(事業成果)

農用地等集団化実施実績 252.40 ha

(監査結果)

監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

⑧ 管理事務費（飲雑用水施設ほか）

平成 25 年度予算 23,110 千円

平成 25 年度決算 21,039 千円

(目的)

飲用水供施設、共栄地区上水道施設および農村公園の維持管理を行い、農村地域の生活環境の保全を図る。

(根拠法令等)

水道法

旭川市農業農村振興条例第 14 条

(事業内容)

主な事業（平成 25 年度決算 1,000 千円以上）

- ・ 共栄・新開地区専用水道ほか施設管理業務委託（平成 25 年度決算 6,773 千円）
- ・ 神華地区ほか飲料水供給施設管理業務委託（平成 25 年度決算 4,263 千円）
- ・ 忠別ふれあい公園芝生ほか維持管理業務委託（平成 25 年度決算 2,310 千円）
- ・ 飲雑用水供給施設草刈業務委託（平成 25 年度決算 2,058 千円）

（飲雑用水施設の概要）

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

施 設 名	共栄地区 専用水道施設	神華地区 飲料水供給施設	春日地区 飲料水供給施設	春志内地区 飲料水供給施設	新開地区 飲料水供給施設	共有地地区 飲料水供給施設
所在地（地区）	神居町共栄	神居町神華	江丹別町春日	神居町春志内	西神楽南 14 号	西神楽南 15 号
設置年度	昭和 33 平成（改築）	昭和 28 昭和 58（改築）	昭和 36 昭和 51（改築）	昭和 39	昭和 36 昭和 61（改築）	昭和 40 昭和 56（改築）
給水戸数（戸）	67	16	18	1	23	11
浄水処理方法	急速ろ過処理	緩速ろ過処理	緩速ろ過処理	緩速ろ過処理	急速ろ過処理	緩速ろ過処理
給水能力（m ³ /日）	210	59.8	71.7	56.3	160	15
原水の種類	伊野川 河川表流水	ポン雨紛 2 号川 河川表流水	鱒取川 河川表流水	神居第 1 線川 河川表流水	新開 1 5 号川及 び新開 15 号川 支流南 13 号川 河川表流水	共有地沢川
給水区域	神居町共栄	神居町神華	江丹別町春日	神居町春志内	西神楽南 13, 14, 15 号 （新開地区）	西神楽南 16, 17 号 （共有地地区）

（監査結果）

次の 1 件を除き、特に指摘すべき事項はない。

【指摘】業務完了届の点検について

共栄地区ほか水道施設草刈業務委託（平成 25 年度決算 756 千円）において、平成 25 年 9 月 30 日に提出された業務完了届において、7 月 2 日に実施された安全訓練実施の写真が添付されている。安全訓練の実施は、業務仕様書にて示されている。その写真では、参加者の服装は明らかに季節が異なる時期の服装であり、確認したところ写真の添付誤りであり、正しい写真と差し替えをした。単なる不注意であるものの書類の点検に一層の慎重さを求める。

【意見】 入札時期の検討について

水道施設管理に係わる委託の入札時期と業務開始時期は次のとおりとなっていた。

	業務名	入札日	業務開始
a	共栄・新開地区専用水道ほか施設管理業務	平成 25 年 3 月 26 日	平成 25 年 4 月 1 日
b	神華地区ほか飲料水供給施設管理業務	平成 25 年 3 月 26 日	平成 25 年 4 月 1 日

a 平成 25 年度契約額 6,772 千円

b 平成 25 年度契約額 4,263 千円

これらの入札はすべて指名入札で行われ、入札日より 11 日前の 3 月 15 日に発している指名通知書には契約期間は「平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで」とされている。

入札日と業務開始日がかかなり近い日で設定されていることは、契約者の業務体制の整備および業務の引き継ぎ等を考慮すると、本来妥当な準備期間であるとは考えられない。入札の実施時期については、旭川市契約事務取扱規則にて、一般競争入札については入札期日の 7 日前までに公告（第 3 条）、指名競争入札については入札期日の 5 日前までに指名通知（第 15 条第 2 項）すると定められ、入札期日と業務実施時期との日程については定められていない。定められた業務内容を確実に遂行するためにも十分な準備期間を設けられる入札時期にする旨を、入札のルールに盛り込む等の検討を要する。この 2 者の受託者は、平成 17 年と平成 19 年より引き続きこの業務を受託している。受託者は 4 月 1 日に詳細な業務計画書を市へ提出している。

第4 都市と農村の交流

1. 若者の郷施設管理費

平成 25 年度予算 26,776 千円

平成 25 年度決算 26,776 千円

(1) 所在地 旭川市江丹別町中央

所管：農政部農政課

(2) 目的 山村地域における若者の定住を促進することを目的とする。

(3) 根拠法令等

旭川市若者の郷条例

旭川市若者の郷条例施行規則

(4) 沿革

昭和 58 年 9 月 30 日	スポーツ広場、グリーンパークほか建設工事着工
昭和 59 年 11 月 19 日	スポーツ広場、グリーンパークほか建設工事しゅん工
昭和 60 年 12 月 7 日	地場産品試作センター建設工事しゅん工
昭和 60 年 12 月 13 日	若者センター建設工事しゅん工
昭和 61 年 7 月 1 日	上記全施設一括開設
平成 4 年 10 月 15 日	総管理棟（グリーンセンター）建設工事しゅん工
平成 4 年 12 月 21 日	遊歩道建設工事しゅん工
平成 5 年 11 月 15 日	市民農園及び広場（山びこ広場）建設工事しゅん工
平成 6 年 7 月 15 日	農村体験実習館（ロッジ）建設工事しゅん工
平成 6 年 7 月 20 日	全面開設（若者センター周辺 18,259 m ² 、 グリーンパーク周辺 66,790 m ² 、合計 85,049 m ² ）
平成 16 年 4 月 16 日	江丹別中央農村公園開設
平成 17 年 4 月 1 日	指定管理者制度に移行

年度	導入事業名	事業内容
昭和 58-60 年度	山村地域若者定住環境整備モデル事業	若者センター 地場産品試作センター 多目的スポーツ広場 グリーンパーク（キャンプ場）
平成 2-6 年度	農業農村活性化農業構造改善事業	総管理棟（グリーンセンター） 市民農園 山びこ広場 農村体験実習館（小型ロッジ）
平成 4-5 年度	美しいむらづくりモデル地区整備事業	遊歩道 農村体験実習館（大型ロッジ）
平成 12-16 年度	道営中山間地域総合整備事業	江丹別中央農村公園

(5) 施設の概要

江丹別若者の郷は、前記の目的により、研修・集会場・農畜産物加工室、宿泊所、スポーツ施設およびキャンプ場等を備えた複合施設である。その概要は、次のとおり。

① 若者センター

建築面積	延床面積	構造
447.39 m ²	742.4 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建
1 階		2 階
408.28 m ²		334.26 m ²

	室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)		室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)
1 階	ホール	133.7	130	2 階	研修室(A)	49.2	45
	図書資料室	28.2	20		研修室(B)	49.2	45
	厨房	19.6	—		研修室(C)	24.1	25
	事務室	22.6	—		研修室(D)	23.5	25
	その他	204.1	—		その他	188.2	—

② 地場産試作センター

延床面積	構造
184 m ²	鉄骨造平家建

室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)	室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)
農産加工室	51	15	事務室ほか	46	—
畜産加工室	87	10			

③ スポーツ広場

ア. 全天候型舗装テニスコート 3 面

イ. 球技場 1 面

④ グリーンパーク

ア. 総合管理棟 (グリーンセンター) 181.44 m²×1 棟

イ. キャンプサイト 27 面

ウ. 市民農園 8,235 m²

a 大区画 100 m²×10 区画

b 小区画 30 m²×55 区画

エ. 山びこ広場 7,928 m²

オ. 遊歩道 ほか

⑤ 農村体験実習館

ア. 大型ロッジ（定員 12 名） 63.18 m²×1 棟

イ. 小型ロッジ（定員 5 名） 40.50 m²×3 棟

⑥ 江丹別中央農村公園

ア. 所在地 旭川市江丹別中央 104 番地 1

イ. 沿革 着 工 平成 13 年 9 月 21 日

しゅん工 平成 16 年 1 月 15 日

開 園 平成 16 年 4 月 16 日

ウ. 面積 6,148 m²

エ. 施設 あずまや 1 棟、駐車場 491 m²（収容台数 40 台）、照明 2 カ所、
花壇 2 カ所、園路 298m、水車 1 基

オ. 建設費 53,036 千円

財源内訳 道費 34,179 千円

一般財源 18,857 千円

⑦ 利用料金

使用区分			金額		
			午前 (9時～12時)	午後 (1時～5時)	夜間 (5時～9時)
若者センター	ホール	大人	250円	370円	370円
		高校生以下	120円	180円	180円
	研修室 (A・B・C・D各室)	大人	190円	250円	250円
		高校生以下	90円	120円	120円
テニスコート夜間照明			市長が定める額		
地場産品試作センター			市長が定める額		
農村体験実習館		大型ロッジ	宿泊 1棟1泊につき 12,600円		
			日帰り 1棟1時間につき 840円		
		小型ロッジ	宿泊 1棟1泊につき 5,250円		
			日帰り 1棟1時間につき 310円		
市民農園			使用面積 1 平方メートルにつき 100円		

⑧ 利用時間および休日

施設名		使用時間	休館日及び期間
若者センター（宿泊使用の場合の研修室を除く。）、スポーツ広場及び地場産品試作センター		午前 9 時から午後 9 時まで	・若者の郷の休日 12月30日から翌年の 1 月 4 日まで ・テニスコート、グリーンパーク 4月20日から10月31日まで ・農村体験実習館 4 月 1 日から11月30日まで ・市民農園 5 月15日から10月31日まで
農村体験実習館	日帰り	午前10時から午後 4 時まで	
	宿泊	午後 4 時から翌日の午前10時まで	

⑨ 建設費 633,681 千円

財源内訳 道補助金 240,363 千円

市債 169,400 千円

一般財源 223,918 千円

(6) 事業成果

① 利用状況

(単位：人)

区分		年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		項目	利用団体数	利用者数	利用団体数	利用者数	利用団体数	利用者数
若者センター			240	5, 031	263	5, 546	842	8, 060
スポーツ 広場	テニスコート		3	19	10	160	5	31
	球技場		77	800	78	769	62	747
グリーンパーク			36	659	58	838	43	732
地場産品 試作セン ター	農産加工室		157	707	196	845	215	932
	畜産加工室		244	1, 364	200	1, 222	184	1, 087
農村体験実習館（ロッジ）			213	1, 182	177	972	199	1, 107
市民農園			58	—	47	—	55	—

② 施設使用料収入の推移

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設使用料	3,705	3,564	3,342	3,605

(7) 監査結果

監査の結果、次の指摘事項があった。

【指摘】 備品台帳の不備および備品の管理について

- ・ 備品台帳に登録されていない物品 2 件があり、平成 26 年 9 月 12 日付けで台帳に登録された。

滅菌庫

打栓機（平成 20 年度に旭川市永山ふれあいセンターにて廃棄処理した備品）

- ・ 備品台帳に登録された備品名称は誤りであり、訂正した備品が 1 件あった。

（誤）食塩濃度計

（正）粘体瓶詰機

- ・ 所在不明の備品

備品番号 26830 インジェクター食塩注射器

当該備品は、平成 26 年 10 月 24 日付けで登録から削除された。

備品台帳については、指定管理業務の年次協定書に添付されているのであるから、年次協定締結の都度確認を行わなければならない。

【指摘】事業報告中の収支報告について

指定管理者の平成 26 年 3 月の経費支出の中に、「市民農園勘定」に 86,000 円の計上があった。3 月の管理業務実施状況には市民農園の業務は実施されていなかったため、指定管理者に問い合わせたところ、指定管理者会計区分において伝票処理がなされていなかったものであり、誤って計上したとのことであった。本事項は、人件費科目と合わせ 807 千円であり、平成 26 年度（No. 2）旭川市監査委員の監査結果報告書（平成 26 年 12 月 22 日）6 頁にて指摘されている。市は報告を受け取り閲覧する際には、十分な点検が必要である。

監査の結果、以上を除き、特に指摘すべき事項はない。

2. 農村地域センター施設管理費

平成 25 年度予算 78,851 千円（流用後 77,451 千円）

平成 25 年度決算 76,596 千円

所管：市民生活部市民活動課

（目的）

農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資することを目的とする。

（根拠法令等）

旭川市農村地域センター条例

旭川市農村地域センター条例施行規則

（事業内容）

市は上記目的を達成するため、農村地域センターを 5 カ所に設置している。名称は、各々異なっていて、旭正、東旭川、永山、東鷹栖および西神楽地区にある。

東旭川の施設は公民館と図書館分室の、西神楽は図書館分館との複合施設であり、他は単独の施設である。

個人が農村地域センターを使用しようとするときは、前月の 1 日より（7－9 月のトマトジュース加工は 6 月 1 日に抽選会を実施）予約を受付け、使用に際しては使用申請書に必要な事項を記載し、使用の承認を受け、使用に当たっては、後述のとおり所定の利用料を納入しなければならない。

（1）各農村地域センターの概要

各農村地域センターの概要は次のとおりである。

① 旭川市旭正農業構造改善センター（本項では旭正センターという）

ア．所在地 旭川市東旭川町旭正

イ．沿革 平成 5 年 9 月 17 日 着工

平成 6 年 7 月 29 日 竣工

平成 6 年 8 月 25 日 開館

ウ. 規模

- (ア) 敷地面積 5,000 m²
 (イ) 延床面積 419 m²
 (ウ) 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨平屋建
 (エ) 施設内容 農産加工室 (98 m²)、畜産加工室 (60 m²)、
 研修室 (和室) (71 m²)、その他 (190 m²)

エ. 建設事業費 224,241 千円

財源内訳 道補助金 89,000 千円、一般財源 135,241 千円

オ. 運営主体 (指定管理者)

平成 17、18 年度 あさひかわ農業協同組合
 平成 19－23 年度 あさひかわ農業協同組合
 平成 24－28 年度 あさひかわ農業協同組合

カ. 事業成果

区分	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	項目	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
研修室 (和)		62	728	82	834	47	522
農産加工室		605	2,696	531	2,463	430	1,948
畜産加工室		140	869	113	673	36	214
計		807	4,293	726	3,970	513	2,684

キ. 使用料金 (旭川市農村地域センター条例、他の4施設も同様)

使用区分			金額（円）		
			午前 （9時～12時）	午後 （13時～17時）	夜間 （18時～22時）
講堂			500	750	750
研修 室	和室	西神楽センター	180	250	250
		東旭川、旭正、永山、東鷹栖各センター	250	370	370
	洋室	西神楽、永山、東鷹栖各センター	250	370	370
		東旭川センター	180	250	250
調理実習室			250	370	370
ホー	永山センター		620	930	930
ル	西神楽，東旭川、東鷹栖各センター		1, 260	1, 880	1, 880
催物広場			市長が別に定める額		

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 3 入場料、会費又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、この表に定める額の30割に相当する額とする。
- 4 暖房料は、使用料の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

また、旭川市農村地域センター条例第4条（使用料）第2項、農畜産加工のための設備の使用料は、市町が別に定めるところにより徴収する。

【農畜産加工】

- ・ジュース類～製品1ℓにつき 40円
- ・農産加工～原料1kgにつき 70円
- ・畜産加工～原料1kgにつき 110円 ※旭正のみ
- ・牛乳加工～原料1ℓにつき 150円 ※東鷹栖のみ

【食品加工】 ※東鷹栖のみ

- ・ジュース類～製品1ℓにつき 45円
- ・農産加工～原料1kgにつき 90円

ク. 開所時間および休所日（旭川市農村地域センター条例、他の4施設も同様）

開所時間 午前9時から午後10時まで

休所日 12月30日から翌年の1月4日まで

② 旭川市永山ふれあいセンター（本項では永山センターという）

ア. 所在地 旭川市永山町14丁目

イ. 沿革 平成3年8月 着工

平成4年6月 竣工

平成4年6月 開館

ウ. 規模

(ア) 敷地面積 3,966㎡

(イ) 延床面積 761㎡

(ウ) 構造 鉄筋コンクリート造平家建

(エ) 施設内容 ホール（219㎡）、農産加工室（102㎡）、研修室（洋室）（55㎡）、
研修室（和室）（59㎡）、その他（325㎡）

エ. 建設事業費 244,340千円

財源内訳 市債 164,200千円、一般財源 80,140千円

オ. 運営主体（指定管理者）

平成 17、18 年度 あさひかわ農業協同組合
 平成 19－23 年度 あさひかわ農業協同組合
 平成 24－28 年度 あさひかわ農業協同組合

カ. 事業成果

区分	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	項目	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
ホール		475	5,588	543	7,019	589	8,157
研修室（洋）		114	1,400	130	1,247	61	1,004
研修室（和）		56	1,100	71	1,178	154	1,296
農産加工室		355	1,890	373	1,941	330	1,958
計		1,000	9,978	1,117	11,385	1,134	12,415

③ 旭川市東鷹栖農村活性化センター（本項では東鷹栖センターという）

ア. 所在地 旭川市東鷹栖 10 線 16 号

イ. 沿革 平成 12 年 10 月 11 日 集会施設部分建設工事着工
 平成 13 年 3 月 26 日 集会施設部分建設工事竣工
 平成 13 年 4 月 27 日 部分供用開始
 平成 14 年 8 月 12 日 農産物処理加工施設部分建設工事着工
 平成 15 年 3 月 14 日 農産物処理加工施設部分建設工事竣工
 平成 15 年 6 月 1 日 開館

ウ. 規模

(ア) 敷地面積 11,068 m²
 (イ) 延床面積 1,346 m²
 (ウ) 構造 鉄筋コンクリート造（一部木造及び鉄骨造）平家建
 (エ) 施設内容 ホール（493 m²）、農産加工室（60 m²）、食品加工室（106 m²）、
 研修室（洋室）（66 m²）、研修室（和室）（58 m²）、
 その他（563 m²）

エ. 建設事業費 305,025 千円

財源内訳 道補助金 136,021 千円、市債 100,300 千円、
 諸収入 50,700 千円、一般財源 18,004 千円

オ. 運営主体（指定管理者）

平成 17、18 年度 たいせつ農業協同組合
 平成 19－23 年度 たいせつ農業協同組合
 平成 24－28 年度 たいせつ農業協同組合

カ．事業成果

区分	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	項目	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
ホール		475	11,074	443	8,249	458	10,121
研修室（洋）		54	1,695	42	925	33	1,256
研修室（和）		111	2,340	83	975	84	1,572
食品加工室		253	1,260	261	1,346	231	1,133
農産加工室		455	2,354	454	2,322	464	2,455
合 計		1,348	18,723	1,283	13,817	1,270	16,537

④ 旭川市西神楽農業構造改善センター（本項では西神楽センターという）

ア．所在地 旭川市西神楽南2条3丁目

イ．沿 革 平成元年6月30日 着工

平成2年8月7日 竣工

平成2年10月10日 開館

ウ．規模

(ア) 敷地面積 3,791 m²

(イ) 延床面積 1,352 m²

(ウ) 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平家建

(エ) 施設内容 ホール (417 m²)、講堂 (151 m²)、図書室 (61 m²)、
研修室 (和室) (44 m²)、研修室 (洋室) (56 m²)、
調理実習 (加工) 室 (98 m²)、その他 (525 m²)

エ．建設事業費 386,743 千円

財源内訳 道補助金 90,386 千円、市債 173,600 千円、
一般財源 122,757 千円

オ．運営主体 (指定管理者)

平成22～26年度 西神楽まちづくり委員会

カ．事業成果

区分	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	項目	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
ホール		644	10,042	623	9,862	705	11,552
研修室（和）		139	1,737	142	1,392	230	2,192
研修室（洋）		354	3,501	405	3,503	434	3,945
講堂		512	12,184	518	10,747	556	11,677
調理実習（加工）室		326	1,833	347	1,847	331	1,825
図書室		229	4,960	229	4,538	228	4,356
計		2,204	34,257	2,264	31,889	2,484	35,547

⑤ 旭川市東旭川農村環境改善センター（本項では東旭川センターという）

ア．所在地 旭川市東旭川町上兵村 544 番地

イ．沿 革 平成元年 6 月 30 日 着工

平成 2 年 11 月 25 日 竣工

平成 2 年 11 月 30 日 開館

ウ．規模

(ア) 敷地面積 20,543 ㎡

(イ) 延床面積 1,152 ㎡（専用 927 ㎡、公民館共用部分 225 ㎡）

(ロ) 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平家建

(エ) 施設内容 ホール（548 ㎡）、研修室（和室）（89 ㎡）、研修室（洋室）（49 ㎡）、
調理実習（加工）室（89 ㎡）、その他（377 ㎡）

エ．建設事業費 385,637 千円

財源内訳 道補助金 150,283 千円、
一般財源 235,354 千円

オ．運営主体

旭川市

カ．事業成果

区分	年度 項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
研修室	和室	364	5,439	341	5,570	410	7,242
	洋室	340	3,785	348	4,126	375	5,212
調理実習室		401	2,188	395	2,091	418	2,596
ホール		734	22,070	737	21,833	728	21,932
催物広場		0	0	0	0	0	0
計		1,839	33,482	1,821	33,620	1,931	36,982

（指定管理者制度導入前との比較）

収支の状況

（単位：千円）

年度 内訳		平成 15 年度 (決算)	平成 16 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
収 入	使用料	7,287	6,612	9,218	8,661
	その他	145	201	733	805
	合計（A）	7,433	6,814	9,952	9,467
支 出	人 件 費				
	報酬	9,835	9,917	3,270	3,287
	その他	0	0	0	0
	小計	9,835	9,917	3,270	3,287
	需 用				
	燃料費	454	564	0	0
	光熱水費	6,282	6,208	4,002	4,231

	費	修繕費	2,253	1,648	1,000	447
		その他	721	439	53	223
		小計	9,711	8,861	5,164	4,902
		委託料	59,740	62,046	65,702	66,771
		使用料賃借料	396	1,450	1,029	1,045
		工事請負費	0	0	0	0
		その他	162	909	617	128
		合計（B）	80,802	83,185	75,785	76,596
差し引き行政コスト(A)-{(B)+(C)}			△73,369	△76,371	△65,833	△67,129
年間利用者数			93,370 人	90,290 人	90,143 人	99,809 人
利用者1人当たりの行政コスト			785 円	845 円	730 円	672 円

（事業成果）

利用状況

（単位：人）

	平成15年度	平成16年度	平成24年度	平成25年度
旭正センター	3,510	3,230	3,970	2,684
永山センター	11,907	11,714	11,385	12,415
東鷹栖センター	12,465	10,161	13,817	16,537
西神楽センター	39,800	38,151	27,351	31,191
東旭川センター	25,688	27,034	33,620	36,982
合計	93,370	90,290	90,143	99,809

使用料収入

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成24年度	平成25年度
旭正センター	1,913	1,820	1,843	1,292
永山センター	1,526	1,429	1,391	1,317
東鷹栖センター	1,230	1,312	2,662	2,650
西神楽センター	1,271	982	1,615	1,655
東旭川センター	1,344	1,065	1,704	1,746
合計	7,287	6,612	9,218	8,661

（2）監査結果

次の指摘事項があった。

【指摘】 備品台帳の不備について

現場視察の結果、次の備品現物と備品台帳の記載の不備があった。備品台帳は、指定管理者との年次協定書に盛り込まれ、市はその使用を許可している。契約締結の際に必ず現物との照合をしなければならない。

① 旭正センターの備品について

- ・ 備品シールの貼り間違いがあり、監査人の指摘により、正しいシールに張り替えられた。3 件。

備品番号 26568 ボイル槽 旧個別番号（誤） 0094、（正） 0093

備品番号 26569 ボイル槽 旧個別番号（誤） 0095、（正） 0094

備品番号 26570 ボイル槽 旧個別番号（誤） 0093、（正） 0095

- ・ 備品ではない物品（少額物品なりース期間満了物品）に誤ってシールを貼る。

備品番号 26574 腸詰機

- ・ 使用していない物件、廃棄の検討を要する。

備品番号 26547 脱水機

② 永山センターの備品について

- ・ 備品シールが貼られていない備品。4 件。

備品番号 26564 食缶消毒器

備品番号 27531 テーブル

備品番号 27605 ボイル槽

備品番号 27613 ボイル槽

- ・ 旧個別番号シールが切れて不完全な状態であった。早急に新シールを貼らなければならない。2 件。

備品番号 27587 工作台

備品番号 27588 工作台

- ・ 使用していない物件、廃棄の検討を要する。2 件。

備品番号 27599 食缶消毒機

備品番号 27610 コームシーマー

- ・ 備品かどうか判別できない物品。3 件。

回転釜、蒸し器、野菜スライサー

③ 東鷹栖センターの備品について

- ・ 備品台帳の登録を廃棄処理した後、そのまま使用している物件

旧個別番号 5.4.3.1292 ピンク電話

④ 西神楽センターの備品について

- ・ 備品シールが貼られていない備品。6 件。

備品番号 27078 応接用長いす

備品番号 27109 置物台

備品番号 27176 調理作業台

備品番号 27204 調理台

備品番号 27209 ゴミステーション

備品番号 27233 バレーボール支柱

- ・ 備品シールが熱で劣化し判読不能。

備品番号 50604 刈り機

⑤ 東旭川センターの備品について

- ・ 備品かどうか判別できない物品。

戸棚 1 件

- ・ 使用していない物件、廃棄の検討を要する。

備品番号 27454 ホームシーマー

- ・ 一対の備品へのシールの貼り間違い。

備品番号 27480 カーペット巻き取り機 旧個別番号（誤） 0097、（正） 0096

備品番号 27481 カーペットハンガー 旧個別番号（誤） 0096、（正） 0097

【意見】 備品登録上は廃棄処理済みで使用している備品について

旭正センターの備品で、備品台帳の登録を廃棄処理した後、そのまま使用している備品が 2 件あった。

旧個別番号 5.2.3517 冷蔵庫

旧個別番号 8.5.50.111 真空包装機

理由としては、廃棄費用の確保ができず、あくまで補助的に使用している。また、備品に再登録するにしても備品としての性能が保証できるものではなく、残存価格を考慮した場合、価値としても皆無である、としている。

補助的とはいえ使用しているのであるから、備品の新規登録ではなく、過去の備品登録を復活させるべきと考える。

【意見】 リース物件であること（貸し手の所有権）の明示について

標準的なリース契約書では、リース物件についての所有権の明示について次のように示している。また、実務においてもリース物件に貸し手の所有権標識を貼付することは、当然のこととして実施されている。

「貸し手は、貸し手が所有権を有する旨の所有権標識を物件に貼付することができるものとし、借り手は貸し手から要求があった場合、物件に所有権標識を貼付するものとする。借り手は、リース期間中、物件に貼付された貸し手の所有権標識を維持しなければならない。」

市のリース契約の書式の「電子複写機賃貸借契約約款（長期継続契約）」、「機器等賃貸借契約約款（長期継続契約）」をみると、上記の所有権標識についての記載はない。

しかしながら、貸し手の要求の有無にかかわらず、市の所有物とリース物件を区別することは必要なことなので、通常貸し手から与えられる所有権標識のシールを貼付することをルール化すべきである。

リース物件で、貸し手の所有権標識シールが貼られていない事例は次のとおり。

- ① 旭正センター
真空包装機
- ② 西神楽センター
瓶詰め機

【指摘】未使用の領収書綴りの簿冊管理について

市直営の東旭川センターを視察した際に、未使用の領収書綴り（整理票と領収書の2枚複写、50組が一綴り）について受払簿が作成されていなかった。保管施設では、未使用の綴りが常時何冊あるかを明らかにしておかなければならない。そこで会計課に照会したところ、市の全施設において受払簿を統一して作成を指示していなかった、との説明を受け、会計課では受払簿の様式を監査人へ示して今後作成するとの回答を得た。

【指摘】温風暖房機点検の未実施

旭正センターと永山センターの平成25年度の施設管理業務仕様書の別表1業務の実施基準に、温風暖房機の整備点検年1回と記されている。両センターの事業報告を閲覧したところ温風暖房機の点検は未実施であり、両施設に確認したところ未実施との回答であり不適切であった。仕様書に示された点検は全て実施しなければならない。

以上の指摘を除き、特に指摘する事項はない。ただし次の状況がある。

全5カ所の農業地域センターを視察したところ、各施設にはAEDが設置されていた。しかし、次のとおりの各施設で設置に係わる状況の相違があった。

センター	設置場所	玄関ステッカー	施設内ステッカー	操作体験の実施
旭正センター	事務室	無し	あり	無し
東旭川センター	事務室	あり	無し	無し
永山センター	事務室	無し	あり	無し
東鷹栖センター	事務室	あり	あり	あり
西神楽センター	ロビー（目立つ場所）	無し	無し	あり

*永山センターでは、事務室内受付カウンター横、納品時の段ボールの中に保管されており、なおかつ、運搬中の揺れから製品を守る密着したダンボール包装をした状態であった。備品番号は張られていたので、開封はされていた。

【意見】AED（自動体外式除細動器）の設置状況について

AEDの取り扱いについての周知を図る文書として、次の文書が発されている。

- ① 平成21年4月16日付け医政発第0416001号、薬食発第0416001号
厚生労働省医政局長および同省医薬食品局長発、
各都道府県知事宛

「自動体外式細動機（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」

項目ア．点検担当者の配置について

イ．点検担当者の役割について

ウ．ＡＥＤの保守契約による管理等の委託について

エ．ＡＥＤの設置情報登録について

② 平成 25 年 3 月 26 日付け総評相第 64 号、

総務省行政評価局長発、

厚生労働省医政局長、同省医薬食品局長および総務省消防庁次長宛

「ＡＥＤの設置拡大、適切な管理等について（あっせん）」

項目ア．ＡＥＤの設置拡大

イ．ＡＥＤの管理状況

ウ．ＡＥＤの設置情報の登録状況

エ．④ＡＥＤの使用講習の受講促進

③ 平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 6 号、薬食発 0927 第 1 号

厚生労働省医政局長および同省医薬食品局長発、各都道府県知事宛

「自動体外式細動機（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）」

ＡＥＤの維持管理に関する製造販売業者に対するアンケート調査結果（概要）

④ 平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 8 号、

厚生労働省医政局長発、各都道府県知事宛

「自動体外式細動機（ＡＥＤ）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）」

別添

「ＡＥＤの適正配置に関するガイドラインについて」

平成 25 年 9 月 9 日、一般財団法人日本救急医療財団

項目ア．ＡＥＤ設置が求められる施設

イ．ＡＥＤ設置の具体例

ウ．ＡＥＤの施設内での配置方法

エ．ＡＥＤの管理と配置情報の公開

オ．その他ＡＥＤの設置・配備が求められる状況

カ．ＡＥＤ使用の教育・訓練の重要性

⑤ 平成 25 年 11 月 11 日付け旭保総第 663 号、

旭川市保健所長発、ＡＥＤの設置施設担当者宛

「自動体外式細動機（ＡＥＤ）の適正配置に関するガイドラインについて」

上記ガイドラインでは設置場所について、具体的な設置場所として、

ア. 心停止から 5 分以内に除細動可能な配置

- ・現場から片道 1 分以内の密度で配置
- ・高層ビルなどではエレベーターホールや階段等の近くへの配置
- ・広い工場などでは、AED 設置場所への通報によって、管理者が現場へ直行する体制

イ. わかりやすい場所（入り口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板）

ウ. 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる）

エ. 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置

オ. AED 設置場所の周知（施設案内図への AED 配置図の表示、エレベーター内パネルに AED 配置フロアの明示等）

カ. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

を示している。

AED を設置する施設は、本ガイドラインに基づき適切に管理運用し、本機を有効活用できる状態を維持することが望まれる。

また、他に次の状況がある。

東旭川センターの指定管理者制度の導入について、市の検討課題を問い合わせたところ、次の回答があった。

「（・・・略・・・）。平成 15 年の地方自治法改正に伴い、本市においても指定管理者制度の導入を平成 17 年度から順次進めているところですが、農村地域センター 5 施設の内、東旭川と西神楽については、公民館併設ということで、導入が見送られました。

公民館につきましては、一定区域の住民を対象に、教養の向上、健康や社会福祉の増進等を目的とした施設であるため、地域の実情を把握していること、そして、地域との連携も不可欠なことから、一般企業を指定管理者とすることは、公民館の目的にそぐわないものとなっています。（実際、現在の市内 14 か所の公民館で指定管理者制度を導入しているのは、西神楽と春光台の 2 か所のみで、ともに指定管理者は地域の住民組織を母体としております。）

また、農村地域センター分だけ切り離して指定管理者制度を導入することは、経済性や利便性上、効果的ではないこと、そして、センター長と公民館長が併任するなど、センターと公民館を一体的に管理運営してきた経過があることから、両施設への指定管理者制度導入を見送っているところです。

その後、・・・(略)・・・平成 21 年頃、西神楽地域より、地域の公民館を事業活動も含めて自分達で主体的に運営したいという声や機運の高まりを公民館側が受けて、地域主体によ

る公民館の施設管理・事業展開が期待できること、西神楽農業構造改善センターと一体で管理運営を行うことで相互の資源を活用した地域コミュニティの推進が可能となり、地域力向上に繋がることなどを理由に、公民館側主導のもと、平成 22 年度から西神楽公民館等と合わせて西神楽農業構造改善センターにも指定管理者制度が導入されました。

このように、公民館併設の農村地域センターにつきましては、まず公民館に係る地域の受皿等の課題をクリアしなければ、指定管理者制度を導入することが困難な状況であり、現在、農村地域センター唯一の直営施設である東旭川農村環境改善センターは、東旭川公民館を併設していることから、同様の課題をクリアした上でなければ、指定管理者制度の導入は困難な状況となっています。」

併設の施設には、それぞれの事情が存在するので、その指定管理者制度導入の課題を明らかにして取り組んでいることを確認した。

3. 農村地域センター等施設整備費

平成 25 年度予算 6,700 千円（流用後 11,950 千円）

平成 25 年度決算 11,527 千円

所管：市民生活部市民活動課

（目的および事業内容）

農村地域センターについての施設の老朽化、建物内装・外装の傷み、機械設備や備品等の故障や劣化・不足が生じていることから、利用者へ快適で安全な施設サービスを提供するため、施設の改修や既設設備の修繕等を行う。

（根拠法令等）

旭川市農村地域センター条例

旭川市農村地域センター条例施行規則

（事業成果）

平成 25 年度は、次の建物の改修、および備品の購入を行った。

- ・ 東旭川センター：建物の外壁補修 決算額 6,191 千円
- ・ 旭正センター：スモークハウス（燻製調理器）1 台更新 決算額 4,079 千円
- ・ 東旭川センター：2 段式パルパーフィニッシャー（裏ごし器）1 台更新 決算額 1,256 千円

（監査結果）

農村地域センター等施設整備費の支出に関して、特に指摘すべき事項はなかった。

4. 農業センター費

207 頁 第 5 農業センター（花菜里ランド）にて検討する。

5. 21 世紀の森施設管理費

平成 25 年度予算 38,972 千円

平成 25 年度決算 38,943 千円

(1) 旭川市 21 世紀の森の概要と沿革

所在地 旭川市東旭川町瑞穂

所管：市民生活部スポーツ課

(施設の概要)

設置目的	農村と都市との交流を促進し、並びに森林及び水辺空間における自然とのふれあいを通じて市民の心身の健康に寄与することを目的に設置した。		
設置根拠	旭川市 21 世紀の森施設条例、旭川市 21 世紀の森施設条例施行規則		
設置年月日	昭和 63 年 8 月～平成 18 年 6 月	増改築	—
建設費	新築時	1,501,047 千円 内訳と財源についての詳細な内容は不明	増改築時 —
規模・構造	ログハウス 298.38 m ² (木造 2 階建、研修室 4 室)、ファミリーゾーン (キャンプ場 17,000 m ² 、バンガロー 8 棟、総合案内所、水辺広場)、21 世紀の森の湯 (鉄骨造平家建)、せせらぎ交流広場 (パークゴルフ場 14,400 m ² 、多目的広場 7,000 m ²)、ふれあい広場 (キャンプ場 10,000 m ² 、展望台 11m)		
利用対象者	全ての者		
事業内容	・農村と都市との交流の促進に関する事業 ・自然とのふれあいを通じた市民の心身の健康の増進の支援に関する事業		
運営方法	指定管理者		
料金制度	使用料		
類似施設	北海道立旭川 21 世紀の森、道立オホーツク公園、道立津別 21 世紀の森		

(沿革)

【ログハウス・タルハウス】

昭和 63 年 8 月 着工

昭和 63 年 12 月 竣工

昭和 64 年 1 月 ログハウス開設

平成 元年 7 月 タルハウス開設

【ファミリーゾーン】

平成 2 年 6 月 着工

平成 3 年 12 月 竣工

平成 4 年 5 月 開設

【21 世紀の森の湯】

平成 6 年 4 月 着工

平成 6 年 8 月 竣工・開設

【せせらぎ交流広場】

平成 7 年 着工

平成 17 年 竣工

平成 18 年 6 月 開設

【ふれあい広場】

平成 11 年 着工
平成 17 年 竣工
平成 18 年 6 月 開設

(2) 運営主体 (指定管理)

平成 17・18 年度 旭川市 21 世紀の森ログハウス管理運営協議会
平成 19－23 年度 旭川市 21 世紀の森ログハウス管理運営協議会
平成 24－28 年度 旭川市 21 世紀の森ログハウス管理運営協議会
(平成 26 年 4 月 1 日名称を変更し、旭川市 21 世紀の森運営協議会)

(3) 収支の状況および利用状況 (指定管理者制度導入前との比較)

収支の状況

(単位：千円)

年度		平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
内訳					
収 入	使用料	2,661	2,591	2,133	2,292
	その他	120	123	175	199
	合計 (A)	2,781	2,714	2,309	2,491
支 出	人件費				
	正職員	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—
	需用費				
	燃料費	0	0	0	0
	光熱水費	0	0	0	0
	修繕費	2,149	1,091	0	0
	その他	187	37	53	73
	小計	2,336	1,128	53	73
	委託料	38,540	38,552	38,182	38,600
	使用料賃借料	361	362	281	269
	工事請負費	0	0	0	0
	その他	353	447	173	0
	合計 (B)	41,590	40,489	38,691	38,943
減価償却費 (C) (※)		18,891	18,891	18,891	18,891
差し引き行政コスト (A) - {(B) + (C)}		△57,700	△56,666	△55,273	△55,342
年間利用者数		49,217	38,336	36,099	36,908
利用者 1 人当たりの行政コスト		1,172 円	1,478 円	1,531 円	1,499 円

(※) 減価償却費は簡便的に、定額法 (耐用年数 30 年 残存価額 0 円) で算定した。

建物の取得価額 566,736 千円 (取得年月が古い展望台を除く工作物合計) ÷ 30 = 18,891 千円

利用状況

年度		平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
内訳					
総利用件数 (単位 : 人)		49,217	38,336	36,099	36,908
(うち免除利用分)		0	28	20	0
(うち減額利用分)		0	0	21	14
各室利用 率	ログハウス (注 1)	10%	10.7%	8.8%	11.0%
	タルハウス (注 2)	14.1%	13.5%	6.1%	6.8%
	バンガロー (注 3)	36.0%	33.8%	30.7%	31.0%

(注 1) 利用者数 ÷ (宿泊定員 27 名 × 開園期間 359 日) × 100%

(注 2) 利用棟数 ÷ (8 棟 × 開園期間 214 日) × 100%

(注 3) 利用棟数 ÷ (8 棟 × 開園期間 214 日) × 100%

タルハウスとバンガローの利用率は「利用棟数」によっているため、ログハウスと同じ「利用者数」による利用率を計算した場合は上記よりも低くなる。なおタルハウスの定員は 1 棟当たり 3 名、バンガローの定員は 1 棟当たり 6 名である。

(4) 使用料 (単位 : 円)

① ログハウス研修室及び会議室使用料

使用区分	昼間 (午前 9 時～午後 5 時)	夜間 (午後 5 時～午後 10 時)	全日
大人	310	310	520
高校生以下	210	210	310

備考 1 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。

2 暖房料については、市長が別に定める。

② バンガロー使用料

使用区分	単位	使用料
日帰り	1 棟 1 時間	210
宿泊	1 棟 1 泊	3,150

備考 使用時間が 1 時間未満の場合は、1 時間とする。

③ タルハウス使用料

使用区分	単位	使用料
大人	1 人 1 泊	520
高校生以下	1 人 1 泊	310

備考 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。

④ 森林学習展示館学習室使用料（平成 26 年 4 月より）

使用区分	昼間(午前 9 時～午後 5 時)	夜間(午後 5 時～午後 10 時)	全日
大人	310	310	520
高校生以下	210	210	310

備考 1 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。

2 暖房料については、市長が別に定める。

（５）公共施設評価の結果（平成 19 年度、平成 25 年度は評価対象外）

評価主体	評価結果	説明
各部局	B	更なる施設の PR 等により、利用率のアップが必要。
行政評価委員会	B	利用拡大に向けた取組を進めることにより、利用率の向上を図るべきである。
最終評価	A	サービスや利用率等の向上を図るとともに、管理運営状況の的確な把握に努めること。

（注）A・・・現行どおり B・・・要改善 C・・・廃止すべき

（６）事業成果

過去 4 年間の利用状況

（単位：人）

名 称	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ログハウス	1, 213	954	858	1, 068
タルハウス	461	440	242	261
バンガロー	2, 666	2, 258	2, 205	2, 083
ファミリーゾーンキャンプ場	1, 238	1, 104	2, 123	2, 028
ふれあいキャンプ場	1, 427	1, 198	1, 445	2, 782
ふれあい広場	1, 370	831	954	1, 214
森の湯	19, 542	17, 318	18, 297	18, 590
せせらぎ広場	1, 738	1, 325	1, 381	1, 127
せせらぎパークゴルフ場	8, 228	7, 330	7, 492	6, 250
せせらぎサッカー場	1, 301	1, 091	1, 102	1, 505
小 計	39, 184	33, 849	36, 099	36, 908
その他(見学・日帰り)	7, 925	7, 483	6, 488	7, 215
合 計	47, 109	41, 332	42, 587	44, 123

過去 4 年間の事業実績等

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
使用料収入（千円）	2, 825	2, 418	2, 133	2, 292
施設管理費（千円）	39, 285	39, 488	38, 691	38, 943
利用人数（人）	39, 184	33, 849	36, 099	36, 908

（7）平成 20 年度包括外部監査人の意見

旭川市 21 世紀の森の存在意義について（意見）

「旭川市 21 世紀の森（以下、「21 世紀の森」という。）は、農村と都市との交流を促進し、森林及び水辺空間における自然とのふれあいを通じて市民の心身の健康に寄与するために設置されたものである。広さ約 33 万㎡（33 ヘクタール）の敷地の中に、18 ホールのパークゴルフ場、サッカー場やキャンプ場などのある広場や遊歩道、ログハウス、バンガローなどの宿泊機能の他、隣接して北海道立の「旭川 21 世紀の森」（こちらは森林学習展示館、キャンプ場、自然観察歩道、展望台などを備える）などを備えた施設である。

「森林及び水辺空間における自然とのふれあい」という意味では大変環境がよく施設も充実していると言えるものの、旭川市街から約 30km 離れた場所にあるため自動車でも約 1 時間かかり、「4. 利用状況」に記載したとおり、施設の利用状況は現在低迷している状況である。少々厳しい意見であるが、「市民の心身の健康に寄与するため」という理由の他に、地域振興や雇用機会の確保という理由があったにしても、そのためにこれだけの費用をかけて現在の場所にこうした施設を設置しなければならなかった積極的な理由が理解しづらかったというのが実際現場に行ってみた監査人の感想である。20 年以上も前に設置が決まった施設であるため、利用率の当初予想データなどは入手できなかったものの、現在の利用率がかなり低迷している点は指摘せざるを得ない。（・・・略・・・）監査人が見る限り、現時点で施設の利用率を向上させる抜本的な改善策があるとは思えず、施設を維持するだけでも年間 3,800 万円から 4,500 万円（収入から支出を差し引いた額）もかかっている点などを考慮すると、そもそも施設を維持し続けていくべきかどうかということについても議論が必要になるのではないだろうか。」

（8）監査結果

次の指摘事項があった。

【指摘】平成 25 年度の事業報告書について

指定管理者が提出した平成 25 年度の事業報告書を閲覧したところ、次の誤りがあり訂正し該当箇所の差し替えを求めた。書類の点検に一層の慎重さを求める。

（標題）年間利用状況

集計表名	項目	誤	正
利用者集計表	タルハウス（道外）	146 人	148 人
利用者集計表	タルハウス（計）	259 人	261 人

利用人数・使用料	タルハウス合計（8.9月の誤り）	121,050 円	122,920 円
利用人数・使用料	バンガロー合計（7-10月の誤り）	1,683,880 円	1,682,300 円
利用人数・使用料	使用料合計	2,292,390 円	2,292,680 円

【指摘】 備品の管理状況について

備品現物をいくつかランダムに選び、備品の一覧表（管理台帳）と突き合わせたところ、以下のものを除き、備品現物には現在の新しい管理番号が貼付されていた。管理台帳と現物との照合作業を定期的に行うべきである。

品 名	備品番号	保管場所	備考
冷蔵庫（日立）	0010401	バンガロー	総合案内所のロッカーに同じ備品番号のシールが貼られていた。
バッテリー充電器	0109191	ログハウス	保管場所がログハウスから総合案内所に移転している。
ファクシミリ	0109194	ログハウス	同上

上記を除き、特に指摘すべき事項はなかった。ただし、次の状況がある。

平成 26 年 4 月 1 日に、隣接する北海道立旭川 2 1 世紀の森を北海道から旭川市に移管された。移管された主な施設は、

- ・ 森林学習展示館（木造、昭和 58 年取得）
- ・ 作業所兼便所、便所、休憩所（昭和 59-61 年、平成 8-10 年取得）
- ・ 工作物（主に昭和 59-61 年、平成 8-10 年取得）
- ・ 備品

であり、旭川市は敷地の道有地 335,790 m²を無償で借り受けた。貸借期間は 10 年間（貸借期間延長の規定有り）。これにともない、次の金額が旭川市へ北海道より移管後の施設運営の支援金として交付された。

管理運営費相当 39,600 千円（平成 25 年度の指定管理費の 4 年分）

施設整備費相当 34,436 千円（移管する全施設の撤去費用見積もり）

平成 26 年度の市の指定管理者への委託費の増加および移管施設の使用料の予算は、次のとおりであり、市の負担増は北海道より交付された管理運営費相当で約 7 年半分が賄われることになる。

平成 26 年度委託契約額	44,055,900 円
平成 26 年度同上	38,600,000 円
増差額	5,455,900 円
平成 26 年度予算：森林学習館使用料収入	100,700 円
差引：平成 26 年度の市の負担増	5,355,200 円

移管施設の中心的施設である森林学習館は、木造の築 30 年を経過する施設で、今後、通常の使用を維持するためには、かなりの修繕費が発生すると見込まれる。市は、大規模な修繕の予定は無く、使用不能になった時点で解体撤去する予定とのことである。

【意見】施設の今後の運営について

本施設の今後の運営については、運営も維持するか否かの観点も含め議論されなければならない。北海道よりの移管施設により事業運営経費は増大したので、遅くとも北海道から交付された管理運営費相当にて、この増大分が賄われる 7 年以内に今後の運営方針を検討する必要がある。

6. 嵐山レクリエーション施設管理費

平成 25 年度予算 44,480 千円

平成 25 年度決算 44,465 千円

(1) 旭川市嵐山レクリエーション施設の概要と沿革

所在地 旭川市江丹別町嵐山

所管：市民生活部スポーツ課

(施設の概要)

設置目的	山村地域における農村と都市との交流を促進し、並びに市民の心身の健全な発達及び生涯にわたり楽しむことができるスポーツの振興を図ることを目的に設置した。		
設置根拠	旭川市嵐山レクリエーション施設条例、旭川市嵐山レクリエーション施設条例施行規則		
設置年月日	平成 18 年 5 月	増改築	—
建設費	新築時	1,634,474 千円 (内訳)建設工事費 1,457,220 機器購入費 7,183 用地 取得・調査設計 170,071 (財源)市債 1,337,016 道補助金 297,458	増改築時 —
規模・構造	施設総面積 16ha、パークゴルフ場(5ha、72H)、センターハウス(鉄筋コンクリート平家建、食堂、売店、自動販売機、休憩所、会議室、シャワー室)、駐車場 166 台、森林散策路(700 m ²)、デイキャンプ場(0.42ha)、芝生広場(0.51ha)、アスレチック広場(0.45ha)		
利用対象者	全ての者		
事業内容	・山村地域における農村と都市との交流の場の提供 ・生涯スポーツの振興の支援に関する事業		
運営方法	指定管理者		
料金制度	使用料		
類似施設	グリーンパークぴっぷ、ひがしかぐら森林公園		

(沿革)

平成 14 年 7 月 着工

平成 18 年 1 月 竣工

平成 18 年 5 月 開設

(2) 収支の状況 (指定管理者制度導入前との比較)

(単位：千円)

年度 内訳			平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
収 入	使用料		17,048	18,503	14,972	14,412
	その他		218	242	594	584
	合 計 (A)		17,266	18,745	15,567	14,996
支 出	人 件 費	正職員	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		小 計	0	0	0	0
	需 用 費	燃料費	0	0	0	0
		光熱水費	186	0	0	0
		修繕費	0	0	0	0
		その他	164	234	95	43
		小 計	350	234	95	43
	委託料		45,564	43,798	44,398	44,422
	使用料賃借料		0	0	0	0
	工事請負費		0	0	0	0
	その他		205	118	60	0
	合 計 (B)		46,119	44,150	44,554	44,465
	減価償却費 (C) (※)			29,144	29,144	29,144
差し引き行政コスト(A)-{(B)+(C)}			△57,997	△54,549	△58,130	△58,613
年間利用者数			32,762	36,594	38,379	39,258
利用者 1 人当たりの行政コスト			1,770 円	1,491 円	1,514 円	1,493 円

(※) 減価償却費は簡便的に、定額法（耐用年数 50 年 残存価額 0 円）で算定した。

建物の取得価額 1,457,220 千円（建設工事費）÷ 50 = 29,144 千円

利用状況

年度		平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
内 訳	総利用件数 (単位 : 人)	32,762	36,594	38,379	39,254
	(うち免除利用分)	1,202	227	280	35
	(うち減額利用分)	381	1,457	2,876	2,766
	各室				
利 用 率	会議室 (注 1)	5%	3.8%	7.4%	6.3%
	シャワー室 (注 1)	3%	0.4%	0.0%	0.0%
	パークゴルフ場 (注 2)	81%	91%	83.3%	91.7%

(注 1) 利用時間 ÷ (開設時間 × 開設日数)

(注 2) 利用者数 ÷ 利用目標者数

(3) 事業成果

過去 4 年間の事業実績等

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
使用料収入 (千円)	18,028	16,356	14,972	14,412
施設管理費 (千円)	44,571	44,710	44,554	44,465
利用人数 (人)	37,056	34,424	38,379	39,254

(4) 公共施設評価の結果 (平成 19 年度、平成 25 年度は評価対象外)

評価主体	評価結果	説明
各部局	B	利用率の向上と効率的な管理運営を図るために、H19 年度以降の利用料金制度の採用について検討を要する。
行政評価委員会	B	引き続き、効率的な運営を行うとともに、利用料金制度の採用について検討を行うべきである。
最終評価	A	サービスや利用率等の向上を図るとともに、管理運営状況の的確な把握に努めること。また、利用料金制度の採用について検討を行うこと。

(注) A・・・現行どおり B・・・要改善 C・・・廃止すべき

(5) 運営主体 (指定管理)

平成 18・19 年度 グリーンテックス株式会社

平成 20－24 年度 グリーンテックス株式会社

平成 25－29 年度 グリーンテックス株式会社

(6) 平成 20 年度包括外部監査の意見

旭川市嵐山レクリエーション施設の存在意義について (意見)

旭川市嵐山レクリエーション施設 (以下、「レクリエーション施設」という。) は、山

村地域における農村と都市との交流を促進し、市民の心身の健全な発達及び生涯にわたり楽しむことができるスポーツの振興を図るために設置されたものである。今回、包括外部監査の対象とした施設の中では比較的最近設置されたものであり、オープンしたのは平成 18 年 5 月 30 日である。施設のメインとなるのはパークゴルフ場で全 8 コース 72 ホールがあり、その他ローラースライダーなどの遊具、デイキャンプ場（宿泊はできない）、森林散策路や広場などを備えた広さ約 7 万㎡（うちパークゴルフ場が 5 万㎡）の施設である。旭川市街からも自動車です約 20 分と比較的近く、パークゴルフ場は全国大会も開催されるなどオープン以来年間 3 万人以上が利用している。パークゴルフ場の年間利用目標者数 40,000 人からみた平成 19 年度の実際利用者数 36,594 人は目標達成率 91%と高い比率であり、現時点では有効活用されている施設といえることができるだろう。

（・・・略・・・）レクリエーション施設は、同じく市の社会教育部スポーツ課が担当部局となっている旭川市 21 世紀の森（以下、「21 世紀の森」という。）と施設の内容及び設置目的が類似している。レクリエーション施設が宿泊機能を備えていないのに対して 21 世紀の森は宿泊施設を備えている点や、パークゴルフ場を比べるとレクリエーション施設の方が大きいという相違はあるものの、21 世紀の森の設置目的に記載されている「農村と都市との交流を促進し、森林及び水辺空間における自然とのふれあいを通じて市民の心身の健康に寄与するため」という目的はレクリエーション施設のそれと非常に類似している。

（・・・略・・・）すでに記載したようにレクリエーション施設の利用率は好調であり、費用対効果を考慮する必要はあるものの、今後の努力しだいでは高い利用率を維持することが可能と思われる施設である。一方で施設内容が類似する 21 世紀の森についてはその利用率が低迷しており、監査人が検証した限りでは現時点でこれを向上させる抜本的な対策がない状態である。雇用機会の確保や地域振興に配慮する必要性があることは認めるものの、今後も有効な対策を打ち出せないのであれば、21 世紀の森の機能をレクリエーション施設に移管するなど両施設の関係を整理することも検討する必要があるのではないだろうか。

なお、「5. 公共施設評価の結果」で各部局、行政評価委員会とも改善が必要と評価しているにもかかわらず、最終評価を「A」とし現行どおりで良いとしている理由は、他施設と評価の尺度を統一した結果であり、利用率の向上や管理運営の効率化という点はすべての施設に共通する課題であるとのことであった。

（7）監査結果

次の指摘事項があった。

【指摘】 指定管理者の取得した備品

指定管理者が管理経費で物品を購入した場合、指定管理業務基本協定において当該物品を市に帰属させることと定められている。しかし、嵐山レクリエーション施設の指定管理

者の記録等を閲覧したところ、寄附採納が遅れた事例があった。次の物品の購入後、速やかに市に寄附すべきところ、これを失念し平成 26 年 4 月 1 日に寄附の申入手続がなされている。また、同日に市は指定管理者に対し受入物品の貸与を通知した。物品の購入は指定管理者の年度計画から予想される場合が多いため、年度当初より指定管理者に速やかな手続きを呼び掛けなければならない。また、月次の収支報告から読み取ることが出来る場合が多い。

物品	金額（円、税抜き）	購入年月
ブルーレイレコーダー	42,762	平成 22 年 3 月
コンプレッサー	142,858	平成 24 年 3 月
屋形ＯＫ式テント 2 組	356,000	平成 24 年 5 月
レジスター	180,000	平成 24 年 6 月
コピー機	419,000	平成 25 年 3 月
屋形ＯＫ式テント 1 組	178,000	平成 25 年 9 月

以上を除き、特に指摘すべき事項はない。

第 5 農業センター（花菜里ランド）

1. 施設の概要

設置目的	市の農業の振興を推進するため、各種農業支援機能を集積するとともに都市と農村の交流機能を兼ね備えた、総合的な農業支援体制の拠点化を図ることを目的として設置した。			
設置根拠	旭川市農業センター条例			
設置年月日	平成 10 年 6 月		増改築	—
建設費	新築時	2, 300, 000 千円	増改築時	—
規模・構造	〈本館〉・敷地面積：91, 388. 95 m ² 、建築面積：1, 552. 71 m ² 、延床面積：1, 397. 28 m ² 、鉄筋コンクリート造平屋建、部屋名称：和室, ホール、農産加工室、学習室、事務室、情報処理室、会議室、研修室、組織培養室、土壌分析室、残留農薬分析室ほか 〈その他施設〉農場管理棟（1 棟）：床面積 550. 00 m ² 鉄骨造平屋建、温室管理棟（1 棟）：床面積 1, 026 m ² 鉄骨造平屋建、温室 4 棟、設備棟・浄化槽棟（各 1 棟）：各床面積 97. 50 m ² 、体験農園管理棟（1 棟）：床面積 120 m ²			
利用対象者	市内農業者及び一般市民			
事業内容	・ 都市と農村の交流機能（農業公園開放、農産加工室・ホール・和室貸出、市民体験農園貸出、花菜里ランド自主講座の開催等） ・ 農業技術支援機能（試験調査、土壌診断、残留農薬分析業務等）			
運営方法	直営（一部業務委託） 委託内容…施設管理業務（料金徴収業務含む）（あさひかわ農業協同組合）、本館清掃業務・ボイラー等点検業務（有）エスエス・クリーン）、農業情報シス			

	テム保守点検業務（㈲ビーインフォー）、機械警備業務（㈱ベリージャパン）、他
料金制度	使用料 ただし、減免制度あり（旭川市農業センター条例第5条第4項） ※農業団体、社会教育団体、社会福祉団体および地域自治団体については5割減額
類似施設	各地域農村センター、上川農業試験場
類似施設との違い	農業センターは、単なる施設貸出や講座の開催といった業務だけでなく、上川農業試験場同様、農業者団体等からの要請を受けて栽培試験をはじめとした各種試験研究を実施している。 なお、上川農業試験場では稲作中心の研究を行っているのに対し、当センターは市内農業者団体等からの要望が高い園芸品目の課題解決について取組を行っている施設である。

2. 沿革

昭和40年11月 園芸センター仮事務所建設着工
昭和42年4月 旭川市園芸センター供用開始
昭和47年8月 農業研修所（事務所、研修所、講堂ほか）落成記念式
平成7年1月 旭川市農業総合ゾーン整備事業着手
平成9年4月 旭川市農業センター供用開始
平成10年4月 旭川市農業センター全体オープン（建設工事竣工）
平成15年4月 農業センター本館施設管理をあさひかわ農業協同組合へ業務委託

3. 収支の状況（平成20年度包括外部監査の結果報告時との比較）

（単位：千円）

年度 内訳			平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)
収入	使用料		874	856	650	661
	その他		1,782	1,655	527	502
	合計（A）		2,656	2,511	1,177	1,163
支出	人件費	正職員	90,012	98,319	95,368	95,316
		その他	23,510	22,520	22,669	22,326
		小計	113,522	120,839	118,037	117,642
	需用費	燃料費	5,810	7,598	7,175	8,454
		光熱水費	6,745	6,869	6,258	6,189
		修繕費	521	454	494	575
		その他	1,951	1,910	2,205	2,042

	小計	15,027	16,831	16,132	17,260
	委託料	16,628	15,105	13,446	13,444
	使用料賃借料	1,094	427	322	150
	工事請負費	0	0	0	0
	その他	2,407	2,249	1,069	1,046
	合計（B）	148,678	155,451	149,006	149,542
	減価償却費（C）（※）	39,680	39,680	39,680	39,680
	差し引き行政コスト (A)-{(B)+(C)}	△185,702	△192,620	△187,509	△188,059
	年間利用件数	7,844	7,477	5,613	4,665
	利用者1件当たりの行政コスト	23,674 円	25,762 円	33,406	40,313

（※）減価償却費は簡便的に、定額法（耐用年数 50 年 残存価額 0 円）で算定した。

建物の取得価額 1,984,000 千円（建設工事費と設計委託料合計）÷50＝39,680 千円
平成 25 年度は総利用件数が減少し、利用者 1 件当たりの行政コストが増加している。

4. 利用状況（平成 20 年度包括外部監査の結果報告時との比較）

年度 内訳		平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (決算)	平成 24 年度 (決算)	平成 25 年度 (決算)
総利用件数		7,844	7,477	5,613	4,665
（うち免除利用分）		748	744	739	387
（うち減額利用分）		2,529	1,858	2,463	2,517
各室利用 率	ホール	55%	50%	62%	64%
	和室	18%	19%	16%	13%
	農産加工室	27%	31%	22%	23%

※各室の利用率は総利用件数を 100 として、それぞれの利用率を計算している。

5. 公共施設評価の結果

（1）平成 25 年度

評価主体	評価結果	説明
各部局	A	現状の管理を維持し、各種事業内容を実施することにより、農業支援機能や都市と農村の交流機能を推進する。
行政評価委員会	B	経営的な視点を取り入れた、農家を支援するための手法について検討する中で、施設の在り方について検討すること
最終評価	B	農家を支援するための効果的・効率的な手法について検討すること。

		また、市民体験農園については、協働手法の活用など管理運営の在り方と併せて、今後の方向性について検討すること。
--	--	--

(注) A・・・現行どおり B・・・要改善 C・・・廃止すべき

(2) 平成 19 年度

評価主体	評価結果	説明
各部局	A	現状の管理を維持し、各種事業内容を実施することにより、農業支援機能や都市と農村の交流機能を推進する。
行政評価委員会	A	引き続き、各種事業を行うことで、農業支援機能及び都市と農村の交流機能を推進することが適当である。
最終評価	B	効果的、効率的な運営を図るために、管理運営の在り方について検討を行うこと。

(注) A・・・現行どおり B・・・要改善 C・・・廃止すべき

6. 監査結果

監査の結果、特に指摘すべき事項はない。

平成 20 年度包括外部監査において、農業センターの敷地の上を通過する道々旭川環状線の高架下に備品が保管されていた旨の指摘がされている。現在は高架下での備品の保管は行っておらず、改善されていた。

なお、備品の管理状況について次の事項があった。

下記の備品について、使用不能であるにもかかわらず廃棄されずに残っていた。これについては、廃棄が必要な備品等の撤去費用については毎年予算要求を行っているものの、予算上の制約で少量の廃棄しかできておらず、特に大型の備品については高額な費用がかかることから予算要求が認められない現状であるとのことだった。

備品番号	品名	品質規格	取得日付	取得金額	設置場所
28858	その他の農林業用機器	全自動播種機	平成 9 年 3 月 10 日	1,897,000 円	温室棟温室管理棟
28925	テレビ	三菱 70 インチ	平成 9 年 3 月 21 日	2,500,000 円	本館会議室
28929	テレビ	日立 21 型	平成 9 年 6 月 30 日	50,000 円	本館和室

【意見】備品台帳への記載について

備品については、現物を現場視察で確認したものの備品台帳への記載が漏れていた。台帳への漏れがないように手続を検討するべきである。

内容	大分類	中分類	小分類	個別 No.	配置場所
卓球台	11	3	1	108	本館 ホール

【意見】 農業センター施設管理業務の委託について

農業センターの施設管理業務の委託については、あさひかわ農業協同組合を相手先とする一者随意契約としており、その業務内容を示すと次のとおり。

業務名	業務内容	業務実施基準
施設管理業務		施設管理業務職員 1 名配置
	施設管理	管理業務時間 8:45～22:00 施設開閉業務 開館 9:00 解錠 閉館 22:00 施錠・機械警備セット（全館）
	施設使用申込の受付	ホール、和室および農産加工室の使用申込の受付（電話予約・申請の受付） 体験農園の使用申込の受付（抽選での当選者の申請の受付）
	分析検査申込の受付	土壌診断等のサンプル採取方法等の指導
	使用料・手数料の徴収事務等	①使用料・手数料の徴収 ②調定（市に提出後、返却）・集計業務 ③旭川市の指定金融機関又は収納代理金融機関への払い込み ④その他、徴収に必要な事務
	施設点検業務	①屋内及び屋外の施設を点検し、異常があれば農業センター職員へ連絡し、指示に従うこと ②本館貸室および会議室等の温度設定・暖房機操作ならびに施錠・解錠の点検管理
	来客・電話対応等	①来客があった際の窓口対応 ②自主講座申込など軽易・定型的な内容の電話対応 ③土日・夜間など農業センター職員不在時は、軽易・定型的な内容であれば上記①、②による対応とし、それ以外の場合は農業センター職員へ連絡する等の対応をとること
農産加工管理業務		農産加工管理業務職員 1 名配置
	加工室利用時の加工助言等	①農産加工機器の操作指導及び安全管理指導 ②加工室利用申込混雑期の調整計画作成 ③加工技術助言 ④衛生管理指導 ⑤市主催の加工体験講座等で外部講師の助手を務めること、および市職員講師の準講師を務めること ⑥加工終了時における加工室内および使用機器の清掃を利用者に指示し、点検すること ⑦加工室内を毎月 1 回の定期清掃と滅菌消毒すること ⑧加工機器の機能を維持するため、使用日前日に保守点検を実施すること ⑨洗剤・布・加工機器部品等の消耗品、修繕等については農業センター職員に連絡し指示に従うこと

		⑩農産加工に伴い必要に応じ、加工資材の斡旋や加工原料の紹介等、地場産品の紹介を行うこと
その他の業務		その他の事項については、農業センター職員と協議し、指示に従うこと

入札（見積り合わせ）結果調書における、一者特命の随意契約とした理由は次のとおり。

- ・ 肥培管理相談や土壌・残留農薬分析依頼その他の農業技術関連用務で来訪する地域農業者や農業関係団体関係者に対応する窓口での初期対応、温室等の温度測定に対する温度管理等の施設栽培に関する理解と技術的知識を要すること
- ・ 本市自主事業として開催する加工体験講座等において、加工機器管理業務のみならず助手や準講師の役割を果たす必要があること
- ・ 試験栽培による余剰生産品を常設直売所（あさがお）にて販売していることの主目的たる消費者ニーズの把握や、地域農家の出荷状況の情報提供等、業務領域が非常に広いこと
- ・ 専門知識が求められることもあること

これらを全て担いうる地域農業団体であることから、あさひかわ農業協同組合と随意契約を締結している。当該事業は、平成 15 年よりあさひかわ農業共同組合と契約し、10 年間変更がない。また、平成 25 年度の契約金額は 6,331 千円であり、他の委託契約金額と比較して安価ではない（平成 25 年度委託契約執行状況調査表より）。このことについては、平成 20 年度の包括外部監査で、競争入札を実施するべきとの意見が提示されている。市に内容を確認したところ、委託内容は単なる施設管理ではなく、農産加工に係る一連の業務と密接に結びついた業務委託であり公募確認の結果として一者随意契約になっているとのことであった。契約内容の特殊性から現状の方法による契約相手先の選定はやむを得ないと考えられる。ただし、今後もより効率的な運用について継続して検討していくことは必要である。

【意見】 農業センターの管理費用について

平成 20 年度の包括外部監査において、農業公園の維持管理も含めて最小の経費で最大の効果があげられるよう、常に業務の改善が必要である旨の意見が付されている。農業センターでは、平成 24 年 11 月 12 日付けで、「都市と農村交流関係施設（農業公園管理・除雪・市民体験農園管理）業務委託検討結果」（以下、「検討結果」という）を作成した。「検討結果」作成の目的は、農業公園開放・市民体験農園・冬期間の施設内除雪等について、業務委託による効率化の検証に向けた各業務内容の精査・委託費用の試算を行うことである。そして、業務を外部へ委託した場合の費用と、委託した場合の当面の人員減に伴う削減効果額を比較し、現状の体制での公園等の管理の効率が高いという結論に至っている。以下は、当時の比較結果である。

(委託した場合にかかる費用)

(単位：千円)

作業項目	直接費	積算数量	備考
直接費			
公園広場管理 小計	17,659		
草刈集草	7,039	319,960 m ²	芝生広場、農業公園等 各 10 回分面積
芝施肥	640	63,992 m ²	春秋 2 回施肥 2 回分面積計
花壇定植	1,631	600 m ²	1 年草花壇、春夏 2 回定植、苗代含、2 回分面積
花壇除草	3,684	12,110 m ²	1 年草花壇、宿根草花壇、樹木下花壇の人力除草
花壇巡回管理	3,310	9,852 m ²	宿根草花壇の花ガラ・枯葉枯枝清掃手入れと除草
雪囲い	200	1,194 本	試験圃、山野草園除く
樹木夏管理	1,155	1,378 本	試験圃、山野草園除く
除雪業務 小計	1,622		
通路	314	837m	エントランス通路、施設管理通路 25 回除雪
駐車場等	638	3,646 m ²	駐車場（来客用）、農業管理棟前他 25 回除雪
フ라이어除雪	670	809m	上記除雪の堆雪場所への投雪作業 12 回投雪
体験農園業務 小計	29		
耕耘作業	11	1,782 m ²	耕地分 108 区画×16 m ² 春耕のみ
開園閉園作業	18	2 人	区画線、区画表示札の設置撤去、残渣整理
直接費 小計	19,310		
諸経費 小計	10,178		現場管理費、一般管理費（河川維持の経費率採用）
合計 (①)	29,488		

(経費削減効果額)

項目	金額
公園管理嘱託 1 名（平成 23 年度報酬、社保料実績）	1,643 千円
施設管理担当職員 1 名（平成 24 年 9 月交付税調査時財政資料から、共済費含）	8,114 千円
合計 (②)	9,757 千円

差①－②＝19,731 千円

上記試算では、外部に委託した場合には 29,488 千円かかるところ、当面の経費削減効果額は 9,757 千円にとどまるとしている。

この試算では様々な理由で多くの除外項目が設定されている。また、嘱託職員の従事している業務範囲を試算の対象としている。より効率的な農業センターの管理について継続して検討するとともに、本試算については計算の前提が目的に適合し妥当なものかどうかを十分に考慮し、比較の精度を高めていく必要がある。

除外されている作業項目の例（括弧内は除外した理由）

- ・ 栽培試験等農業支援業務関係施設とその周辺管理（正職員が対応するため）
- ・ 体験農園管理の事務的管理業務（利用者決定等が市の意思決定に係るため）
- ・ 試験圃と山野草園の雪囲い（雪囲いを要する対象がないため）
- ・ 試験圃と山野草園の樹木夏管理（試験圃は樹木がなく、山野草園は自然管理のため）
- ・ 落ち葉清掃（単価設定がなく業者見積りが不能のため）

7. 監査対象事業

（1）管理運営費

平成 25 年度予算 55,884 千円

平成 25 年度決算 54,223 千円

（目的）

本市農業の振興を効率的に推進するため、各種農業支援機能を集積するとともに、都市と農村の交流機能を兼ね備えた総合的な農業支援体制の拠点化を図ること。

（始期）

昭和 47 年度

（根拠法令）

旭川市農業センター条例

旭川市農業センター条例施行規則

（事業内容）

野菜・花きの生産技術の試験研究、体験農園の貸出、家庭菜園講習会等の開催、農産加工室・多目的ホール・和室の貸出、農業公園の開放

（事業成果）

市民体験学習（花菜里ランド自主講座）や体験農園の貸出、家庭菜園相談の受付等を行い、都市と農村の交流をはかった。また、野菜・花きなどの栽培試験調査に関する試験成績書について、より多くの方に活用されるよう概要版を作成したほか、上川農業改良普及センターや農業者団体と連携して、農業者向けの研修会等における情報提供や、農業振興のための技術支援、普及に努めた。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
決算額	54,479 千円	53,635 千円	54,223 千円
試験研究課題数	試験 11 参考調査 7	試験 13 参考調査 8	試験 13 参考調査 12
自主事業講座	17 講座 788 人	6 講座 336 人	6 講座 336 人
センター利用者数	44,643 人	40,621 人	42,781 人

自主事業講座数は減少したものの、試験研究会課題数、センター利用者数は概ね一定である。

(追加監査手続)

ア. 随意契約内容の検討

次の随意契約 2 件を抽出し、内容を確認した。いずれも、10 年以上同一の相手先と契約しているものの、特に指摘すべき事項はなかった。

件名	農業センター温室棟自動制御システム保守点検業務委託	農業センター農業情報システム保守点検業務委託
契約方法	随意契約	
契約の相手方	株式会社コハタ道北営業所	有限会社ビーインフォー
契約期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
契約金額（税込） （3 年間の合計額）	5,197,500 円	2,908,710 円
業務内容	システムの定期的な保守点検 およびシステムの動作不良・ 故障等、障害時の対応	システムの定期的な保守点 検およびシステムの誤作動 やシステムダウンの復旧等、 障害時の対応
一者特命の随意契約とした 理由	・システム・ソフトウェアの細部に精通している必要があるため ・緊急時の迅速な対応のために市内または近郊に業務拠点が存在する必要があること	
参加確認公募の有無	平成 24 年 1 月 30 日～2 月 20 日に実施したが、参加意思を表明した者は存在しなかった。	

イ. 施設・設備の更新

施設・設備の更新状況について確認した。

農業センターはオープン以来、15 年以上が経過し、老朽化した施設・機械設備・器具類の修繕が今後増大していくことが見込まれる。これについては、すでに 5 年間の中期的な更新計画を策定している。しかし、予算上の制約で計画よりも遅れており、更新作業ができていない面もあるとのことだった。なお、大規模な施設・設備改修については、除却費用まで含めた積算に基づき予算要求を行っている。特に指摘すべき事項はなかった。

(監査結果)

管理運営費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

(2) (新) 農業センター設備・機械等整備事業費

平成 25 年度予算 3,220 千円 (流用後 2,793 千円)

平成 25 年度決算 2,657 千円

(目的)

老朽化した設備や機器を更新し、施設の適正管理および事務事業の円滑な推進を図ること。

(始期)

平成 25 年度

(根拠法令等)

旭川市農業センター条例

旭川市農業センター条例施行規則

(事業内容)

老朽化した設備や機器の更新

(事業成果)

内容	金額
四輪駆動式トラクター (小型) の購入	1,635 千円
農産加工用機器 (小型摺碎機) の導入	220 千円
農産加工機器賃借料 (蒸し器、裏ごし機、自動瓶詰機および王冠打栓機)	801 千円

(監査結果)

(新) 農業センター設備・機械等整備事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

(3) 土壌診断推進事業費

(目的)

健全な土づくりと作物別の適正施肥栽培の普及を図ること。

(始期)

昭和 9 年度

(根拠法令等)

旭川市農業センター条例

旭川市農業センター条例施行規則

(事業内容)

① 一般分析項目

栽培土壌の性質および養分保持量を把握し、適切に施肥対応するための基本的な項目について分析する。対象作物によって分析項目は異なる。

② 総合分析項目

一般分析項目に一定の項目を加え、より詳細な分析を行う。なお対象作物によって分析項目は異なる。

一般分析	一検体 470 円
総合分析	一検体 780 円

(事業成果)

※表中の()内は、うち有料分析件数である。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
決算額		5,363 千円	3,933 千円	5,524 千円
分析件数	一般分析	598(577) 件	489(480)	364(361)
	総合分析	1,516(1,361)	1,660(1,406)	1,587(1,394)
	合計	2,114(1,938)	2,149(1,886)	1,951(1,775)

平成 25 年度は分析件数が減少しているにもかかわらず決算額が増加している。これは、平成 24 年度まで農業センター施設整備事業費に計上していた原子吸光光度計および分光光度計賃借料を、総合政策部財政課の指示により平成 25 年度から土壌診断推進事業費に計上することとなったためである。

(監査結果)

土壌診断推進事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

ただし、検討事項として次の意見がある。

【意見】計量証明事業について

土壌分析を実施するには、原則として計量証明事業について都道府県知事の登録を受けなければならない(計量法第 107 条)。当該登録のためには計量士を配置する必要がある(同法第 108 条)。ただし、国や地方公共団体は登録の対象外とされているため、農業センターでは計量士の配置も要求されていない。仮に土壌分析事業を外部に委託するとすると、受託者には計量士の配置が義務付けられているために受託者にとってハードルが高く、市が受託者を選定することが困難なことが予想される。ただし、市が現在提供している業務と同等の内容を提供することができる登録事業者が今後出てきた場合は、現状を維持して市の直営事業とするか、外部への委託事業とするかについて、一度検討する必要があると考える。

第6 農業委員会

1. 概要

農業委員会は、農地制度の基本理念を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを基調として、本市農業の指向する適切な施策を講ずるよう努めている。また、農家および農業者の意見を代表する機関として、農業振興施策について市に対し建議を行っている。なお、日常活動としては、農地法、その他関係法規に照らし、農地等の事務処理を行うとともに、農業後継者対策等を行い、本市農業の健全な発展に寄与することに努めている。

2. 農業委員会系統組織について

農業委員会系統組織は、「農業委員会等に関する法律（以下、農業委員会法という）」により規定され『農業・農業者の利益を代表する機関』として、①市町村に置かれる行政委員会である農業委員会、②都道府県の認可法人である都道府県農業会議、③特別民間法人（特別の法律により設立される民間法人）である全国農業会議所、の3段階で構成される。

このうち、①農業委員会は選挙による委員および選任による委員で組織され、会長は委員が互選する。選挙委員は、公職選挙法に準じて市町村選挙管理委員会の管理によって選挙が行われる。選任委員は、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した理事等各1人、市町村議会が推薦した学識経験者4人以内を市町村長が選任する。②都道府県農業会議は、原則として、市町村農業委員会の会長が会議員になり、その会議員と農業団体の代表、学識経験者等の会議員で構成されている。このため、都道府県農業会議は、農業委員会の会長で構成される農業委員会の連合組織ともいえる。③全国農業会議所は、都道府県農業会議、全国農業共同組合中央会をはじめとした全国段階の農協連合会、農業の改良を目的とする団体、学識経験者を会員とする団体である。

3. 農業委員会の設置について

農業委員会は、農業委員会法に基づき、市町村ごとに設置が義務付けられている。平成24年10月1日現在で全国の農業委員会数1,710委員会、農業委員数35,729人である。

4. 農業委員会の構成について

農業委員会は、①選挙委員、②選任委員で構成される合議体の行政委員会である。選挙委員の定数は、政令で基準が定められており、40人を超えない範囲で、市町村の条例で定めることになっている。選任による委員の定数も、同様に法律で定められ、議会推薦による選任委員の定数も条例で定めることになっている。選挙委員の任期は3年である。農業委員会を代表するのは会長で、委員による互選によって選ばれる。

5. 農業委員会の業務について

① 法令業務（農業委員会法第6条第1項）

農業委員の法令業務は、農業委員会のみがその権限に基づいて行う業務である。この業務には、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、遊休農地に関する措置を中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関する資金や税制、農業者年金などにかかわる業務も含む。これらの業務は、それぞれの地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保とその有効利用をすすめる上で、特に重要となっている。

② 農業振興業務（農業委員会法第6条第2項）

農業委員会の専属的な業務（法令業務）ではないものの、農業委員会が農業者の公的代表機関として、農地の利用調整を中心に地域農業の振興を図っていくための業務である。特に、育成すべき農業経営の目標を定めた市町村の「基本構想」（農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の育成方針）の実現に向けた認定農業者の育成と、農地の利用集積、農業経営の法人化等を進める取り組みが強く期待されている。また、農業および農業者に関する調査研究や情報提供に関する業務についても、農業の発展と農業者の地位向上を図るとともに、各種の業務を円滑に行う基盤として位置づけられている。

③ 意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務（農業委員会法第6条第3項）

この業務は、農業委員会の行政機関としての性格ではなく、農業者の公的代表機関としての性格を前面に押し出したもので、地域内の農業および農業者に関する全ての事項について意見を公表したり、行政庁に建議し、または行政庁の諮問に応じて答申する業務である。真に地域の農業や農業者の立場に立って、その進むべき方向とこれを実現するための政策のあり方を明らかにしていくことは、農業者の代表として選ばれた農業委員で構成される農業委員会の極めて大事な役割である。

6. 農業委員会の運営について

① 活動計画の作成

農業委員1期3年の任期の活動を展開するため、毎年「活動計画」を作成し、活動の状況を点検・確認して推進することが必要である。

② 総会

総会は、合議体である農業委員会の最高議決機関である。通常、会長の招集で開かれる。この総会は、農業委員会法第6条に基づいて、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し、決定していく場である。

③ 部会

ア. 農地部会

選挙委員の定数が21人以上の農業委員会は1つまたは2つ以上の農地部会を設置できる。

イ. その他の部会

選挙委員の定数にかかわらず、1つまたは2つ以上の部会を設置できる。

④ 会議の公開・議事録の作成

農業委員会の総会や部会は公開される。農業委員会の会長は、農業委員会の総会や部会の議事録を作成し、一般の縦覧に供さなければならない。

7. 旭川市の農業委員会

① 委員会構成（平成 26 年 3 月 31 日現在）

区分	選挙による 委員	推せんによる委員					合計
		農業協同 組合	農業共済 組合	土地 改良区	市議会	小計	
委員数（人）	28	4	1	1	4	10	38

② 事務局構成（平成 25 年 5 月 1 日現在）

区分		事務局 合計
事務係	6 人	14 人
農地係	5 人	

③ 会議開催状況（平成 25 年度）

区分	総会	運営 委員会	委員 協議会	農地部会	農政部会	特定 委員会	計
回数	4	8	1	12	6	4	35

④ 農業委員会選挙人名簿登録人員（平成 26 年 3 月 31 日現在）

選挙区 区分	1 区	2 区	3 区	4 区	5 区	6 区	計
世帯	516	268	213	55	306	192	1,550
人数	1,026	581	455	120	687	399	3,268

選挙区域 1 区：東旭川・旧市内の一部、2 区：神楽・旧市内の一部、3 区：神居、
4 区：江丹別、5 区：東鷹栖・旧市内の一部、6 区：永山・旧市内の一部。

⑤ 年度別農業委員会選挙人名簿登録人員（各年度 3 月 31 日現在）（単位：人）

選挙区 年度	1 区	2 区	3 区	4 区	5 区	6 区	計
平成 16 年度	1,668	867	662	183	990	587	4,957
17 年度	1,572	848	636	170	937	568	4,731
18 年度	1,465	812	622	165	892	559	4,515
19 年度	1,323	789	585	151	850	523	4,221
20 年度	1,277	760	564	139	818	487	4,045
21 年度	1,254	721	542	128	788	471	3,904
22 年度	1,226	680	519	127	770	449	3,771
23 年度	1,124	653	497	128	746	428	3,576
24 年度	1,084	622	477	125	713	419	3,440
25 年度	1,026	581	455	120	687	399	3,268

全体的に減少傾向である。特に 1 区の人員減少が目立つ。

⑥ 農業委員会費

平成 25 年度予算 35,670 千円

平成 25 年度決算 33,781 千円

（単位：千円）

区分	予算（流用後）	決算	不用額
報酬	18,977	18,488	488
給料	7,200	7,200	-
賃金	1,095	1,076	18
報償費	668	448	219
旅費	2,634	1,739	894
交際費	59	59	-
需用費（消耗印刷費）	1,525	1,460	65
需用費（食糧費）	15	10	4
役務費（通信運搬費）	130	130	-
役務費（手数料）	2	1	0
役務費（筆耕翻訳料）	2	2	-
委託料	114	113	0
使用料および賃借料	2,001	1,873	127
負担金	1,246	1,178	67
合計	35,670	33,781	1,888

概ね予算どおりに執行された。

(目的)

本市の農業の発展と農業従事者の地位向上を図ること。

(始期)

昭和 26 年

(根拠法令等)

農業委員会法

(事業内容)

農地法、その他関係法規に照らし、農地等の事務処理を行うとともに、農業者年金の窓口のほか、委員会独自の活動として農地移動適正化あっせん事業、農業後継者対策等を行い、本市農業の健全な発展に寄与するため。

(事業成果)

内容	詳細
会議の開催	総会、農地部会および農政部会、運営委員会等 (35 回)
農業委員会等研修	道外視察研修 (千葉県、茨城県、群馬県) 17 名
農業振興政策	旭川市農業農村振興施策に関する建議 (市へ : 4 項目、国・北海道へ : 9 項目)
農業生産法人の育成	研修会および講習会への参加 (平成 26 年 3 月末現在 53 法人)
農業者年金業務	年金裁定、農年相談活動ほか
農地生前一括贈与および相続税納税猶予	継続届の受理・送付
農業情報の周知活動	「農業委員会だより」の発刊等 (9 月、3 月)
農地移動適正化あっせん事業	21 件 52.38ha
利用権設定等促進事業	548 件 1,274.73ha
農地事務処理	農地法第 3 条 83 件 272.76ha、農地法第 4 条 39 件 2.41ha。 農地法第 5 条 93 件 7.73ha、農地法第 18 条 202 件 507.92ha。 現地目証明 209 件 16.57ha。
大臣許可 (農地法第 4 条、5 条許可)	-
国土利用法	現地確認調査
特定開発許可に関する事前審査	-
土地改良事業の届出	-
違反防止政策	現地是正指導
農地等利用状況調査 (農地法第 30 条)	-

(全国平均との比較)

業務		根拠法	年間実績の全国平均	旭川市の実績(平成 25 年度)
農地の権利移動 関係の業務	農地の売買・貸借 の許可・届出	農地法第 3 条	40 件 (※1)	83 件
	農用地利用集積 計画の決定	農業経営基盤強 化促進法第 18 条	206 件 (※1)	552 件
	農地の賃貸借の 解約の許可・届出	農地法第 18 条	26 件 (※1)	202 件
農地転用関係の 業務	農地転用の知事 許可関係業務	農地法第 4 条、第 5 条	37 件 (※1)	25 件
	農地転用の届出 関係業務	農地法第 4 条、第 5 条	37 件 (※1)	104 件
遊休農地に対す る指導など	農地の利用状況 調査	農地法第 30 条第 1 項	1 回以上 (※2)	8～10 月に実施
	遊休農地の所有 者に対する指導	農地法第 30 条第 3 項	82 件 (※2)	41 件 (※3)
	農地の利用関係 のあっせん	-	18 件 (※2)	21 件

(※1) 農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査(平成 23 年)」

(※2) 農林水産省経営局農地政策課調べ(平成 23 年度実績)

(※3) 全国平均と比較すると少ない。これは、(遊休農地面積) ÷ (管内の農地面積) の割合が 0.5%であり、これまでの遊休農地に関する措置により指導の対象となる遊休農地が少ないためである。

(追加監査手続)

ア. 宿泊料について

旭川市職員の旅費に関する条例 別表第 1 1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料によると、道外の宿泊料は 1 泊につき 12,000 円である。にもかかわらず、平成 25 年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会、上川地方農業委員会連合会府県農業事情視察研修の旅費の精算書を閲覧すると東京都内宿泊で 7,300 円であった。

この点について確認したところ、交通手段・宿泊地・昼食代等が予め実施要綱等で定められており、研修の性質上、実施要項等で定められた金額で旅費を支払うことにより研修に参加することとなるため、同条例 36 条 1 項により実費を支給しているとのことであった。なお、この実費支給にあたっては、人事課との合議決裁も経ているとのことであり、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 日当について

旭川市職員の旅費に関する条例 別表第 1 1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料によると、

日当は1日につき2,400円である。にもかかわらず、平成25年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会、上川地方農業委員会連合会府県農業事情視察研修の旅費の精算書を閲覧すると2,775円であった。

この点について確認したところ、人事課の「出張時の取扱いについての通知」に基づいて調整したためであり、特に指摘すべき事項はなかった。

(監査結果)

農業委員会費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。